

第十九回 参議院文部委員会會議録第十六号

昭和二十九年四月六日(火曜日)午前十四時四十分開会

文部政務次官 福井 勇君
文部省初等中等教育局長 緒方 信一君
事務局側
常任委員 竹内 敏夫君
会専門員 常任委員 工藤 英司君
会専門員

委員の異動
四月二日委員吉田萬次君及び河野謙三君辭任につき、その補欠として高橋衛君及び杉山昌作君を議長において指名した。

四月五日委員横川信夫君辭任につき、その補欠として、吉田萬次君を議長において指名した。

出席者は左の通り。

委員長 川村 松助君
理事 劍木 亨弘君
加賀山之雄君
荒木正三郎君

委員

木村 守江君
田中 啓一君
高橋 衛君
中川 幸平君
吉田 萬次君
杉山 昌作君
岡 三郎君
高田なほ子君
永井純一郎君
石川 清一君
長谷部ひろ君
野本 品吉君
須藤 五郎君

國務大臣

文部大臣

大達 茂雄君

政府委員

公安調査庁次長

高橋 一郎君

第七部

文部委員会會議録第十六号

昭和二十九年四月六日【参議院】

本日の會議に付した事件
○公聴会開会に關する件
○義務教育諸学校における教育の政治的中立の確保に關する法律案(内閣提出、衆議院送付)
○教育公務員特例法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
○教育、文化及び學術に關する調査の件(女教員のかく首問題に關する件)

○委員長(川村松助君) 只今から文部委員会を開会いたします。
先ず最初に公聴会開会についてお諮りいたします。

只今当委員会において審査中でございます義務教育諸学校における教育の政治的中立の確保に關する法律案及び教育公務員特例法の一部を改正する法律案は、一般的に關心及び目的を有する重要な案件でありますので、利害關係者及び學識経験者等から意見を聞いて審査の参考にするため公聴会を開きたいと思ひますが、御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり
○委員長(川村松助君) 御異議ないと認めます。公聴会開会の日取及び公述

人の大體の教につきましては、先般の理事会においてこれを四月の二十二日、四月二十三日、四月二十四日の三日間に亘つて開き、公述人の数は四月二十二日及び二十三日は各四名程度、四月二十四日は二名程度とすることに決定いたしました。つきましては理事會決定の通り御承認頂きたいと存じますが、御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり
○委員長(川村松助君) 御異議ないと認めます。公述人の具體的選定等につきましては委員長及び理事に御一任願いたいと思ひますが、御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり
○委員長(川村松助君) つきましては議長に提出する公聴会開会承認要求書を朗読いたします。

公聴会開会承認要求書
事件の名称 義務教育諸学校における教育の政治的中立の確保に關する法律案、教育公務員特例法の一部を改正する法律案
公聴会の問題 義務教育諸学校における教育の政治的中立の確保に關する法律案及び教育公務員特例法の一部を改正する法律案について

公聴会の月日 四月二十二日、四月二十三日、四月二十四日、四月二十三日の決議を経て、参議院規則第六十二條第二項により要求する。

昭和二十九年四月六日
文部委員長 川村 松助
参議院議長 堤康次郎殿

只今朗読の通り議長の承認を求めるために議長に提出したいと存じますが、御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり
○委員長(川村松助君) 御異議ないと認めます。

○委員長(川村松助君) 次に義務教育諸学校における教育の政治的中立の確保に關する法律案及び教育公務員特例法の一部を改正する法律案を一括議題といたします。前回に引續き総括質疑を行います。御質疑のおありの方は御発言を願ひます。

○高田なほ子君 その問題に入る前に、委員会の運営について私は希望を申し上げたいのですが、それは朝日新聞或いはその他の新聞でも、この文部委員会の審議の状況について、非常に心配をした結果、いろいろの表現で載つておるようでございます。その表現は、大體野党側のこの審議引延ばしの作戦が効を奏して、自由党と野党側が非常に狼狽をしておる。それで大達文部大臣が衆参自由党の文部委員を招いて、この議案審議の促進方を要請したというふうな新聞記事が出ておるわけでありまして、これはこれは是非を申し上げるわけではございませんが、ただここに確認しなければならぬことは、本参議院の文部委員会は、実に伝統的に中正な立場をとり、お互いに困難な問題に會つたときには譲歩しながら、常に慎重審議をして来たと思ふのです。これは歴代文部委員長の良識が参議院の文部委員会の性格を非常に高尚に、

而も高尚な審議権を完うさせて来たことは感謝しておるわけであります。こういう中で野党側が無理に引延ばすとか、或いは又自由党のほうにも足並みが乱れて云々という記事がありますと、どうもふわりとした真剣な我が参議院文部委員会の空気が何か氣持が悪いのです。それでここで確認していただきたいことは、私どもは今後の審議についても決して法案をだら／＼引延ばしてどうしようというふうな無謀なことを考へてゐるのではなく、衆議院においても或いは世論においても非常に問題になつた法律であるだけに責任をもつて審議したい、こういう本當に真剣な考へ方を持つてゐる。又野党の皆さん方も同時にそうあられると思ふわけでありまして、従ひまして本文部委員会は今後慎重審議をするのだ、お互いにこういう確認の上に立つて本委員会が進行されなければならぬ、こう考へますので、甚だ私ごととき若輩がこういうことを申し上げるのはおこがましくお耳ざわりでもあらうかと思ひますけれども、どうぞ一つ今後我々も真剣に、お互いに真剣にやつてゐるのだ、こういう確認の上に立つて本委員会の議事が進められることができません、特段に川村委員長にお願い申し上げます、又委員会としてこの私の心からなる発言を御了解頂きたい、こういうふうな考へまゝして発言を申し上げた次第でございます。

○劍木亨弘君 関連して。只今高田さんの言われたことは先ほどの理事会で

もちよつと話されました問題で、私も甚だ同感でございます。我々も決して引延ばしとか、そういうことではなしに、慎重にやつて行くということについて同様の意見を持つております。

○高田なほ子君　そこで前文部委員会の大連文部大臣の御答弁が、若干私たちの質問に対して的外れたために、委員会の終り間際に問題を少し残したようです。これはこの資料の出所或いは資料が調査されて集まつたその調査方法、こういう問題については大臣としては言い得ない、こういうようなことでございまして、岡、荒木両委員から又相馬委員からも御発言があつて、本文部委員会の審議の、より軌道に乗るために、どうぞ大連文相も言えないとか、そういうことは駄目だとかいうのではなくして、より協力をす

るという建前に立つて川村委員長に協助力の善処を要望してもよろしく、こういう御発言があつたわけですね。でありますから、川村文部委員長としてはよろしくございまして、お答えをされたのでありますから、その後大連文相に對しまして、メモの出所並びに調査方法については言えないと言われた大連文相に對して、相当にお話合ひにならば何なり積極的な御努力がなければならぬようにも常識として考えられる。そこで川村先生に誠に恐れ入りますが、よろしくございまして、言質がどういふふうには具体的にございしたか、大臣としてはどういふ形で協力態勢を示すようにお話になられたか、こういう点についてお話を頂ければ誠に仕合せだと思ひます。

○委員長(川村松助君)　お答えいたします。高田委員から只今お申出のよう

なお申入れがありましたので、昨日日本に亘りまして要望いたしておりましたが、まだ用意が整つておられないようであります。

○岡三郎君　今委員長が用意ができてないという話で、その内容は伺つてないから即断してはいけないと思つたのですが、前の委員会で委員長のほうにお取計らいをお願いしたいといつたことについて、まだその用意ができていないといふ内容だと思つておられます。

○委員長(川村松助君)　そうです。前委員会においても申し上げたことは、結局委員長理事會において九つの事例について一応本文部委員会がこれを具體的に調査するということが、本問題については一応或る程度めどがついたと思つてはいます。ただ問題は、私が強く強調している点は、例えばこの戦争に敗れた直後において日本が戦犯に問われた、そのときにいふ／＼の該当事が追放された、こういうふうな／＼な問題があつたときに、やはり識者であろうと一般国民であろうと、すべてのものはどういふわけで罪に問われたのかという問題について誰も無関心ではおられなかつたわけですね。これは問題が違つても、私はそれよりもなお関心を持つてゐるわけでありまして、教育者が、或いはPTAのかたがたが、具體的に事例を挙げられて、これこれの悪い教育をやつてゐるんだ、こ

う言われたときに、その該当事が果してそれをどう思つてゐるのか、で、私は率直に言つて日本の中において偏向事例は絶対にないんといふことを思つてはおりません。偏向教育はあるかも知れないし、多分あるのではあ

うといふふうにも思つておりますが、併し二十四の具體的な事例を挙げて、そうしてここに偏向教育が行われてゐるといふことになるならば、そのことについて、その該当事項の学校なり、或いはPTAなり、子供なりといふものは非常に私は真剣であると思つてあります。従ひましてそのことについて若しも状況が違つてゐるというならば、謙虚にこれは文部省当局が聞いて、そうしてその真偽といふものを明確にして、文部省なりといふことも私は間違ひは絶対にないといふことは私にはないと思ひます。そういう点で具體的に間違つてゐるならば過ちを改むるに

際のことなれば、私は率直にこのことは教育の全般に影響を及ぼしますので、この点とこの点とはやはり少し即断に過ぎた、全然事例はないとは言えないけれども、文部省の取上げ方が少しきつたかつかつたといふように、具體的に指摘をして、そうして速かにこの事例に對して一般の誤解がある点は解くべきところは解いて、そうして日本の教育界全体を明朗にしてみらなければならぬ、何かしらとにかく日本の教育が、共産党とか、或いは赤といふ言葉で、なんとかかんとか陰鬱な空氣の中に新入學を迎えるといふことは、私は誠に慨嘆に堪えないと思つてあります。そういう点で私は前に文部省に對して、これは単に文部省を困らせることではなくて、それを言われたところの当事者、それを指摘されたところの学校といふものは、やはりそれに対して答をなければならぬし、それを国民一般が注目してゐる、こういう観点で、我々はどうして文部省がそ

う事例を調査されたのか、どうしてそういうふうに取り上げられたのか、そのほか日本中に多くあると言われるが、そういう抽象的な言葉で教育を冒瀆されては困る、もつと明確な教育の状態といふものを現出するといふ文部省に意図があるならば、これらの事例について謙虚に本委員会において御答弁ありたいといふような衷情を披瀝して、私は委員長にお願いし、文部当局にもそれに則つて審議が進行せられるようにお願いして来た、そういう点について非常に、該当事例があつたところの教育者は非常な／＼な疑念に包まれてゐると思つたのであります。私は先ほど言つたように偏向事例もあるでしよう。そういうふうな角度から文部省当局もあの資料について謙虚な立場で誤解があつた場合には誤解を一掃して行くといふような親心を持つて私は処理されたいと思つてあります。それを一つお願いすると共に、それに対して文部当局の御返答を聞きたいと思つてお

る者あり。

○委員長(川村松助君)　今文部大臣から答弁なさいます。

○國務大臣(大藏茂雄君)　文部省から御要求によつて出しました資料につきまして、これは過日も申上げた通りであります。私どものほうで成るほどこれは間違つておつたといふことがはつきりいたしますれば、取消しなりその他適當な方法を講じたいと思ひます。

○田中啓一君　この本委員会に提出されました事例といふものは、過日衆議院におきまして阿法案の審議の過程におきまして委員会のほうから要望がありまして、何か偏向教育について文部省が知つておることがあつたらそれを見せてもらいたい、こういうことが再三要望をせられて、そうしてまあ自分の知つておる範圍のことは委員会のほうへ出しましてしようといふことでお出しになつたんだと思つてあります。さうして文部省は一つ／＼の事例について私は十分な審査をする権限は持つてはおりませんと私は思ひます。そこで本委員会におきましては、これらの点をできるだけ明らかにするといふ意味で、先般この問題を理事會に移し、そして証人を若干の事例について喚問をして、そしてできるだけ明らかにしよう、こういうことに出でおりますので、私はまあ文部省としましてはできる限りのことはしておられるのだと、こういうことは認識に立つてあります。只今又岡君も、実は偏向教育といふふうなものはまあ若干はあろうと、こういう御発言でございまして、これ又思ふといふならそれは何だとやつて行けば、これは又際限もない話だと私は思ふのであります。これらの点は際限なくどうも論じておりましたはきりがないので、私は文部省としましては、文部大臣初め、できるだけこれらの問題についても謙虚なる態度で臨んでおられると実は考えるのであります。どうかこの程度で一つこの問題は打ち切りと願ひたいと思ひます。

○岡三郎君　今の点について私が二項に分けて言つてゐるわけなんです、まあ具體的に本委員会において事例についての調査をせられると、現地調査といふ形をとらないでここでやられるといふことについて、委員長理事會においてやつておられることを了承してゐるわけでありまして、ただ問題は、私

が思うということではなくて、具体的に要求があつたか否かということとは別に、具体的に資料がここに出されて来ているわけでありませう。そうすると、例え川村委員長が仮に岩手県において学校の教師であつた場合に、川村松助の教育というものは誠に偏向教育をやつておつたというふうなことを端的に具体的に指摘された場合に、その当事者を廻るところの学童並びに父兄、本人その学校及びその郡、県全体の教育に関心ある者は、これは一体どういふことなんだというふうにして、すべてが思うわけなんです。そういうふうにはこれは一事例ということよりも非常に広汎なる影響を持つ問題になつて来るので、私は単に偏向教育の事例という形ではなくして、具体的に指摘されたところに対しては、やはり文部省はそれに対して異論があつたときにはやはりそれを謙虚に聞き、そして十分にその周りをいふものをお調べになつて、そうしてそれに対してこれはこういう点が行き過ぎであつたなら行き過ぎであつたというふうにして、この点を明確にして行く。これは本人が仮に若しもその通りにやつておつたならば、それを過ちを鞭打つということとは本人に対して酷であるといつたことなどよりも教育をよくして行くという面から言へば私たちの責任は当然なんです。

そういう点で、私はその観点を間違わずに一つやつて行つてもらわなければならぬというふうに考へてゐるわけでありませう。それを文部大臣は出所は言へぬというところで一点張で、前々文部委員会においてそれを取扱われて来たわけなんです。そういうふうに言

れてしまふと我々としてもやはり角度を変えて資料そのものについての出所というものが言へないというならば、これは一体どういふふうな取扱をしなければならぬかというふうな国会の建前から格式張つてこれをとり上げて行かざるを得ないやうに我々は思つて居ます。そういう点で今のところまだ間に合はないというならば私はここで本日はこれ以上やつても委員長のほうにお取計らいをお願いしたわけですから、本日はまだ十分用意がないというならば、今日はここで私はこの問題についてあえて触れないけれども、今後具体的にこの二十四の事例を私は個々一つ一つを解決して行かれることが当面重要な問題であると私は思つて居る。ところでその当事者及び県の教育というものはやはりその過ちがあつたならばこういうことは再びしてはならないと思ふし、又若しも過ちがあつたならばこれは一掃してやらなければならぬというふうにして、そういうところに教育の振起というものがあつて、教育を振起するといふことが出て来ると思ふので、そういうふうな我々と思つて居るので、単に偏向事例の一事例というふうな観点ではなくして、具体的にそういう心配を排除して行つてやうという観点でございませう、この点は一十分御了解を願ひたいと思ふ。先ほど言つたやうに、あとで用意ができたならそれについて又お尋ねをするというこゝにして私の質疑はここで本日は。

たはずでございませう。私もこれはこの問題は理事会の決定によつて一応そこで話が済んでおると思つておられます。なおその理事会の決定以外に意見がありませうならば、この問題は一つなお追加して理事会において御検討して頂きたいというふうにして、本日は一つ総括質問を速かに始められんことを希望いたします。

○永井純一郎君 今御木さんの話はちよつと私は理事会の報告を受けておりますが、ちよつと違ふと思ひますが、理事会できまつたことは、その文部大臣が二十四の事例或いは中立性の保持されない事例の報告についての答弁が十分でないから直接委員会が調べると、調査するといふことはきまつておりますが、文部大臣がこの事例に、二十四の事例なり中立性が保持されてない事例の報告についての責任ある答弁をしてもらないが、それはそれでよいのだといふことにはこれはなつていない、そこで私はまだ二十四の事例或いは中立性の保持されてない報告についてまだ一度も質問もしていない、ほかの人たちはいろいろ思つて居る、私も、私はまだしよと思つて居る、これはいきなりそういうふうになつてもまだ我々は質問も全然してないもので、それから、これは文部大臣の責任はそれで済んだといふことにはならないと私は思ふ。ですからその点は私どもは文相に対する質問をもう少し続けさせてもらわなければいけません、こう思ふのです。

○御木幸弘君 内容は質問をするとかなんとか言つてないのです。資料の提出について非常に問題になつたので、それで理事会に、相馬委員の發議で委員会の皆さんの承認を得て、そうして理事会におきましてはその出所なり、それをせんざくしてそのことで日時を費すよりも、委員会が独自で信憑性について調査するといふので、私どもは証人喚問に賛成した。そこでそのことが、理事会の了解が十分であるならば、一つこの問題をもう一遍理事会でおおその点が十分であるかどうか検討をさせて頂いて、今日はこの問題は飽くまで、今も岡君もそれで一応打切ると言つておられましたから、この程度にして頂いて、一般質問に速かに入つて頂くように希望いたします。

○須藤五郎君 私は、この問題について委員会でも、若しも文部当局が二十四の事例を真実だと信じて、そして文部省の調査によつてこれを提出したならば、今後これが真実でないという証拠が上り、判明したときは、文部省はそれに対してどう責任をとるのか、それに対して文部大臣は言を左右にして答えていない、この点は私ははつきりしておく必要があると思ふのです。若しも文部当局が調査したのでない、ほかからの資料で、これが手に入つたといふならば、この資料を文部当局に提出した人が責任をとるのか、併しそれは筋が違つて居る。これを公表した文部当局が責任をとるのが当然だと思ふのですが、それに対して文部大臣は一切答えていない。この点もう一遍文部大臣、はつきり答弁をしてもらいた

○田中啓一君 いや重要な問題だと言つて、議事進行が先でしょう。

○委員長(川村松助君) 御木君の議事進行の発言に対してお諮りいたします。御木君の御発言に賛成のかた、御起立願ひます。

〔賛成者起立〕

〔高田なほ子君〕そういうふうにしてないほうがいいと思ひます」と述ぶ。

○委員長(川村松助君) 御木君並びに田中君の言うやうに、理事会に預けて、そうしてもう一回検討するのを待つと、こういう御発言だから、私、差支えないと思ふのですが。

ちよつと速記をとめて下さい。

〔速記中止〕

○委員長(川村松助君) 速記をつけて下さい。

○岡三郎君 前の委員会において、文部省から出された偏向教育の事例について、その出所、或いは調査方法についての文部当局の御説明は、できないという答へ、文部当局が説明ができないという答へに對して、それでは済まないではないか。何とかしてこの点について委員長からよろしく文部当局のほうに、するやうに御懇願したい、こういうふうには私は発言しておつたと思ふのです。それに対して委員長から、まだ調査ができておらんといふことの御回答があつたわけなんです。が、それは今いろいろと論議の結果、それは高田委員のほうの調査資料の要求といふことがはつきりしたわけなんです。そうすると、私に對する御回答はまだなされておらないと思ふので、先ほど、前の委員会の私の要望に對する取計らいについて、一つ文部当局がどういふ

県教組が編纂しております。そうしてこれは日教組がこれを是認をし、又

日教組のいろ／＼な内部の会合においても、或いは世界教育者の会議です。か、そこへ行きましても、やはり日教組はこの点を特に取上げて説明をしております。かような事情から見れば、私どもの判断によれば、比較的这个山口県の場合、或いは滋賀県の場合のこのときは、日教組の運動方針にその源を発しておるのではないかと、こういうふうには思います。併しこれは事実について、その因果の關係、實際の連絡の關係を立証する手段はありません。従つて先ほど申し上げましたように、これらの事例が、直ちに日教組の運動方針に基いたものである、こういうことを申し上げることはできません。ただこれは判断に待つてはかたはらないと思ひます。

○荒木正三郎君 私は明確にしておきたいと思ひますので、そういたしますと、これらの事例は、偶発的な出来事であると、そういう判断の下に出しておられるのか、その点を私は明確にしておいて頂きたいと思ひます。

○國務大臣(大達茂雄君) これは偶発的であるのか、日教組の運動方針に基いたものであるのか、その辺は明らかでないのです。偶発的と断定をしておるわけではございません。又日教組の運動方針、指令に基いてなされたということを断定しておるわけでもありません。ただ事実上の偏向教育の事例として提出したのでありますから、そういう意味で御覽を頂きたい。

○荒木正三郎君 そういたしますと、私は大達文部大臣の本会議における答弁というものを取消してもらふ必要があるというふうに考へるのです。少くとも文部省がこの資料を出されたのは、偏向教育の事例のうち、最も私は

著しいものと判断せられてお出しになつたものと思ひます。その最も顯著なものとしてお出しになつたものと思ひます。そこで文部大臣の答弁は、今日各地方においてこういう偏向教育が行われておるといふことを先ず認めて、而もこれが日教組の計画的な指導者によつて行われておると認められなければならない、はつきりおつておるわけでありまして、そういう答弁を明白にしておられるのに、今日これらの事例は關係があるのかないかわからぬとおつしやつておるのですから、私はこの間に可なり開きがあると思ひます。従つて今おつしやることが事実なら、私は本会議の吉田委員に對する答弁といふものは取消されるべきものだ、少くとも今おつしやつたように訂正されるべきものである、こういうふうに考へる。

○國務大臣(大達茂雄君) 私の判断では、日教組が偏向教育を行ふべきことをその運動方針とし、そしてこの決議において、或いはその他の場合において、指令と申しますか、そういう指示をしておることは、はつきりしてゐるのであります。今日行われておる偏向教育は、この間に、私の判断において無關係であるとは考へません。従つて本会議において私はさうに認めておることを申し上げたのであります。ここに或る具体的な事例が一々日教組の誰がそこへ行つてどういう指図をしたとか、どの先生が日教組からどういふ指令をもつてそれをした、そういうことを立証する資料はない、従つて個々の例について、これが日教組の教唆によつて、或いは扇動によつてしたものであるといふことは申し上げられません。併し一般的に見て私の判断にお

いて、日教組がしばしば明らかに偏向教育をなすことを指示しておる限り、そうして日教組が日本の教職員に對して非常な事実上の影響力、支配力を持つておる限り、私はこの間に關係がないとは考へられない、従つてさうに認められると私の判断を申し上げたのであります。

○荒木正三郎君 私は今文部大臣が言われた判断については全く異なつた見解を持つております。併しそれは後刻質疑の段階において明らかにしたいと思ひますが、更にもう一点お尋ねしたいのは、私どもの手許に滋賀県における事例といふものがやはり文部省から配られております。これは偏向教育の事例の中に滋賀県日記が出ております。これと滋賀県における事例とは何らかの關係があるのかどうか、關係ある資料として出しておられるのかどうか、お伺ひしたいと思ひます。

○國務大臣(大達茂雄君) これは私の判断では關係はないのだらうと思ひます。

○荒木正三郎君 そうするとこれは全く別個の資料として二十四の事例のほかにこれを追加するといふような意味でお出しになつてゐるのですか、どうですか。

○國務大臣(大達茂雄君) これは今お話を通りに、これを一緒に出しておる。これは非常に長い資料でありますから、これを別冊にしたいといふだけあります。

○荒木正三郎君 私は滋賀県における事例といふものを讀みました。その内容も見まして、こういうものがどういふところにあつたのかといふことについて非常な疑問を持つておる一人なん

です。この内容を見ると、恐らく私は或る政党内によつて用意されたようなこれはものじやないかといふふうに想像しておるわけですが、これは何らか滋賀県教員組合と關係があるようにお考へになつてゐるのですかどうですか。その点をお伺ひいたします。

○國務大臣(大達茂雄君) これは書いた人の実名もわからなかつておる。これは別に政党内から入手したとか、そういうふうなことは全然ない。

○荒木正三郎君 私の判断では、これは滋賀県教員組合と全く無關係のもので私は内容を一読して、それが直ちにわかるのです。その点を明らかにして頂きたいと思ひます。

○國務大臣(大達茂雄君) これは滋賀県教員組合とは關係がないかも知れません。これは実はわからないので、私どものほうでは先ほど申し上げましたように、そんなことを一々調べる方法はありませんし、ただ入手し得たこの資料、これは特定の先生の意見であり、又先生が子供に自分の教育についていふ／＼結果を報告したような体裁のものであります。子供に作文をたくさん書かせたりしてゐる。でありますから、これは滋賀県の県教組の正式な書類といふふうには、私どものほうで思つておりません。

○高田なほ子君 今、荒木委員が滋賀県における事例を大臣に質された中に私は非常に腑に落ちないのですが、それは私にもよくわかりません、こういうふうに答えておられる。そういたしますと、これは国会に出された正式な文部省の参考資料として、前の文部委員会において大達文相は本委員会に出されたこの参考資料については、文

部大臣は責任を持つたのだ、一つ／＼責任を持つたのだといふことを明確にせられた。この偏向事例についての責任の所在を明確にせられた。それで今その滋賀県における事例はこれと同じもので追加されたものであるといふ御発言があつたのですから、大臣が責任を持たれるものが大臣にここで又わからぬといふような御態度をお示しになることは、どうにも私は腑に落ちません。そこでこの滋賀県における事例、これについても、大臣が責任をお持ちになるなら、なぜわからないといふことをおつしやるのか。わからない点について、もつと私たちに納得の行くような答弁をして頂きたい。

○國務大臣(大達茂雄君) これは今、荒木さんのお尋ねは滋賀県の県教組との間に何か關係があるのか、こういうお尋ねであつたのであります。その点はわかりませんと、こう申し上げたのであります。無論この資料によつてもわかる通り、これは滋賀県教組の關係の資料であるといふことは資料として書いてないのでありますから、その辺はわからない点はわからぬと申し上げたのであります。ただこれを資料の上で滋賀県教組がこういうものを出した、こう言つてゐるのではないから、その点は御了承願ひたい。

○高田なほ子君 そういたしますと、文部大臣は今荒木委員のお尋ねに關連して偏向教育が行われておるといふことは、偏向した教育を行ふべきであるといふことを日教組が指示や指令を出してゐるのだ、こう言つておられる。そういたしますと、これは偏向教育の一つの事例として大臣が責任を持つてお出しになつたものなんですから、当

然これは日教組が関係があるというふうにお考えに、心の中でお考えになつていらつしやるのに、今これが教組と関係があるかないかということはおわかりにならないものだから、あなたはわかりませんとおつしやつてゐるのではありませんか。

○國務大臣(大連茂雄君) 県教組との関係はわかりません。わかりませんが、わらわらしませんと申し上げたのであります。

○高田なほ子君 そういたしますと、これは滋賀県における事例、これは出場所もわかり、これを書いた人の名前も知つておるとおつしやつておられますね。そういったしますと、これはやはり大臣が全責任を以てお認めになつていらつしやるわけですね。

○國務大臣(大連茂雄君) 私どもは毎毎申上げますように、私どもが資料として入手し得たものについては大体事実である、かように考えたものを御参考に資料として提出したわけでありまして。

○高田なほ子君 そうすると、日教組が偏向教育をするように指示、指令を出してゐるとおつしやつてゐますが、これは別に日教組との関係がわからないというのなら、これは日教組の指示、指令に基づくものではない資料だということになりますか。

○國務大臣(大連茂雄君) 私はわかりませんと申し上げておるのであります。日教組と関係があるかないかその辺はわからんということをおつしやつておるのであります。

○高田なほ子君 参考のためにお伺いいたしますが、偏向教育をしなさいという日教組の指示、指令ですね、それは

はどういう指令なんですか。私もそういう指令は見たことがないのですけれども、念のためにちよつと聞いておきます。それは又後刻私はこれについては深く質問申上げたので、どういふところからお出しになつていらつしやるか。

○荒木正三郎君 今のは関連質問じゃないと思ひますから、私質問を続けさせていただきます。

○委員長(川村松助君) 今大臣が答弁するからちよつと待つて下さい。(答弁要らないと叫ぶ者あり)

○國務大臣(大連茂雄君) ちよつとお答えいたします。日教組のさうな意味の運動方針を打ち出してゐる点は、日教組の資料によつて見ますというに相当であります。

○高田なほ子君 運動方針なら運動方針、簡単にいいです。私は又後刻ゆつくりとお尋ねしますから、私も勉強してみたいと思ひますから。

○國務大臣(大連茂雄君) 日教組の第十回の定期大会、ここで日教組はこういうことを決議しております。「闘争の目標、平和と独立を守る闘い。この闘いは日教組のあらゆる闘争から……」

○高田なほ子君 そんな一々読まなくてもいいです。

○國務大臣(大連茂雄君) 「この闘いは、日教組のあらゆる闘争を貫く最高方針であり、日本の完全独立と平和獲得のために全力を挙げて闘い、日本の平和勢力の中核となつて前進しようとするのである。」

一、再軍備、徴兵に反対する。
二、平和憲法改正に反対する。
三、全面講和を待ちとる。講和条約

の改正、安保条約、行政協定破棄の闘いを行う。

四、アジア貿易と国際友好関係の促進。

五、平和運動を積極的に展開する。そうして教師として平和教育を進め、父兄大衆の中に平和運動のオルグとなる。(中略)平和教育を日常教育活動のうちで具体的に展開する。」「結構なことだ」「憲法を守つてゐるのだから」と呼ぶ者あり) こういう部類のものであります。これは第十回の定期大会における決議であります。併しこの種の運動方針は、これは教組の資料によりますと始終出ております。まだこれと同じようなことがたくさんあります。

これは私も前から見ると明らかに偏向教育を、つまり平和闘争の一環として平和教育、この平和教育というものがかくのごとき内容において行われる限り、私は偏向した教育であると思ふ。そうしてこれを日常平和活動の中で具体的に展開するというのが日教組の運動方針であります。

○高田なほ子君 これはこの問題は非常に重要な問題で、私はあとに又質問を保留いたしまして出場所だけ伺つておきます。

○荒木正三郎君 この問題は私も重要な問題であると考えましたので、後刻質問をするということをおつしやつておるわけでありまして。従つて私はこの問題は関連質問でないと思ひます。そこで滋賀県における事例ですね。これは日教組と関係があるかないか、文部大臣はわからないという答弁をしておられます。併し文部大臣、この内容をお説

みになりましたか、お伺いします。この内容をお読みになりましたかどうかというところをお伺いします。

○國務大臣(大連茂雄君) 一応読みました。

○荒木正三郎君 この内容を読めば関係がないということはおもう明白になつて来ると思ひます。それに関係があるかないかわからないという答弁をされることは、私は非常に理解に苦しむわけなんです。これは日教組の批判をしております。そうして攻撃しております。これが滋賀県教組と関係があるかないかわからないというところは、この内容をお読みになれば私はすぐにはわかりませんが、どうですか。

○國務大臣(大連茂雄君) これは私も聞いておるところでは、滋賀県の或る学校の先生が静岡県大会に滋賀県の提出する報告書類として出そうとしたというふう聞いております。滋賀県の教組では恐らくこれは否決されたというか、そういうことになつたんじゃないかと思ひます。この辺は詳しいことはわかりません。ただここに資料として出しましたことは、学校の先生が、これによつて非常にこの先生の考え方も詳しく書いてある資料であります。が、こういう先生は、これを見ると思ふに、不真面目な先生方とも思ふ。非常に偏つたものの考え方をしておる先生であり、そうして子供にも始終そういう事例として提出したのでありまして、これは日教組とか何とかというものと、どういふ関係があるかというこの資料として提出したものでありません。

○荒木正三郎君 それでは関係のない事例としてお出しになつた、こういう

ふうに判断しておられると了解していいですか。

○國務大臣(大連茂雄君) これは先ほど申し上げましたように、これは偏向教育の事例としてすべて出したものでありまして、これは日教組との関連のある事例という意味で出したのではないのでありますから、その辺は私も今しばしば申し上げるに、その辺の因果関係はわからないのであります。これは日教組との関係する事例、こういう意味で出したのではないのでありますから、そういうふうなその意味でおとりを願ひたい。

○荒木正三郎君 それでは次には偏向教育の事例として挙げられておるものが、偏向ではないと私が判断するものが幾つもあります。それについての質問は私は後ほどに譲りまして、何と申しましても一番初めにお尋ねをいたしました点は極めて重要で、併し答弁が、甚だ失礼ですがあまいんで、これはどうしても明確にしておく必要があると思ひます。それはどうして大臣の答弁は、偏向教育の事例がたぐさん挙つておる、これは日教組の計画に基いて行われてゐるんだというふうに説明をされておられます。若しこの基礎が崩れたならば、これは当然この法案を提出する基礎が崩れると思つております。私は判断しております。そういう意味でこの関係というものは非常に重要な問題であると考えております。そこでこの偏向事例というものを提出しになつた。これは恐らく文部大臣の言つておられる、今日各地方において偏向教育の事例があると

言つておられるのは、具体的に言へば

これを指しておられると思います。そうしてこれらの偏向事例は日教組の計画に基いているんだと、こういうふうな言っておられるわけですから、この事例と日教組の計画とは、私は一方に繋がつておるものだという判断でこの法案を出して来ておられると思ひます。ところが今聞くとこの事例は日教組の計画と関係があるのかないのか、それはわからんとおつしやつておる。そうすると、この本会議における発言というものは否定せられるということになりますか、どうですか。

○国務大臣(大達茂雄君) 先ほど申し上げたように、私の判断においては日教組がさうな計画的組織的な運動方針を打出しておる限り、各地に行われる偏向教育はそれに起因するものが多い、それに起因するものと認めるということを言つておる。私の判断を言つておるのです。客観的にそれが日教組の指令に基いて行われたと、こういうことを断言はしておりません。速記録をもう一遍お読み下さい。

○荒木正三郎君 そうすると大臣の判断ですね。只今お話になつたところでは、この挙げておる事例は日教組の計画に基いて行われたものであると判断すると、こう……。

○国務大臣(大達茂雄君) あると認めると、ちよつとお読み下さればわかります。

○荒木正三郎君 どういうことですか。

○国務大臣(大達茂雄君) 先ほどお読み上げになりましたね。それをもう一度お読み下されば……。

○荒木正三郎君 これは念のために私は吉田委員の質疑とそれに対する答弁

を読み上げます。「義務教育は、国があらゆる家庭のかけがえのない大事な子供を義務として学校に収容しているのではありません。国が義務として預かっている学校で、このような教育が行われているのを私たちは到底看過することはできません。このような事例は、青森県、京都府、滋賀県、和歌山県、北海道等においてもはつきり指摘し得るのであります。これら一連の教育における政治的偏向は偶然の出来事ではないといふことであります。これは一貫した計画性と指導性の上に築かれた日教組の運動方針によつて打出されたものであります。」と、こういうふうな述べて御質問をしておられる。それに対して大達文部大臣は、「第一のお尋ねは、『この法案を立案するに至つた理由。』というものであります。これは、『と云つて、この理由はこの法案を立案する理由なんだ』というのを特に加えられて、『これは先ほど御指摘になりましたように、今日非常に偏つた教育が各地方において行われておると認められるのであります。かかる状態は到底これを放置すべきものではありません。而もこれが日教組の計画的な、指導者によつて行われておると認められるのであります。でありますからして、今においてこの教育の中立性を維持する法律を成立させるというものは絶対に必要である、かように考えたからであります。』と、これから見ると、どうしても今日偏向教育の事例がたゞさんある、これは偶発的なことではない、日教組の計画に基いて、運動方針に基いてなされておるのではないかという質問に対して文部大臣は、そういう事例はある、放置することはできない、日教組

の計画と指導者によつてやられておるのだ、そうしてこれがこの法案を提出する理由になつておるのだ、こうおつしやつておる以上は、今日地方に行われておる偏向教育の事例といふのはこれです。これ以外にあるかも知れません。併しこれは最も顯著なものとして文部省は国会に提出しておるのです。この地方において行われておる偏向教育の事例といふものは、日教組の計画と指導者によつてさうさせられておるのだ、こういうふうには、はつきりおつしやつておるものであります。そうすれば、この偏向教育の事例といふのは、これは日教組の計画に基いて行われておるものと文部省は判断してお出しになつたものと違ひないかと思ふ。若しその基礎が崩れれば私は法案を撤回しななければならぬと考えております。そういう意味において非常に重要であるから、これは明確にしておらうといふことを言つておるのです。

○国務大臣(大達茂雄君) 今お読み上げになりました通りであります。私はこの事例といふものを基礎にしてこの法律案ができた、こういう意味ではないのであります。今日各地に偏向教育が行われておると認められるのであります。ということは、これは「認められる」といふことは、私の判断を申上げたのであります。この二十四の事例、これだけではありません。私の判断では幾多の事例がまだ我々のわからぬ事例が恐らくあるであらうと私は認めておる。そうしてそれは日教組の計画的指導に基くものと認められるのであります。指導に基くといふことをそこではつきり言つておるのではない。私は、私の判断においては、それ

が日教組の計画的指導に基くものと認める、こういうことを申上げたのであります。その「認める」といふ言葉がありますので、その点は極めて明確であると私は思ひます。従つてさうに御承知をお願いいたします。今日各地に行われておる偏向教育の内容、文部省等によつて現われておるこの平和教育の内容といふものは、日教組の運動方針、文部省等によつて現われておるこの平和教育の内容といふものを極めて符合するものが多いためです。従つて私は日教組のこの運動方針と言ひますか、これが今日各地に行われておるものであろうところの偏向教育といふものに多大の影響を与えておる、かように私は認めておるのであります。御承知の通り、この教育の中立性確保に關する法律案は、教員自身を對象としておるものではあります。教職員団体を通過して教員に働きかけ、そうして偏向教育を教唆扇動するその動きを抑えようとするものであります。従つてこの法律案を提出したといふことは、具体的な偏向教育の事例といふよりも、むしろさうなことを教唆扇動するところの動きを阻止したい、こう考えたからであります。それは勿論この日教組のいわゆる平和教育に対する指示、指導、これが当面具体的に言つておむしる対象になつておると言つても差支えない。この法律は勿論日教組であらうと誰であらうと、又教育内容がどういふ方面に偏つておらうとも、それは区別するところではあります。併しなから今日日教組がさうな運動方針を打出しておる。そうしてその運動方針に對して、つまりその教唆扇動といふ問題を取上げてこの法律案を提出したのでありますから、そういう意味で今

の本会議における答弁を御覧を頂きたいと思ふのであります。

○荒木正三郎君 私は教唆扇動のことをお尋ねしておるのになしに、どのよう判断せられるかといふことをお尋ねしておるのです。ここに挙げられておる偏向教育の事例といふものは、私も内容を讀みました。これを日教組の言つておる平和教育の内容と偏向教育の内容とは全く違つたものであります。併しそのことを論ずることは私は今はいたしません、いづれこれは問題になつておるのです。ただここでこの尋ねたいことは、今文部大臣はこのようにおつしやつたのです。日教組の計画的指導に基くものと認める。今地方に行われておる偏向教育の事例は、言ひ換へれば、この提出した偏向教育の事例は日教組の計画的指導に基くものと認めるとおつしやつた。それに間違ひありませんか。

○国務大臣(大達茂雄君) その通りです。

○荒木正三郎君 そうすれば、これらの事例といふものは日教組の計画的指導に基く結果、こういう事例が起つて来たのである、こういうふうな文部大臣は判断しておられるわけですか。それが故にこそ今度二つの法案を国会に提出して来ておられるといふふうに私は考へる。いづれこの偏向教育の事例が日教組の平和教育の計画に基くものであるかどうかといふことはこの委員会において審議されるし、又十二日、十三日の両日証人喚問することによつてこれらは事態が明らかになる。その結果、私は文部大臣にお尋ねしておきたいことは、日教組の言つておる平和教育と、今挙げられておる偏向教育の事例

とは全く中味が違うのだということが明白になった場合は、いさぎよくこの法案を撤回せられるかどうかということをお聞きしておきたいのであります。

○国務大臣(大達茂雄君) 私は日教組の言っていることと、そうして今日各地で行われておると考えられる偏向教育というものの間には、内容が全く違つておるといふお話であります、私はさように思いません。従つてその点は荒木委員とは全く見解を異にするものであります。ただ法律案を撤回するかどうかといふ言葉であります、これは当面日教組というものの動向といふものは、我が国の教育の上に非常に大きな偏向的な影響を与えていると思ひます。併しこの法律案は、御承知の通り必ずしも日教組とか何とかいふ具体的な問題を取上げているものではありません。(「おかしいぞ、二転、三転しているよ」と呼ぶ者あり)学校教育の場に一方的な教育を行うことを教唆扇動する、その行為を取締ろうとするものでありますから、私のほうでこの法律案を撤回するといふようなことは毛頭考えておりません。

○荒木正三郎君　私の質問もこれは確かに仮定の上に立つております。私は日教組の言っているところの平和教育というものは、ここに挙げられた事例の内容とは異なるものであると考えておるわけなんです。従つて日教組の平和教育の計画がこういう事例になつて現われるとは私は考えておらない。併し文部大臣は先ほども読み上げましたように、これが法案を提出するに至つた理由であるということを殊更附加えて、そうして日教組という具体的な名

前を挙げて、この計画と指導によつて
偏向教育が行われているのだと、だから
法案を出す必要があると、こうおつし
やつておる。従つて若しこの日教組の

平和教育の事例とは無関係なものである、計画と指導によらないものである、ということが明らかにれば、この法案を提出する根拠を失うと思う。根拠を失えばこれは当然撤回すべきである、こう思うのです。ただ併し、私は今の段階では、これは私も仮定の上になつております。果してこの事例が日教組の平和教育の指導によつて起つて来たかも知れない、私は違ふという判断を持つておりますが、併しこれは今後当文部委員会において審議せられるならば、おのずから明白になると思ふ。その明白になつた段階においては、全く別個のものであるということ、が明らかになれば、当然法案は撤回さるべきものであるというふうに考へておるわけです。そこで文部大臣の御意思をあらかじめ私は問うておきたいと思ふ。

○国務大臣(大淺茂雄君) かような法律はその必要がなければ勿論出すべきものではないと思います。私は今日の日本の学校教育において偏向教育が行われておる、そういう認識の上に中立性を確保しなければならんという見地から法律案を提出したわけであります。又今日学校教育に対して偏向的な教育を行うように教唆扇動する動きがある、かような認識の下にこの教唆扇動の行為を抑制をいたしたい、こういう見地から出したのでありまして、勿論さような事実が全然ない、誠に立派な教育が正常に行われておるといふことであれば、何を好んでかような法律

を出す必要はないのであります。私はさような認識を持っておりますから、この法律案を提出したわけでありま

○田中啓一君 私は只今の御質疑、御答弁を聞いておりまして、この際当委員会といたしましては、日教組から日教組の年次大会といいますが、総会といいますが、そういうところにおける諸種の決定があると思います。例えば基本方針でありますとか、或いは運動方針でありますとか、行動方針、綱領でありますとかというような意味のものであります。が、そういう決定がなされておると思うのであります。又日教組には平素中央執行委員会というものがあつて、聞いておりますが、これが又とき／＼お集りになりまして、右に準じたような決定をしておられると思います。それからかような大会或いは執行委員会等におきまして若干期間の、日教組に関する、行動に関する経過報告のごときものがあるやに聞いております。かような資料を大体二十七年、二十八年、二十九年に亘りまして至急日教組のほうに要請されまして、当委員会にお取寄せを願いたいと思うのであります。こういうものがなければ私は今のようなことは本当の審議ができないのではないかと、かように実は存じますので、日教組から資料取寄せの動議を提出する次第であります。

○木村守江君 先ほどの荒木君の質問、文部大臣の答弁を聞いておりますと、結局は国内における偏向教育と日教組の指導方針というやうなことであらうと思うのであります。ところが国内における偏向教育というものは、我々はどんなに目を蔽つておつても偏向

教育の実情を認めざるを得ない。前の日教組の委員長であつた岡君ですら偏回教育はあるだろうと思うというところなことを言つております。これは誠

に残念なことでありますが、どんなに否定しようと思つても、国内における偏向教育の事実はこの否定しきれない、蔽いきれない問題だと思つております。ところがこの偏向教育がどういうような方向でこういうような状態になつたかというようににつきまして、一番関連性の多いのは、日教組の計画的な指導方針によるのが多いのではないかと、これは常識的に考えられる問題であつて、これに對して幾多の挙げられました偏向教育は、これは日教組と関連があるか、日教組の影響を受けてやつたのかどうかというようにを一々これは肯定し、或いは否定することはできない問題であります。これが裏になつて表になりまして関連性があるといふことは、これ又残念ながら認めざるを得ないと思つております。そういう点から考えまして、これは偏向教育の実態を調査すると共に、然らば日教組の偏向教育を起すような教育計画がどういふものか、日教組の実態といふものも知つておかなければこの問題の根底を穿つた調査はでき得ないといふようなことになつて参るのではないかと、思つております。そういう点で先ほど文部大臣から日教組の計画的な指導方針の一つとして教育大会の話がありました、こういうような問題について、もう少しおわかりであります。したら、文部大臣から御説明を願ひたい。若しも今お答えできなかったらそ

れに対する資料をお願いしたいと考えております。

○国務大臣（大遠茂雄君） この日教組についての動向の実態につきましては

私どもは殆んど窺い知ることができません、その内部的の關係は。従つて私どもが知り得ることは、たゞ／＼私どもが入手し得ました日教組自身の文書について判断するだけでございます。これとても極めて不十分なものであります。私どものほうで曾つて日教組のほうにいろ／＼日教組の資料についてももらいたいということを申出たことがありましたけれども、それは要求に応じられないということでありまして、日教組の実際の動きというものについては実は何と言いますか、私どもではよくわからない点が多いのでありますから、私どものほうで日教組とはかくのごときものであるということを経系統的に責任を持つてのお答えはできません。部分的には日教組の資料によつて私どもの判断の資料となるものがありますけれども、ここでもとめて日教組はこういう性格である、こういう運動方針のもとにこういう方向で経過して来たということとは、これは日教組自身でないと私どものほうでは説明がつかない問題であります。(「それはおかしい」そういう矛盾のあることを言つて、平氣でおるといふことはない」と呼ぶ者あり)

○田中啓一君 動機がそうなつておりますから、恐らく今私が申上げた日教組からの資料取寄せについては、満堂の議員諸君は御異議ないと思ひますが、委員長においてお取計らいが願えますか。

○委員長(川村松助君) 交渉してみましよう。

○荒木正三郎君 いろいろ問題に關連して、だから私は日教組の実態について文部委員会において十分調査され、検討されるという事は非常に結構だと思ひます。その代りその結果日教組のいゝゆる運動計画、それとこの事例とが直接指導によるものでないということが明らかになれば、法案は撤回するべきであるという事を了承して貰ひたい。(その通り)はつきりせいで呼ぶ者あり)そうでないといひまいては、(問題にならん)と呼ぶ者あり)だから(關係があるよ)「話が飛躍しすぎる」「もう少し冷静に」と呼ぶ者あり)それで私は先ほどからたびたび文部大臣に質問しております。文部大臣はこれらの事例は日教組の計画に基いてなされているのだ、指導の下になされているのだというふうな考えて、そうしてこの法案を出しておられる。これは単なる偶発的な問題として、(その通り)と呼ぶ者あり)偏向教育があるという事になれば、ひとり岡君のみならず、そういう事実があるだろうという事は私も十分想像できる。併し日教組の指令なり、指導なりに基いて、こういう事例はないと確信している。従つてないということになれば法案は当然撤回されるべきだ。(それは荒木君の独断だよ)と呼ぶ者あり)

○須藤五郎君 先ほど私が議事進行に名を借りて発言を要求したのはこの点であります。要するに大臣がこの二十四の事例を出して、これによつてこの法案を裏付けようとしているわけなんですありますが、二十四の事例に対して大

臣が政治的責任というものをどういうふうに感じているか、そういう点をここで明確に答弁しないで法案を審議しても僕は無駄だと思ひます。だから先ず私はこの委員会を閉じて、理事會を開いて、その点をはつきりしてから委員會を再開したらいいだろうと思つて議事進行の発言を要求した。同じことを繰返すわけでありませう。ですから、大臣はこれに対して政治的責任を如何に感じてゐるかという事を、はつきり答弁される必要が絶対にあるといふことを。(ない)と呼ぶ者あり)これが違つてゐるというところがはつきりした場合に、法案を撤回するといふことが絶対に必要であると思ひます。(答弁の必要はない)と呼ぶ者あり)その点をはつきりしないといふ……僕が二十四の事例をずつと通説したところでは、これは國警の調査であります。國警が調査して國警が提供した資料に基いたものです。この文書の書き方をみたらわかる。これは國警の書き方です。これは滑稽極まるものだ。(笑聲)だから僕ははつきり言えないのです。出所が言えないといふことは國警を使つて調査しているといふことがはつきりしちや困るから出所が言えない、そんな馬鹿げたことはないのではありません。國會に提出した文書の出所が言えないといふ馬鹿げたことがあります。その点をはつきり……、無駄だと思ひます。

○高田なほ子君 大臣は与党の木村議員から日教組の実態や運動方針を知れるだけにはつきりしてもらひたい、こういう御質問があつたわけでありませう。これに対して大臣は、日教組の実態を窺ひ知することはできない。私は文書によつて判断をするだけのことである。非常に不十分である。それで責任を持つて今ここにお答えはできないと、こゝう言つておられる。ところが先ほどから荒木委員が撤回しろと言われる理由は、こゝういふことを答弁しておられるながら、まるで掌を返すやうなことを本會議では言つておられる。本會議では、今議上りますが、かかる状態は到底これを放置すべきものではないとせん。而もこれが日教組の計画的な指導者によつて行われてゐると認められるのであります。(その通り)と呼ぶ者あり)これは大臣が責任を持つて認めておられるのです。(それも独断だ)と呼ぶ者あり)これはいいのです。そうすると今木村さんたちは日教組の実態や運動方針について調べて欲しいと言つた。ところがこゝういふ責任ある答弁をしておりながら、反対に今度は、日教組のことはわかりません、文書による判断だけでございませう。それとても非常に不十分であります……(私語する者多し)ううさいです。(はい)といひて呼ぶ者あり)さういふやうなことをおしやつておるからこの文部委員會はこゝういふふうに採めるのです。(ちつとも採めない)と呼ぶ者あり)よろしうございませうか、それでですね。さういふあやふやな前提の下に立つて日教組を判断しておられるなら、本會議においては自分たちは日教組のことは十分わかつておると、責任を持たれて、こゝういふふうに答弁されておるのでありますから、さういふ根底が崩れた場合には、当然大臣としては再考慮されるべきではないか、これは私当然だと思ふ。責任の持てない資料で、さうして、責任のある答弁をさ

れておるのですから、この答弁それ自体の責任を持つことはできないじやないか。さうであるとするれば法案は撤回するべきだと思ふ。

○國務大臣(大藏茂雄君) 私は日教組の内部には何も關係のないものであります。従つて日教組がどういふものであるかといふことを責任を持つて組織的に御説明を申上げる立場でもなければ、さういふ資料もありません。ただ私は判断の基礎になつてゐる部分については、これは私が入手し得た日教組の資料に基いてさういふ判断をしたのであります。その判断の基礎については先ほどもちつと申し上げましたが、若し説明の必要があればその点は申上げます。ただそれを言つたからと言つて、日教組の何から何まで皆知つておる。こゝういふことでないことはこれは当然であります。日教組の何から何まで知つておるという事を言わなければ……私が日教組の指令云々といふことを言つたから、それも間違ひだ、こゝういふふうにおしやるのは少いさうかと思ふのです。誰それが、私がさういふことを言つたといふことは、今國會でどういふ答弁をしたかといふことは、それは速記録によつてよく御承知でありますから、これは荒木さんでも高田さんでもはつきり御指摘ができる。併しそれならばそれを言うたからと言つて大連といふ人間の何から何まで説明をしつと、こゝう言われても荒木君でも高田さんでも説明はできないだらう。私は日教組の資料に基いて、さういふ偏向教育をさせるやうな動向を示している、こゝういふことは申しました。併しそれを言つたからとい

つて、日教組の何から何までみんな説明するといふことは私にはできない。

○高田なほ子君 そんなことを私は……委員長発言許してくれませうか。

○委員長(川村松助君) 今の点に關連してあります。それなら。

○高田なほ子君 私は大連文相は日教組の組合員ではないのですから、大臣から一から十まであなたに日教組のことを説明しろと、そんなことを言つてゐるのではない。これはやはり議事進行をよく頭に入れておいて頂かないと、それはこの偏向教育の事例は日教組の指令、指令に基いて出されたものであるといふところから問題を發した。それで田中委員から、然らばそのことについて我々は日教組のことについて知りたいから資料を出してもらひたいと、こゝう言われた。さうしたら木村さんがそれに追つかけて、闕連して発言をして、資料を出される前に、大臣としてそのことに關して御存じのことがあつたらばこゝで知らせて頂きたいといふ発言があつた。(その通り)と呼ぶ者あり)ところが、偏向教育を指示、指令をしたかといふその質問にあなたは答えて曰く、窺ひ知ることではございせん。文書によつて判断をしたのだ、だから私は不十分であるので責任を持つことができないと、こゝう言つてゐる。さういふ偏向教育をするやうに指令した日教組の実態、或いはその指令とか指示といふものが文書的にあなたは知つていないから不十分である、こゝう答えてゐる。そんな不十分であるものを判断して、本會議で日教組の計画的な指導者によつてされたといふことが言えるのですかと聞いてゐる。私はみんな言えと言つてゐない、矛盾があると言つてゐる。

つて、日教組の何から何までみんな説明するといふことは私にはできない。

○高田なほ子君 そんなことを私は……委員長発言許してくれませうか。

○委員長(川村松助君) 今の点に關連してあります。それなら。

の資料がその具体的な問題だということとは本会議でもどこでもはつきり言っておるわけです。私は速記録を持って来てあなたに見せます。そういうふうな角度から言うと、この偏向教育の事実ですね、それから日教組の行なつて来たこと。そういう点についてはつきりと日教組が偏向教育をしておるということを裏付けるものがあるからこそ自分は判断してこういうふうに言つておるといふふうに私は断定しておる。だからその判断になる根拠を、これが日教組の指導でなされておるとい

う根拠を出しなさいと、私はこう言つておる。出してもらいたい。

○国務大臣(大達茂雄君) 偏向教育が日教組の計画的指導によつてなされておると私は判断をする。従つて日教組は偏向教育をするような決議をし、或いはそういう事実についての、経過報告によつて説明をしておる。私は日教組自身が偏向教育をしたとは言つていない。偏向教育をするような指令を出し、そういう決議をしておると言つておるのであります。それについては先ほどは、はつきりしたこれは第十回の定期大会の決議であります、日教組の。これが判断の基礎にならないといふなら、(答弁にならない)と呼ぶ者あり。これは日教組の組合員の誰かがこいつた話をしたというのじやない。決議をした、その決議を読んだ。これがなぜ判断の資料として不足でありますか。

○岡三郎君 幾ら言つても……、大臣ちやんと聞いて下さい。私は何通も同じことを言う。はつきり言わないとわからないと思つて言いますが、私の判断では偏向教育が行われておるといふことは、日教組が偏向教育を指示、指令でやつておるといふに判断するからであるといふことを言つておるわけですから、ここで、いいですか、私の言つておるのは判断をするからには根拠がないもので判断できるはずはない。だから根拠をはつきりと出してもらいたい。いいですか、判断されたその資料のもとになるもの、つまりこれらの偏向教育の事例が日教組の指示、指令でやられたといふことのその判断になる根拠を明確に出してもらいた

い。これは私は資料要求ですね。答弁じやない、資料要求です。

○国務大臣(大達茂雄君) これは何度言つても同じことで、日教組はそういう指示、指令をしておるといふことを申上げておる。

○岡三郎君 それを出してもらいたい。

○国務大臣(大達茂雄君) 今読んだ。

○岡三郎君 いやずつと出してもらいたい。

○国務大臣(大達茂雄君) それは日教組にもつとたくさんありますから、日教組から資料を出してもらえばよくわかる。第一岡君はその点がよく知つておられる。いやそれなら申上げましよう。岡君が委員長として主催された場合についても偏向教育を……。

○岡三郎君 議事進行について、資料について私は要求しておるのですよ。(読んだらいいじやないか)あれが一番大事じやないか(呼ぶ者あり)

○国務大臣(大達茂雄君) 決議です。一つあればたくさんだ。

○野本吉吉君 私は先ほどいろいろと議論を聞いておりました。解せないものがある。それは何だかこが日教組と文部大臣との討論会か何かのようであるが、どうじやない。(ヒヤ／＼)「そう／＼」と呼ぶ者あり。そこで私は第一に文部大臣にお伺いしたいのは、一体この法案は日教組そのものを対象としてのみ考えられておるかどうかといふことを明らかにして頂きたい。

○国務大臣(大達茂雄君) この法律案は日本の教育を一方的な偏向教育から救いたい、こういう趣旨でありますから、必ずしも日教組といふものを対象にしたものでないことは勿論であります。

す。左翼の教育であらうとも右翼の教育であらうとも、いやくとも日本の教育の場に一方的な偏つた教育が行われるようなことのないようにしたいといふのが趣旨であります。

○野本吉吉君 それで先ほど資料の要求がございましたが、私は私の気持ちを申上げておきたいと思つてますが、先ほど来の論争を聞いておりますという、日教組はそれをやつておらんとする。それからして大臣はそう認めるという。従つて私どもにはどちらが本當だかわからない。従つて仮に日教組から資料を提供するにいたしましたとしても、最初から日教組はかく／＼のことをやつておつた、やつておるじやないかと、いふ裏付資料として要求するものじやなくて、公平に、この問題の所在がどこにあるかという公平な判断をするための資料として提出を要求するならば私は賛成であります。(その意味で結構であります)と呼ぶ者あり。

○吉田萬次君 日教組といふものがあるという偏向その他についての御議論が御答弁にあつた通りに、日教組そのものといふものを主体にして検討しておられるようですが、私はこの日教組といふものの全体が偏向教育をしておるといふことは考えませんのと、一部分、そのうちの一部分がいわゆる丹頂鶴として赤い思想を持っているがために、その指導によつて行われておるといふような観点もありますのと、又日教組の一部分の上の人たちがどんな行動をしておるかといふことに對して、これは中立性の必要性といふことを認めますのは、例えて申しますと世界

教育会議において日教組は共産主義との交歓に終始して歸つて来ておるのであつて、本當の日教組としての立場といふものを述べておるかどうかといふこともありますし、又共産党の日教組に対するストライキの指令書といふものもありまして、いわゆる私は日教組そのものを相当採入している上の諸君がそういう気持でいるということが極めて重大であるといふ関係から、この教育の中立性といふものが出来来と思つので、決して法案そのものが絶対的にいいといふことは私も手党といえども考えておりません。従つて私の質問においても最後においてかような法案がなくなることを希望するといふことを述べておるのであります。現在の状況において日本の教育といふものを守るといふ観点からして、どうしてもこの共産主義的の傾向にある事柄をこの際除去しなければ、将来の日本といふものに對して非常に教育上困る。又さうなことがあつては国家の成立といふこともむずかしくなるといふように考へて私も質問をし、そうしてさうに考へておるのであります。この点に對してはいわゆる共産党の日教組に対するストライキの指令書であるとか、或いはその日教組の諸君が世界会議に行つておつた述べた事柄であるとか、それを日教組内におけるところの共産教育の影響であるとかいふことについて、大臣はどうお考えになつておられますか。私どもは極めて第三者の公平な立場においてこの問題を廻上して議論がしたいと思つのであります。

○国務大臣(大達茂雄君) 日教組と共産党の關係、これ又私もにはわかりません。ただ今度の国会が始つて文部委員会におきまして、この点について衆議院において質問がありまして、國警それから公安調査庁ですか、その方面から日教組内における共産党のグループ活動の状況について発表し、発表と言いますか、提出し得る限度の資料が提出されました。実は私もそれを読んで、その点についての或る程度の知識を得たのであります。日教組と共産党との關係は、これは全然私どもには今まではわからなかつたのであります。ただその關係方面からの資料によつて見ますといふと、日教組内における共産党グループが目標としておるところの教育といふものと、さうして日教組が現在決議その他において打出しておる教育の方針、こいつらものは極めて近似したものであります。さうして現在の偏向教育といふ事例について當つてみますといふと、これは又日教組の打出しておる教育の方針といひますか、その線に沿つたものの事例が極めて多い。で、先ほどからも御質問がありました。で、この場合に私どもは日教組が教育の方針として打出しておるものが共産党によつてさういふふうになつたのか、どの程度の影響を受けたのか、これはわかりませんが、その間の因果關係は、さうして又日教組が打出しておるところの教育の方針といふものが、現場において行われる偏向教育にどの程度の影響を持ち、どの程度の支配力を持つたか、この点も何ら立証する根拠はありません。これは私どもとしては不可能なことであります。ただいさ／＼な情勢から見ても、私

加賀山君の発言中のものでありましたから、私はこれに応える時期がなかつたんです。

○岡三郎君　だから改めて今の問題について。

○委員長（川村松助君）　ちよつと速記をとめて下さい。

〔速記中止〕

○委員長（川村松助君）　速記をつけて下さい。

○永井純一郎君　只今文部大臣の先ほどのからのいろ／＼の説明を伺つていて、やはり依然としてはつきりしないわけです。そこで日教組からの資料は、先ほど来文部大臣は日教組の指令があるから偏向教育が行われておるようにも言ひし、又一面二十四の事例は、日教組の指令と関係があるかないかはわからないというようなことなんです。結局何をあなたが答えてゐるのかわからないわけです。私からいへば、むしろ二十四の事例についてもその説明をあなたが明かにしないのに、日教組の又指令なりその他の材料をあなたからもらつても、これはどういふ責任をあなたが持つのかということを通じて聞きたくなる。ところがまあそれは私はここに日教組からの指令を出してくれることも私は別に反対はしない。併しこれは若し日教組があなたのほうから言つて拒否されればどうにもしようがないことなんです。そこで私はむしろあなたの日教組の（「委員会からだ」「文部省からだ」と呼ぶ者あり）いづれからでも同じことだ。委員会からでも文部省からでも同じことだが、いづれにしても、むしろ日教組の対策のようにあなたの言つておられることはすべてのことが聞こえる。それだつたらなぜあ

なたはむしろ二十四の事例と一緒に日教組のこういう大会決議なり指令なりがあるからこういう法案を出したという事で、みずからそれは出すべきですそれはむしろ。だから若しあな

たのほうから、そういう指令があるならば、或いは材料があるならば、それを読むだけでなしに、出さないといふことを聞かざる言つておる。出して

くれたらいいのです。出すべきですよそれは。併しその内容が果して偏向であるかどうかは、あなたのほうの自由

黨員がこれは偏向だと言つたつて、それは通じませんよ。我々から見ればそれは偏向でないかも知れないんです

から、そういうことはあとで又論議するのですから、そういう資料を出されたらいいと思ふのです。そのことを、私

は岡田君がおつしやつたことを更に敷衍してここで資料をあなたのほうからむ

しろ出すべきだということを私はここで申上げておきます。

それからもう一つ公安調査庁から見えておるといふことで、今急にそういう話があるが、これはどういふことになつておるのですか。委員長、それは

理事会で……、さつぱり聞いたことがないんですが。

○委員長(川村松助君) これは理事会で要求がありまして、出席を求めることにいたしました。加賀山君の御発言

のように休憩に入つて御異議ござい

せんか。

○委員長(川村松助君) じゃ休憩いたします。

午後一時五十分休憩

午後二時三十分開会

○委員長(川村松助君) 只今から文部委員会を再開いたします。

教員の餉首問題に関する件につきまして高田委員から緊急質問を求められております。

○高田なほ子君 本日の緊急質問は、公報で御案内の通り、女教員の餉首に

関する件となつております。私は非常にこの問題は全国的に跨がる重要な問題でありますので、文部大臣の出席を

心から実は期待をしておつたわけでございます。川村委員長は本問題について

は積極的に対応しては是非出席するよう再三の御要請があつたよう

でございますが、不幸にして文部大臣の御出席がないわけでございます。私

はこのことに對して甚だしく不満を申上げると共に今後大臣は緊急質問に

對しては責任を持つて御出席になられなければならぬと思つておるわけ

であります。大体女教員の餉首問題などという、女教員などという名前が付け

ば、これは最も軽く取扱われる性質のよう

に考へておるのじやないか、これは大臣がおりませんから文句をここで言

つてもしょうがありませんけれども、その採り上げ方自体に、もはや軽視して

いる傾向が見え、誠にこれは私は遺憾だと思ひます。たとへ婦人の質問であ

りましようとも、婦人の問題でありますし、それと大臣が如何なる御用事があるか私はわかりません。わかりませんが、この席に御出席にならぬといふ

こと、それ自体は本件を軽視していら

れるといふように私は解釈する。で、この点について先ず誠に御迷惑様であ

りましようけれども、政務次官からな

ぜ御出席になれなかつたか、その理由を一つ御説明願ひたい。

○政府委員(福井勇君) 誠に恐縮でございますが、やむを得ない事情でちよ

つと今他へ参りましたので、先ほども休憩の時間にもあらかじめ御了承を得

るよう懇願したわけでありまして。政

務次官もたまには一つ代理を認めて頂

くように是非とも一つお願いしたいと思ひます。

○高田なほ子君 私は福井政務次官のお人柄にも尊敬しているのです。あ

なたが軽いといふことを申上げておるのじやない。大臣が出席しておらない

といふことがこれだけしからんと言ふのです。大臣は教育二法案のときに誠に

意気揚々といらつしやる。又自由党の皆さんがたまたまずらりとお並びにな

る。併し事婦人教員の餉首といふ公報にちやんと出ておるのに、この取扱ひ方が比重大いのです。私は文部委員会といふものはたとへ教育二法案が自由党政府にとつて重大でありましよう

も、又女教員の餉首問題が自由党にとつて軽くなりましようとも、我々公正な國政をここに審議する立場にある

議員としては、私は問題に對する軽重があるものとは思ひません。我々は文部委員会をサボらないでいつても出て来

ておりますから、幾らでも大きいことを言えます。重大な問題であらうとも軽

い問題であらうとも、私は事の輕重を分けず、いつでも審議の前に公正に

真剣に立ち向つておる、そういう立場だから私は幾らでも大臣にでも文句を

言うことができる、政務次官はどうぞ私が非常に憤慨をしておる、審議権を

輕視する傾向がここにも見えておる、再びこういうことを繰返してはならな

い、強い要請があつたといふことを忘

れずに大臣にお伝えを願ひたい。

○政府委員(福井勇君) よく伝えてお

きます。

○高田なほ子君 それではお尋ねをする前に福井政務次官は、当然これは大

臣のいらつしやらないときに大臣を補

佐する重要なお役目でありましてから本日御答弁は大臣の御答弁といふふう

に私はまあ解釈をするわけですが、責任をお持ちになつて下さいませぬ……

御了承頂きましたからお尋ねいたしま

す。実は去年の暮から問題になつて

おつたことですが、全国に亘つて教職員の辭職勧告が甚しくなされてお

ります。この実情について多分文部省としては把握なさつていらつしやること

だと思ひますので、文部省として全国的に亘る退職勧告の実情をどの程度把握

しておられるか、先ずその点からお伺いをいたします。

○政府委員(福井勇君) 今會計年度が移つたばかりで、まだ全国的に十分な

何は把握しておらない実情でございます。

○高田なほ子君 全国的な実情について十分把握しておらない、こういう御答弁でございますが、然らばその一

部分でも把握しておられますかどう

ですか、お伺いをいたします。

○政府委員(福井勇君) 全国的にまだ十分把握しておりませんので、その各

都道府県の状態についてここで説明申上げかねておりますが、昭和二十九年

度のこの児童生徒の増加に伴ひまし

て、この女教員なるが故に餉首する率

が多いといふような風説は、よそで聞

いたのでありますが、そういうような

件について丁度參議院の本会議で秋山

長造先生からの副總理に對する質問が

あつたやに記憶しております。そこで

各府県ともまあ教員不足に悩んでお

ります際でもあり、女教員の諸氏を薄給

者で穴埋めするといふようなことが行

われておるような話がやはり伝わつた

ようでありまして、二十九年年度の児童

生徒増加に對しまして約二万四千人の

教員増加を見込んでおりました、女教

員等を対象としての整理の事態は起ら

ないと考へておるのでありますが、併

し女子なるが故に餉首するといふやう

なことは適當でないと思つてお

る文部省が全国的に教職員の職首問題が起つておるといふことに對してまだ調査の手を打つておりません。知りません。二万四千人の増員があるから大丈夫だろう、こういうことでは、私は文部省のいわゆる責任というものは果し得ないのではない、私はこれについては大臣の責任を明白に求めたいのですが、おいでになりませんか、これは改めてこの点については私は大臣から直接にこの辺の責任をお伺いしたいと思ひます。それで福井政務次官は全般的のこの様子は御存じにならないようですから、私のほうからちよつと文部省に教えて上げますから、ちよつと書いて下さい。山形県、これは四十五才以上三百名に及んでおる。その八割が婦人教員である。これは私のほうの調査ですから、これが正確であるといふのではないのですが、大体実情はこういふわけですが、福島県、これは男子五十才女子四十五才夫婦共稼ぎ、夫が十一級特に相当する収入のある場合には強硬に退職勧告をされております。これは数は二百五十名に及んでおりますが、うち五十名ぐらゐは不当なやり方であるといふので非常に強くこれを拒否しておるといふ状態です。栃木県、これも校長は五十五才、男が五十才、それから女子のほうは四十才、こういうふうな停年制のようなものをきめて全県下に六百五十名の退職勧告がある。それから茨城、同様に共稼ぎが婦人は四十才以上、男子は五十才以上、これに對して全員に勧告がある。これは員数がわかりません。山梨県の場合は勤務年数が三十五年で退職することが内規としてあるが、現在婦人教師にはこの内規に

至らなくとも勧告が来ておる。なかなか婦人校長二名、それから教育の十四名、こういうふうにして来ておるわけでありまして、山梨県の場合は昨年も全県下に亘つて七名の婦人校長がおりますが、この七名の婦人校長全員に對して降職勧告があつた。我々も中央から押つ取り刀で行つて漸く食い込めた、残りの婦人校長に對して降職勧告は退職勧告が来ておる。滋賀県、これは二十年以上勤続、四十才以上で夫婦共稼ぎ、家庭に相当資産があると思はれる人に勧告が来ておる。鳥取県は四十四才以上の婦人を勧告、岡山県は女子四十五才、これはやはり養護教員と共に退職勧告、島根県は四十五才、婦人の場合です。共稼ぎ教員、共稼ぎ教員にこれは勧告をする。広島は養護教員に勧告、男子五十才、女子四十五才、四百名に及ぶ勧告であります。山口県、これも又養護教員、それから男は五十才、婦人は四十五才、福岡も同様、長崎も四十五才以上の婦人教員に對して講師に切替える勧告がある。大分、大分も又そのようでありまして、熊本、これは四百九十名の首切りを目途として勧告しております。平均単価千円切下げの意図を持つてゐるようでありまして、なかなか共稼ぎ二十級以上の婦人教師がその目標に上つておるようであり、四十才から四十五才以上の女教師、校長或いは教頭の婦人、四十五才以上の共稼ぎ二十一級以上の高給な女教員、こういうふうにして来てゐるわけでありまして。宮崎は、これは四十五才以上、共稼ぎで二人の収入が四万四以上の者。それから群馬、それから新潟、富山、鹿嶋島、いづれもこういうふうな姿で以て退職勧

告が来ております。私が申し上げないそのほかにもまだあるのですが、これは漸く集つた分だけを申し上げてゐるわけですが、そこでここで特に私福井政務次官にお伺いしなければならぬのは、大体ずつと見て参りますと非常にこの中で率を多く占めておるのは婦人教師である。この婦人教師に對する退職勧告といふこの問題について、文部省としてもやはり何かまとまつたお考えといふものをもちになつてゐるのじやないかと思ひます。なぜ私がこういうことをお伺いするかと申すと、これは先ほどの教育二法案のように、これは偶発的じやなくてやはりこれは系統的に來てゐるようです。そこで今の婦人教師に對する職首の問題について、以上申し上げました若干の例をもとにして福井政務次官から見解を一応承りたいと思ひます。

○政府委員(福井勇君) 見解を申し上げます。御指示のように全部筆記させて頂きまして、それで先ほど申し上げましたように、文部省としては女子なるが故に職首することは適當でない、はつきり考へております。併し人事の問題は教育委員会の権限に属してありますことは御存じの通りでありまして、且つその一人／＼に／＼それにつきまゝつた、これは男子も同様であります。微妙な問題をやはり個々について包蔵しておるものであります。そして／＼の事情もそれ／＼にありまして、勧告とか助言といふようなことは今後とも差控へたい、こう考へております。

○高田なほ子君 人事権の問題について直接文部省としてはこれは何も権限があるわけじやないでしようが、ただ指導、助言といふ問題になつて参りますと私は問題は違つて來ると思ひます。歴代文部大臣はこういう問題に對しては文部省としてはそれはやはり不合理である、性別による差別待遇といふことは非常にこれは不合理である。こういうふうな歴代文部大臣としては見解を表明されて相當のアドバイスをして來られたわけですが、ところが福井政務次官は今度はどうも何ですか、知らぬ、存ぜぬの、これは大達文部大臣の悪い癖をだん／＼皆さんは覚えて來るようですが、それはあなた、責任を以てそういうことをおつしやいますか。

○政府委員(福井勇君) 先刻申し上げましたような見解であります。

○高田なほ子君 これは又大臣にもう一度お伺ひいたしませう。

そこで誠にこの問題に取上げて申し上げなければならぬのは、これがまあ一つの問題の展開の基礎になるわけですが、ここにこれは三月二十日の朝日新聞栃木版で、この中に女教員が追はれて失心した、女の人が失心してしまつた。それは小学校の女教員が教育庁から二時間余に亘つてやめろ／＼とせき立てられたために狭心症を起して寝込むといふ事件を起した。これはジャーナリズムのことですから、かなり大きく報道されておると思ひますが、関係者に私はおいでを願ひまして事情を尋ねてみました。ところが新聞記事、これは歪曲した新聞記事じやなかつた。実際そうだった。そこでこのかたがたに、この女の先生は森島さんといふかたですが、大変に栃木県の某教

育長に突然に筆と紙を持つて來い、あなたは今すぐ退職願を書きなさいといふふうになつて、何とも、どうも返事も仕方なく弱り抜いてしまつた。ところがまあこの教育長が返事がないのは退職願をお前は承諾したのであらう、すぐその退職願を書けと強要された。それでまあやむを得ずあとで又私は考えたいと、こゝいつたやうなふうにしてゐるうちに、狭心症を起して失心したといふ大変な状態にあるわけですが、こういうやうな人権を侵害するやうな不当な退職強要に對しても文部省としては何らかは関知しない、こゝいふやうな態度でおられるのでしうか。如何でしうか。

○政府委員(福井勇君) 森島先生の話は私はその新聞を拝見してございまして、御指摘の数字だと、その内容だとか、いろいろ／＼特に栃木県下にそういうことがあるやうでありますから、それには関知しない、知らぬ存ぜぬといふことでなく、そういう狭心症を起したといふやうなことが、無論こちらでわかりましたら一度よく聞いてみたい、こゝ存じております。

○高田なほ子君 私がこの栃木県の一女教師の問題を出したのは単に森島さん個人の問題として出したのではなく、弱い女の先生といふものは、やはり泣きついて行くところは我々のような同じ同性のところ困つた困つたと泣きついて來るのです。栃木県の場合と同じやうな状況はかなりあちこちにあるのです。涙を流して、明日の生活にも困る、子供をどうすることもできないのに退職勧告を受けてしまつて三

日三晩も泣きあかした。こういうよう
なことはもう再三再四手紙で言うて来
るのです。こういった悲惨な事実は単
に栃木県の森島さん個人の問題でなく
して、人権擁護という大きな問題に絡
らむものでありますから、文部省とし
ては至急にこの調査をされ、かかる人
道無視するような退職が強要される
という問題に対しては真剣に考えら
れ、そういうような方策を是非ともと
つて頂かなければならぬと思う。これ
に対して一つ責任ある御答弁を願いた
いと思う。

○政府委員(福井勇君) 只今の御指摘
は一例として栃木県の森島先生のこと
をお話しやつた私も伺つたので、無
論例として申上げたわけでありませ
うが、御質問の内容は勿論全国的である
と私も感じております。そういう点に
おきましては人事権は教育委員会の権
限に属しておられるけれども、支障のない
範囲内においては至急よく全国的にも
調査することに心がけたいと思いま
す。

○高田なほ子君 次にお尋ねしたいこ
とは、教員の身分の保障の問題です。
教職員の身分の保障の問題について
は、地方公務員法によつてはつきり明
記せられておられるところでございます。
従いまして、法に抵触しない限りにお
ける退職の強要ということは、何人も
これはできないのじやないかという見
解を私は持つておるわけなんです。つ
まり地公法二十八条と、それから退職
の強要という問題、これについては十
分文部省もお調べになつておられるこ
とだろうと思ひます。この点の見解を
一応承わつておきたい。

○政府委員(福井勇君) これは政府委
員を以て答弁させます。

○政府委員(緒方信一君) お話の通り
に、教員の身分につきましては、地方
公務員法でこの点については保障され
ておるところであります。

○高田なほ子君 はつきりと二十八条
で保障はされておるのですが、ところが
二十八条の、この教職員の身分の保
障の法律を無視して、地方において不
当な退職を勧告されておる。この実情
に対して教職員の身分の保障という問
題については、いの一に私は文部省
が立ち上らなければならぬ問題だと思
ひます。当然これに抵触するところ
の不当勧告に対して文部省は一体どう
いう措置をおとりになるおつもりか。
それを承わりたい。

○政府委員(緒方信一君) 退職勧告が
どういふ形で行われますか、文部省と
いたしまして、個々の問題については
関知いたさないところでございますが、
勧告でございますればそこでよく
話し合いいたして任意退職をする、こ
ういふ形がとられておるのではないかと
思ひます。

○高田なほ子君 それは初めから話し合
いをしない勧告なんというものはない
のです。当然話し合いの上で行われるこ
となんです。行われることだけれども、
も、女教員が退職願を書け／＼と責
められて失心するということは、これ
は不当なる退職強要ですよ。こういう
ことが二十八条の規定で許されてい
いのですかというところで、それを聞
いておるのですよ、政務次官から。
○政府委員(福井勇君) 二十八条を無
視したいというそのはつきりした線と
いうものですね、今お話しやつたよう

な狭心症ですか、そういう現象が起つ
たというようなことは、これは人道に
本当に大変なことでありまして、又そ
ういふ事態がたま／＼起つたというふ
うには考えたくはないと思ひますが、
二十八条を無視したというような判定
があれば、やつぱり文部省としても考
えなければならぬ、こう思ひます。

○高田なほ子君 それが私は正しいお
答えだと思ふのです。全くそうだと
思う、そうならばこそここにちゃんと勤
務の実績のよくない場合、これは仕方
ない、退職しないと言つてやめさせら
れても仕方ない、身心の支障のために
職務に堪えられないというやうなやむ
を得ない場合があるわけなんです。と
ころが今回の場合は意に反してあなた
の勤務成績は誠によろしい、誠によろ
しいけれども、後進のために途を開き
なさいという勧告理由なんです。これ
だけではありませぬ。あなたは高齢者
だからおやめなさい、共稼ぎだからお
やめなさいと、そうした理由は二十八
条のどこなところ書いてありますか。
共稼ぎだからおやめなさいというこ
とは、二十八条と照らして、それが文
部省として、政務次官として了承でき
る事項であるかどうかそれを聞きたい。

○政府委員(福井勇君) 只今御提示に
なつたのは、森島さんの話から全国的
な問題として前提としての話だとい
うことでございますが、一つ／＼個々
の問題については、それ／＼その場
の場で違ひますので、よく検討した
いと、こう考えます。
○高田なほ子君 政務次官は大変熱心
にノットして下さつたのです。ところが
ここに夫婦共稼ぎだからやめなさい
というところは、福島のことは木村先生

もおいでになるからわかりましようが、
茨城などは共稼ぎだからやめると言わ
れておるのですが、共稼ぎだからやめ
ろというところは、地公法のどこを探
しても出ていない。そういう具体的な
問題については、文部省としては一体ど
ういう措置をとるか、個々の問題はわ
からないのじやないのです、わかつて
おるのです。ですから共稼ぎの問題に
ついては地公法にはないじやないで
すか。

○政府委員(福井勇君) 全般的に、そ
ういふ一つ／＼の場合はなか／＼むず
かしいというのを申上げたのであり
ますが、勧告というものはこれは一応
了承される、こう思つております。勧
告が本当にケース、ケースでどんなふ
うに持つて行つたかという、或る
現象を、私も技術者でありますか
らいつもそう思ふのですが、県自体
は千差万別でありますから、無理な
ことを言つて狭心症を起したという
ようなことがあるとすれば、新聞に
よればそうであります、勧告という
ことは物理的にきちんと統一してやれ
るというわけではなくして、そこにはや
はり一つ間違ひを起すというやうなこ
ともなきにしもあらずであり、これは望
ましくないのではありませんが、そんな
ことから起つたかと思ひますが、そんな
ことのないように心がけなければなら
んと思ひます。

○高田なほ子君 政務次官、私はこう
質問しておるのです。もつと端的に言
うと共稼ぎという理由で勧告したこと
は地公法違反じやないか、二十八条違
反じやないかというのです。
○政府委員(福井勇君) これは冒頭に
御質問がありましたので、私若干申し

たかと思ひますが、共稼ぎなるがゆえ
に、或いは女子であるというやうなこ
とのためにこれを教員の対象にするこ
ういふことは、これは私も適當でない
と思ひます。

○高田なほ子君 適當でないというこ
とは地公法二十八条に違反しておると
いうことじやないですか。
○政府委員(福井勇君) これは御指摘
のように法律ではありませんので、や
はり勧告という言葉が使つてある通り
に、アドバイスされるものという思ひ
ます。

○高田なほ子君 そうじやなく、二十
八条は免職したり或いは降任したりす
ることが出来る条項なのです、二十
八条というものは。だからやめさせる
ということは、やはり免職させるという
ことになるわけなんです。そうじや
ないならば、そういうことをしても
いい場合には勤務実績がよくない場
合以下四項に亘つてこれがずつと書い
てあるわけなんです。そうすると、共
稼ぎの場合にやめなさいということは誰
もできない。ですから次官はやはり法律
は素直に解されて、地公法二十八条に
それは違反だということをお話しや
つて私はいいと思う。当り前です。

○政府委員(福井勇君) 条項の内容に
ついては政府委員をして答弁させま
す。
○政府委員(緒方信一君) 地公法二十
八条の解釈につきましては只今お話が
ございましたように、その職員の意に反
して降任又は免職をすることが出来る
場合が規定してあるわけでありませ
う。只今お話の問題になつておりますこ
とは退職の勧告ということになつてお
ります。従いまして意に反してこれを免

昭和二十九年四月六日
【参議院】

職する或いはしたということじやなくて、勧告でございますから話合いをして本人の承諾をとつてやるということになるかと思ひます。で、ございしますので、二十八条の適用の問題ではなからうと、かように考えております。

○高田なほ子君 正直に法文解釈すればその通りでしょう。併し現実には勧告をして、そして勧告に應じなかつた先生がばつさり首になつてゐる例があるのです。私は後刻資料を出します。勧告をしてその勧告に先生が應じなかつた、やめれば食べられなくなるから困ります、子供の教育もできなくなるから困りますと云つて断つた、断つた途端に本官の意思に聞かないものはこれはやめさせると言つてばつさり首を切つた、こういう事例があるのです。勧告するといふことはたゞいい加減にやつてゐるのじやないのです。勧告というものはいつでも困りますと言つてお断りすればそれでいいのですか、文部省はそういう見解をとつてゐるのですか。

○政府委員(緒方信一君) これは各地方の人事の問題でございますので、個々の問題につきましてはちよつと文部省ではわかりません。ただ併しお話の点は退職の勧告と伺いましたので、勧告であれば退職を勧めるわけでございます。本人の意思に基いて勧告する、かようなことであると考えております。

○高田なほ子君　そうですね。そういう官僚は冷たい答弁をしますよ、わかっていたつてわからないような顔をなさいます。でために退職勧告するものはないのです。やはり退職させようと思うから私は勧告すると思うのです。それについている／＼な、共感さ

だからおやめなさい、あなたは校長さんの奥さんだからやめなさいという条件が出されて来ておるのです。ですから、そういうふうには文法はこうだと言わないで、やはり免職させるときの規定なんですから、勧告の規定じやないのですから、ちやんとそういうふうには私はお答え願いたかつたのです。

○木村守江君 関連して。文部省のかたに御答弁願いますが、これは今回の教員の異動並びに退職は御承知のように、只今答弁されたように教育委員会では取扱つた關係上、或いは只今高田委員から言われたようにどうも不当な勧告だと思われるような場合があるかも知れないということ、我々も或いはそういうことがあるのじやないかということとを考えさせられるのです。必ずしもあるということを言うのじやないが、あるのじやないかということを考えるわけです。そういうことがあつた場合に文部省としてはどういうようなそれに対して手を打つところの権限がありますか、ちよつと伺いたい。

○政府委員(緒方信一君) これは今お話しもございましたように、二十八条に基いて免職をしたという問題じやなくて勧告をする、勧告でございますから、繰返して申し上げますといろ／＼人事の都合によりまして本人の意思をよく聞いて依願退職という形をとるものと考えます。ただその理由が不当であるかどうかという点であります。併し勧告でございますから、そこまでの限りにおいては不当であるとは言えないのじやないかと思ひます。若し二十八条に違反して身分が取扱われたということになりました場合には、これは文部省といたしましては地方の任命権

者の行います人事権の問題でござい
ますので、そこに直ちに文部省がこれに
対しまして関与するということは権限
はないと考えます。又実際上の問題と
いたしましていろいろと人事上の問
題は複雑な関係がございしますので、こ
れが文部省が直ちに関与するというこ
とは適当でもないかと、かように考えま
す。

○木村守江君　只今局長が語されたように、法的方面から言うと、そういう場合には文部省は関知する権限がないということになりますが、そういうような事例が若しも実際に起つて来たとしても、これは教育上に及ぼす影響がかなり大きなものとなると思うのです。そういうような教育上の大きな問題になるということを考えますと、これは法的には根拠がなくて、何もする方法がないのだというのじやないのか、何かほかにも方法はありませんか。

○政府委員（緒方楷一君）　只今具体的に人事の問題につきまして異動そのものについて申上げた次第でございます。

が、文部省といたしましては特に本年度の教員の数の確保につきまして予算の面におきまして十分努力したつもりでおります。これはすでに御承知と思ひますが、二十九年年度の財政措置といたしまして二十八年度の実人員の比に二十九年年度に増えて参ります児童生徒の数に対応いたします教員の増を見まして、それをプラスいたしました予算措置をいたしておる次第であります。予算措置と申しましても一つは義務教育費国庫負担法によります給与費実支出の二分の一を国が負担いたしますので、その予算措置が一つでございます。

もう一つは地方財政の計画の上におきます地方財政計画でございますが、両者とも今申しましたような根拠の上に大体両者対応いたしました予算措置をいたしておるような次第でございます。このことにつきましては当初この予算が確定いたします前、或いは定員定額制が取られるのじやないかといつたような考え方もございましたので、地方では非常に不安を持ちましたために、地方の知事会等におきましてもいろいろと議論があつたようでありまゝす。文部省と地方自治庁と十分打合せをいたしまして、両者只今申しましたように統一した方針でこの計画を立てまして、それを地方へ共同通牒の形で流しまして、地方にも十分納得してもらうように努力をいたしたような次第でございます。私どももいたしましては只今申しましたように二十八年度の人員は確保いたしました上に増を見ておりますので、その予算の面から整理を行われるというふうには考えておらん次第であります。ただ地方におきます実際の人事というものは、これは地方任命権者の権限に基いて行われますことでございますので、文部省として直ちにこれに関与することは適当でないと考えております。

○政府委員(福井勇君) 文部省が持つておる権限とか法律的な、法律、法規、そういうような形式で行きますと、實際今局長が申した通りが本当だと思ふのでありますが、實際私たちが文部省へ行って見て、又終戦後ずっと歴代の政務次官も大臣もどういうふうな考えでつたか知りませんが、高田さんや木村さんがおつしやるのは、そういう文部省の在り方では味もそつけない

○永井純一郎君　それで政務次官に、あなたのおつしやる通りこれは権限なんてあなたのところに何もないのです。文部省というところには権限はないように法律は仕組まれてあるのですから。そこで緒方さんの話を聞いておつて考えることは、緒方君の考えでは予算がなくてそういうことになつたのでもないという話ですわ。そうするとなぜそうやたらに女の先生だからと言つて首切らなければならんのかということになつて来る、これは非常にまずいことだと思ふ。予算もちゃんとあり、別にそういふ点からも困難がないのに、そこで文部省としてできることがないわ

けじやない、あるのです。そういうことをしてはいけないということをあなたのはうが勧告をすべきです。それだけのことをする義務がむしろ文部省にあるのです。教育環境が乱されないうちに、いい環境が作られなければならぬというふうにするというふうな規定が文部省のほうにあるのですから、あなたのはうは教育委員会にそういう無茶な、実質的に意に反してやめさせるというふうなことはしてはいけません、その辺はよく注意してください。勧告を各委員会に私は出すべきだと思ふのです。そういうことが高田さんの趣旨だと思ふのです。それをやらなくちやいけないのじやないかと思ふのです、これは福井さんに。そのことをやつて頂きたいと、こう思ふのです。しなければならぬことだと思ふのですよ。

○政府委員(福井勇君) いろいろ貴重な御意見として、いい参考にさせていただきますかと思ひます。

○高田なほ子君 これは大臣にもこの点は、しかと念を押して頂くように福井政務次官にお願いしておきます。当然のそれは義務ですよ。

それからここで一つ正確に伺います、今度はここで二十九年度全国教員の数を殖やす、児童が自然増になるから数を殖やすというふうにお話になりました。これは再々文部委員会でも我々の了承しているところですよ。教員をそのように三万四千人も殖やすのに、一方で片づけばからかういうふうになつてゐるのです。こういう矛盾は一体どういふことなんでしょうか。緒方さんは先ほど三万四千人も殖えるのだから、こういうふうな退職勧告をされる

ようなことはないだろうと思ふ。確かに数字の上から言う、そうだと思う。けれども実際そういうことが起つて来ているというのは、文部省としてどこに原因があるかと考えておられますか。

○政府委員(緒方信一君) 先ほど御説明申し上げましたように、地方財政の経過乃至義務教育国庫負担法におきまする給与費の予算につきましては、確かに二十八年度の実人員を確保いたしまして、その上に増分を見おろす次第であります。この限りにおきましては私は地方で整理が行われることはあり得ないのじやないか、予算の関係だけにつきましては、あり得ないのじやないかと思ひます。併しながら私もよく地方団体の個々の財政事情を見ないとよくわかりませんが、全般的に財政窮乏のときでありますので、各地方団体のその団体々々の事情によつてさうなことが事実なれば起るのではないかと。ただ私ももしましては、まだはつきりした、先ほど政務次官から御答弁がありましたように、二十九年度の予算が組まれました、それに基きまして定員等もきめると思ひます。その点につきましては十分私にはまだ報告が参つておりません。従いましてこれは五月一日の指定統計で大体それのはつきりした数字がわかるわけですが、現在のところでは、はつきりまだそういう整理が行われておるといふことは聞いておらん次第であります。いろいろ解職勧告等があるといふことは只今お話がありましたので、その結果がどういふことであるかといふことにつきましては、十分私どもは実情を掴んでおらんのでございます。

○高田なほ子君 政務次官にお尋ねいたします。今局長は二十八年度の実人員による給与費その他は確保した、これは当然だと思ふのです、これは文部省の責任ですから。然らばどういふ形で一体確保されたのですか、つまり第三次補正予算において、この際に二十八年度の実人員を積算をやつてみると、全国に跨がるこの給与費その他の不足額というものは大幅に出て来た、これは各地方公共団体からも文部当局に陳情があり、当文部委員会でも重要な問題になつたのです。第三次補正予算の際におけるこの給与費の不足額、三日月までのそのときの給与費の不足額は十億に上るのです。この十億を第三次補正予算で組む、組まなければならぬ、こういう御答弁が文部当局からあつたのです。そこで第三次補正予算にこの不足額、いわゆる三月末までの教員の実人員を基礎にした給与費というものが第三次補正予算にはつきり組まれておるのです。それはどうなんですか、この点をお尋ねしたい。

○政府委員(福井勇君) 数字は局長から説明させていただきます。

○政府委員(緒方信一君) 只今第三次補正予算のお話が出ましたが、これは御承知のように富裕府県に對しまする予算措置が十分されてなかつた關係を補正をいたして、これを完全にしたといふことに相成るわけでございます。富裕府県に對しまして国庫負担金を打切るといふ法律の措置がでなかつたのでございまして、従いまして予算と法律とちぐはぐになつた。それが第三次補正によりましてはつきり両方揃つた。一年間の一応の予算がこれで完全

になつた、かような形になるわけでございます。

そこで只今のお話の二十八年度の実人員の問題でございますが、予算の資料をちよつとここに持つて来るのを忘れませんでしたので、はつきりした数字を忘れましたけれども、予算上の定員の数と、それから二十八年度の十二月の現在におきます数との間には相当開きがございます。つまり予算上の人員のほうが少くなつております。併しながらこれは予算人員でございますので、予算人員に對します実人員では四月から十二月まで、或いは八月頃新規採用した者もございまして、十月頃新規採用した者もございまして、従いましてこれを年間に均しました場合に、その十二月の実人員の分だけ給与が要するといふことは相成らんわけでございます。これは十分精査をいたしてございまして、これは十分精査をいたしてございまして、開きがございまして、これは開きがあるかといふ關係になつて参ります。その点につきましては十分精査をいたしまして行きたいと思ひます。おる次第でございます。これは實際厳密に申しますと五月の決算を待たなければはつきりわかつて参りませんけれども、私も、私どもはさほどの開きは出て来ないのじやないか、かように考えておるような次第でございます。併しながら二十八年度の予算では若干不足が出るのじやないか、かように考えております。従いましてその意味におきましては二十八年度の第三次の補正をいたしましたけれども、それで十分だといふことではないわけでございます。

○高田なほ子君 二十八年度の第三次補正予算は、これは明らかに国の法律にきめられた積算の基礎においてこれは予算化されておるはずですよ。それでその予算化されたものは富裕府県の問題ではなくて、問題は弱小府県ですよ、弱小府県の三月分までの給与費といふものがここで概算計算して行くと大体十億くらい足りないといふことになる。それでしよう。これはこの前の文部委員会でも非常に問題になつた。それで文部当局から内藤さんが見えて、それはまだ実際の人員が、これはまあ速記にとどめずだつたのです、いろいろ事情があつたから。いろ／＼手当をして第三次補正予算までには解決をする、こういうことで我々は了承した。ところがこういう醜聞問題が起つて来る原因といふのはそこに私はあつたと思ふ。つまり国が法律で規定されたところの人員並びにそれに伴うところの給与費といふものが円滑に地方に運搬されない場合に、地方の財源が非常に圧迫されて来る、その圧迫されて来たそのしわといふものが、こういう教員を首切つて行かなければならぬといふところに追い込まれてゐるんじやないかと思ふ。だから第三次補正予算において文部省が当初規定したところの不足額といふものは完全にとられておるのですかと尋ねておるので

○政府委員(緒方信一君) 只今御説明いたしましたのは、第三次補正といふのはこれはまあ富裕府県に對する分だけでございます。先ほど申しましたように、一般の富裕府県以外の府県につきましては当初予算に一応の見積りとして予算が組まれております。年度間の予算が組まれております。ところが富裕府県につきましては例の特例法が審議未了になりました關係で十二月以

降の予算が全然組まれていなかった、それが二十七億八千万円で、それを第三次補正で補正をいたしまして、それで富裕府県も富裕府県でない府県も一

應あれで二十八年度の予算としては完全になる、かようなことであります。

それに対して只今御説明いたしましたように若干の不足が出るだろうということは、私どもも考えております。併しその金額につきましては、まだはつきりしないということを先ほどから申上げたわけでありませう。

○高田なほ子君　その不足額が短期融資で賄なわれるというのですか。

○政府委員(緒方信一君) この不足額につきましては、まあ短期融資という、これは問題はその地方に赤字が若し出た場合に、その赤字を如何にして補填するかという問題と、それから資

金繰りを如何にするかという問題であります。今の短期融資のお話が出ましたが、これは恐らく資金繰りの問題で、そのためには二十九年度の国庫負担金を成るべく早目に地方に交付いた

しまして、それによつて地方の資金繰りに困らんようにしたい、まあかようなことで二十九年度の第一四半期の三カ月分の交付金をこれは今大蔵省と協議をいたしておりますが、或いはす

でに協議が成つて、もう交付すること
になつてゐると思へます。それによりま
して地方の資金の行詰りを少しでも緩
和したい、かように考えております。

○高田なほ子君 これは後刻大蔵省の

ほうに、今日来て頂くわけだつたので
す。この間の事情をやつぱり大蔵省か
ら伺わなければなりませんから、これ
は保留いたしましたして、続いて伺いま
す。文部省は二十八年度の退職金をな

ぜ手許にあたたためておいたのですか。
七億というものは文部省の手許に残つ
ているでしょう。それは何で残してあ
るのですか。

○政府委員(緒方信一君) 七億といふのはこれはもうすでに払いましたが、

払いましたけれども、これは国庫負担金は概算払で、二十八年度の概算の交付の仕方を申し上げますと、或いは一月毎或いは二月毎に交付して行つた。これはまあ当初ああいうふうに暫定予算だつたものですから、その関係であつた。

まで二月毎に、或いは一月毎に払つて行つた、そういうような恰好になつて

おります。そこで一番最後の三月分のおりします。それで一番最後の三月分の負担金の交付の際にこれは一月以降御承知のようにベース・アップがあつたり或いはいろいろ異動がございます。一月以降の各県の給与額が十分摺りあつて

かつたものでありますから、三月の交付金の一割だけ手許に置きまして、漸次その各県の事情がわかりますに従つて成るべく公平にそれを交付するといふわけで一割を留め置きました、つま

り調整のために一割を留め置きにした。これはどういふ交付金でもそういうふうな方法をとりませんと非常にまじめになりまして、調整のために一割を留め置きにした。これがたしか三

億に当るわけにあります。あとの四億というのが退職金の調整額であります。これは御承知のように退職金というのはやつぱり三月に一番多く出ますので、一月から三月までの一通りの交

付といたしましては四月から十二月までの実績をとりまして、その三カ月分を先ず交付いたしましたので、そして四億は留め置きました、そして三月の事情を見まして、それによつて各県の事

情に即するように交付をした、こういうことが実情であります。何も七億を留め置いたというわけではございません。最後の調整をするために今の一般

の交付金の給与費のほろを三億、それ
から退職金の関係を四億、そういうや

うにして最後まで実情を見まして、それによつて均して払つた、かような案情であります。

○高田なほ子君 予算の操作も大変立派な派である、よくできているとあなたは言つておられる。それから教員の数も

ちやんと自然増に対して殖やすことになつておる、だからもう心配はない。

予算の操作も心配ない、数の心配もな
い、こういうふうな総括したお答えに
なると思う。そこで前に逆戻りいたし
ますけれども、今度は政務次官にお答
え願いたい。こうなつて参りますと、

地方に起つて来る蝕首の問題といふものは予算にも関係しない、なんにも関係して来ない。教員の数にも関係して来ないや予算の手当も十分するんだから、こういうことが起り得るはずが

ない本当はわけだと思ふ。なぜ然らば
 こういふ問題が起つて来るかという今
 度は非常な疑問が出て来るわけです。
 これに対して政務次官はどういうふう
 にお考えになりますか、どうしてこ

んなにたくさんやめさせなきゃならな
いか。

○政府委員（福井勇君） お尋ねの件に
ついては、やっぱり参議院の予算分科
会で藤原道子先生や或いは本会議にお

いては秋山長造先生などの御質問があるようにあります。その都度大臣が答弁しておりますのは、大体先ほど私がお答えしたような答弁になつておるようであります。それで今私が筆記

さして預いたようなこの各府県の非常
にひどいしわざという御記録につい
て、個々の問題が實際一番先に御了承
願つたようにまだ把握されておりませ

んが、検討を十分これはしなきゃならん、こう私は考えます。併し御質問の

重点となつておるどういうわけでそういうふうになつておるだらうかということについては、これ又繰返して個々の府県、個々の問題になつて行きますので、やはりはつきりした把握が私に今掴めないわけなんです。その点が高

田委員に御満足の行くような、すつぱり説明するというようなお答えができ

んのは残念でありますが。

○高田なほ子君 福井政務次官は今日
は実にお気の毒な日であつたと思うの
です。突然大臣が出られなくて代りに
出てこられて、おまけに資料も何もな

いい、そういうところへ来てこういふところを質問されて、実際私もお気の毒だと思ふのです。けれどもこれはお気の毒で済まされない問題でございますから、今私が質問しました要点は、

予算措置も教員の数も自然増に適應する手段もできておるのだという政府側の答弁である。然るに實際問題として、こういうのが起つて來ておる。これに對して文部省は實情を十分に調査さ

れ、文部省として打てるだけの手を打つてもらいたいということが一つ、それからもう一つは、不当な退職勧告が全国に行われており、なかなか共稼ぎであるという理由、それから前

は四十才以上であるという理由、この理由によつて強制される退職というものは地公法の二十八条に違反している、そういう疑いを持つ。この点の法的な解明をして頂くということが一つ

と、大変今日は熱心に御答弁下さいましたけれども、たくさん疑義が更に私のメモに残つて参りました。このことは後刻又大臣に御出席を願ひ、それ

から大蔵省からも御出席を願つて、この問題をもう少し究明させて頂きたい

というふうに、委員長のはうにこの点についてはお願い申上げ、又当局者には今申上げた点をお願い申上げまして私の質問を終わります。

○荒木正三郎君 私関連して一、二お尋ねをいたしますが、今の高田委員から

ら御説明になつた資料を見ると、その大部分が或る年齢というものを基準に

して退職の勧告がなされておる。特にこれは男女の区別はないんですが、特に女子に対しては低い年齢で退職勧告がなされておる。これは私は教育的に見て或る年齢でやめさせる、こういう

か。

○政府委員（福井勇君） 文部省はそういう年齢的なことについては指示も又

指摘のような……。
 ○荒木正三郎君　そういうことを尋ねておるのではなくて、人間の能力というものは年だけできまつて行くわけ

じゃないですね。五十才になったからみんなやめろ、こういうことは無茶苦茶な考え方なんです。教育的な考え方ではないと思う。それは五十才で、もう役に立たなくなる人間もあると思

うのですが、併し五十五才、六十才でも十分役に立つ、働ける人もあると思うのです。だからこういうふうに年齢でこの先生方をやめさして行くという考え方は、これを見ると殆んどがそうで

す。そういう考え方は教育的に見て私にはよくないんじやないかと思つていますがね。文部省はそういう考え方はどういう考えを持っていますか。

○政府委員(福井勇君) 先ほど私もそういう答弁じやないとお叱りを受けましたが、それを包含しておると私は解釈しております。私のお答えしましたのは、年齢にこだわつて指示をしておらないし……。

○荒木正三郎君 指示しているとかしていないとか、あなたのところは指示する権限ないんだから、指示してないのはわかり切つています。そんなことを尋ねておるのではなくて、こういうふうな教育委員会が或る年齢で勧告しているのですよ。教育委員会ではこれでいいと思つておるだろうと思つていますが、そういう考え方について文教の府である文部省の考え方を聞きたいというのです。

○政府委員(福井勇君) やはり年齢によつて左右されるというふうなことにつては私たちは考へておりません。能力が勿論高い者が年齢が高いからといつてこれを餞首する対象とするようなことは無論私たちは対象にすべきではない、これは無論そういうふうには考へております。

○荒木正三郎君 これは従来もあつたことなんです。歴代の文部大臣についてもこのことについては質したこともあつて、こういうふうな年齢によつてやめてもらふとか、それから又退職を勧告するとか、こういう考え方は思ふのです。従来の文部大臣もそういう考え方で来ておつたわけなんですね。今の文部大臣はどういう考え方が私は尋

ねたことがないんですがね。若しこういうことが好ましくないというなら、文部省はいつでも助言、勧告ですか、都合がいいときばつかし引出して来ておるんですがね、文部大臣も。だからこの際も助言したらどうですか、教育委員会に。こういうことは余り面白くないからもう少し考へろ。都合のいいときだけ助言とか何とか引出して来て、こういう大事なことは一言も触れておらん。私は愚慢だと思ふ。

○政府委員(福井勇君) これは人事院の問題に非常に大きいウエイトを持つた関連のことです。さういふ、それから又歴代の文部大臣がかく／＼の方針であつたというふうな非常にこれも重大な事柄であります。よく御趣旨を政務次官から所管大臣にも伝えることにいたします。

○荒木正三郎君 私はこれについて高田委員からも要求がありました。実情を先ず調査し、こういう或る一定の年齢で不当勧告が行われているならば教育委員会に助言すべきである。そのことについてとられた処置について当委員会に報告することを私は求めまして質問を終わります。

○野本吉吉君 今の年齢の問題がいろいろ出ておりますが、私は別の角度からこの年齢の問題について御一考を願つたかと思ふことがあります。先ほど申し上げておきたいと思ふ。先ほど来女性なるが故にというふうなことで比較的若い年齢で退職を勧告される、このことは私の想像では単に教育界だけではないかと思ふ。一般の問題であるのではないかと思ふ。節があるわけであり。そこで問題になりますのは、四十五才というの、ここに普通

の年齢として女子は四十五才と、こゝまゝ大部分出ておるのですが、この年齢の問題は私は国家公務員法の百八条に規定されております恩給制度の目的というところと非常に大きな関連を持つて来ると思ふ。と申しますのは、本人が退職又は死亡の当時の条件に應じて、その後において適当な生活を維持するに必要な所得を与えることが恩給制度の目的である。ところが昨年の旧軍人軍属の恩給法に關する規定をしますための恩給法の一部改正におきまして、旧軍人軍属の年齢を五十五才に引上げた。これを公務員の恩給の取扱の年齢として機械的に適用して参つておるのであります。その結果として従来四十五才から四十五才まで十分の五、それから四十五才から五十才まで十分の三、

こういう恩給の減額をしておる。ところが昨年の恩給法の一部改正によりまして恩給を支給する最低年齢が四十五才に五年引上げられた。五年引上げられまして、四十五才から五十才までの間は半額、それから五十才から五十五才の間の十分の三、こういうことになつて来るわけなんです。さういふことになつて五才で仮にやめたといふと、四十五才で恩給が退職当時の条件に應じた生活を維持させるというのを目的とした場合においては半額引き支給されないう非常な生活上の脅威になつて来るわけなんです。私は恩給の支給の年齢が引上げられたといふことは、いさゝかな事情があつてやむを得ないにいたしましても、若し引上げられたとなれば恩給の全額が支給されるまでの公務員の身分は保障されることが親切な措置ではないかというふうに実は考へて

おるわけであり。そこで今日のこの高田さんからの資料によりまして四十五才が大体女教員に退職を勧告する年齢であるということになりますと、それは退職する者にとつては極めて深刻、重大な問題になつて来る、こういうふうには考へますが、お答えは如何でございましょうか。

○政府委員(福井勇君) 只今のお話は恩給との関連におきましての御意見でございますが、これはまあお話をあつたように、ひとり教職員だけの問題ではないかと考へております。先ほど政務次官からお話、お答えがありましたのでありますが、まあ人の能力を年齢によつてこれ以上はもう役に立たないとか、或いはこれ以下でなければ働けんといふたようなふうな一律にきめましますことは果していいか悪いかという問題につきましては、これは私も個人的に申しますと、さうなものじやなかろうと思ふ。個人的な意見でございます。いわゆる若者といふ例もございまして、年が若くても仕事にならん、能力がない、こういう人もあるかと思ふ。或いは年をとつても非常に元気で働ける、こういう人もあるかと思ふ。さういふよう

ども申しましたように勧告でございすから、それによつてその以上の人はみんなやめてもらふといふたような停年制的な考え方はない、かように考へております。ただ今の恩給法との関係は、いろいろ御意見の点は承つておきます。

○野本吉吉君 私はそういうことをお聞きしているのはなしに、四十五才が一応の機械的な標準として適用されて退職が勧告されるということは、これは若い者にとつてもさうです、公務員にとつては非常な脅威を与える事柄であるから、さういふ観点からも、一応お考へになつてみるお気持ちがあるのかないかということをお聞きしたので、委員会に對して、さういふことについて注文したわけではない。それから、もう一つは、その問題を考える際に、私は大体日本の公務員の在職中の給与というものは、退職後の生活を維持するだけの備蓄ができるだけの給与とされておる。この事実をはつきりお認めになつて、その事実と四十五才で退職しなければならぬ者の退職後の生活の問題等につきまして、全公務員の問題として、又文部省としては全国の教育職員の問題として十分御検討願いたいと思ふのですが、さういふお気持ちがありましかうかということをお伺いしておるのです。

○政府委員(福井勇君) 貴重な御研究の資料として私のほうもよく承わり、今後研究して頂くことにいたします。

○長谷部ひろ君 高田議員から退職の勧告の各県のお話を伺いましたので、これにこゝに上つては、四十五才というの、ここに普通

ういう声をお聞いているのでござい
ます。それで一つ実例をお話したいと思
いますけれども、これは愛知県の例で
ございまして。丁度四十一になる女教員
でございましてけれども、校長から退
職を勧告されたということでございま
した。そこでその人をよく調べますと
非常に勤務もまじめでございまして、
父兄なんかからも大変喜ばれておる先
生でございまして。そこでどういふわけ
だということをお聞きしたら、やはり
年齢が非常に多いというわけなんでご
ざいます。まだ四十五なら非常に、私
の知つておる人より見たら、まあ何と
言うのですか、緩和されたと言いま
すか、そういう年齢だと思ふのですが、
私の知つておるのはもつと若い人なん
です。而も非常にまじめによく働く人
であるけれども、たま／＼俸給が多
いという意味において、年齢が多い
ということをやめさせられようとした
わけなんでございまして。それからもう
一人は共稼ぎであるが故にやめてくれ
と言われたのでございまして。なぜその
人は共稼ぎをしなればならなかつた
か、これは非常に御主人の俸給だけで
は赤字の家計をやり繰りできない状態
であつたために働らいておるわけなん
でございまして。で、そういうふうなわ
けをよく私伺ひましたために教育委員
会のほうに申し上げたら、教育委員会の
ほうでも、そういうことだつたか、そ
れはちつとも知らなかつたが、一応校
長のほうによく言つて上げようといふ
やうな温かい気持で以て校長のほう
に言われましたために、校長もまあ辞職
勧告を引つ込められたやうな例があり
まして、その二人の女教員は非常に喜
ばれまして、今明るい気持で楽しく働

らいておるといふことをお手紙にも頂
いたわけでもございまして。そこで私は年
齢が多いというのはいふに俸給が嵩ん
でおるから、その人を一人やめさせれ
ば若い人をたくさん入れることができ
るというやうなことを、そういうやう
なことがいろいろ／＼聞かされておるのと、
それからもう一つ、校長を動かすのは
校長自体の考え方や私に思ふの
です。村のいろいろ、ボスと言いま
すか、そういうやうな人のいろいろ／＼な
弾圧があるわけなんです。それで校長
でもいやだにせういつたやうなこ
とを言わざるを得ない状況になつて行
くという面も私はそのときを知ること
ができたのです。いろいろ／＼なことがこ
んがらがつて、結局はそういう若い女
教員の面にしわが寄つて行くという現
状であると思ひますが、やはり私はこ
ういふことは正しくない、もう女が四
十二くらいから本場に活躍できる年齢
じやないかと思ふのです。それまでは
まだ子供も小さいのですし、やはり家
庭婦人としての子供の躾けもしなけれ
ばなりませんし、本場に女が外に出て
働く年齢といへば四十過ぎてからでな
ければならぬと思ふのです。それで
つたやうな年齢になつておる人がやは
り職をやめなければならぬというこ
とは非常に私不当だと思ひますので、
どうぞそのことを御考慮にお入れ頂
きまして女教員の上に温かい気持を入れ
て頂きたいと思ふのでございまして。

○田中啓一君 私実は高田さんから
資料を頂きまして拝見し、又今御質問
があり、且つ又長谷部さんのあいつ
た御意見もございまして、大変女の
が、女房が四十過ぎたから言ふのでは
ないのですけれども、私も非常にその
辺の女の人の価値と言ひますか、非常に
私は認めるわけでありまして。それから私
が副知事をやつておりました当時はま
だ教育委員会ができませんでした、一生懸
命になつて女の校長さんを三人ばかり
県内で初めてつた実は経験がござい
ました。まあその後発展することを大い
に祈つていたわけなんです。今も続い
ておるわけでありましてが発展は余りし
ておりません。そういうわけで、それ
も、私は女の人の四十、五十あたりで
すね。本場に世の中の酸いも甘いも
いろいろ／＼な、実は私は校長さんにした
のは、皆子持ちの人ばかりしたわけな
んです。非常に教育上いいことだと実
は思ふ。さりとてまあ一方いろいろ／＼人
員を整理しなければならぬというこ
もございまして、これはまあ恐ら
く全国的に見ればなくとも、地方的に
見ればあるというこじやないかと思
ふのであります。その辺を私実は
よく実情を調べたわけではございま
せんのですけれども、まああるからこ
ういふことが出て来るのだらうと思
ふのであります。そういう際にやはり
私はどうも余り教育者として、偏向教
育のことをこの際持ち出すのじやあり
ませんけれども、そうじやなくて、本
当にどうも男女にかかわらず能力のな
いような人が相当あるのじやなかろう
か。御承知のようにまあ終戦後非常に
教育者が足らんのもありまして、
無理々々どんな人でも頭を揃えてと
いうやうな時代もありました。私も
その時代がまさにそれであつたのであり
ます。でありますから、そういうやう
な人を定員の都合上というやうな理由
でやめて頂くというやうな理由には、
今日のいろいろ／＼な諸般の、公務員法そ

の他で行かないものかどうか。どうも
今の女の先生惜しいと私は思ふのです
よ、教育上。皆ではないかも知れませ
んが、相当惜しい人があるのじやない
か。どうも年齢だとか、亭主と二人お
るとか、そうした外形的な基準でやら
れておるわけなんです。そういうこと
でやられるならば、今私が申ししたこと
やれんこともなからうかというやうな
気がしておるわけでありまして、そ
の辺の一遍御所見をお伺ひをしたいと
思ふのです。教育局長のほうから。
○政府委員(緒方信一君) 只今の御意
見御尤もに存ずる次第でございまして。
相当年輩の人が本場に教育者として値
打ちがありまして、子供を教育する場
合には非常に適當であるとか、かような
ことはあるかと存じます。ただこれは
只今お話がございましたけれども、先
ほどからお話が出ております通りに公
務員法上の問題ではないのでございま
して、公務員法としては先ほどお
話がありました、地方公務員法第二十
八条というものがございまして、これ
にはちやんとその規定が、その規定に
よりまして身分は一応保障されておる
わけでありまして。意に反してはこれ
は免職はできないわけでありまして。そ
でいろいろ／＼まあ地方といたしましては
財政上の都合もございまして、いろ
いろな問題もございまして、まあこ
れは文部省といたしましては一つの事
情はよくわかりませんが、退職勧告が
行われておるといふことでございま
す。その退職勧告の一つの標準とし
て、まあ年齢が取上げられる、或いは
又共稼ぎであるというやうな理由で、
かようなことを言つておるわけであり
ます。地方といたしましては今お話の

ように個人の能力ということに重点を
置かなければならぬといふことは当然
わかつておるはずでありますから、そ
の辺は十分考えられておることと考
へます。併しながら、ほかに何か要請が
ございまして、そういうやうな一応の何
かの標準がなければ勧告がしにくいと
いうやうな点でさういふ線が引かれた
のではないかと想像いたしますわけであ
ります。個々の問題につきましては、先
ほどお話がございましたやうにいろい
ろ本人の事情がありまして、恐らく地
方の教育委員会でも適當な考慮が払わ
れておるのではないかと、かように考
へておるでございまして。まあ只今お話で
ございましたが、これはまあ法律上の問
題でなくして事実上の取扱いの問題、か
ように考へる次第でございまして、地
方におきましては恐らくまあそういう
考慮が払われておるのではないかと、か
ように考へる次第であります。
○田中啓一君 これを見ますと、もう
如何にも各県が同じやうなことをやつ
ておるやにも見える。そうしますと、
こういふふうにあつてもこつちでも
同じことをやつておるといふのは、ど
こかこういふふうにしたらどうだとい
うやうな方針の出所でもあるやうな気
もするようになるのであります。余
り気を廻すといふことになるかも知れ
ませんが、そういうやうなことはござ
いません。つまり、私の言ふのは遠廻
しに妙なことを言わんでも、とうに文
部省あたりでもこうでもしたらどうだ
といふことを言つておるわけでもない
のでございまして、うね。その点を一つ。
○政府委員(福井勇君) 田中委員のお
つしやる通り、そういうやうな画一的
な何はやつておりません。

○岡三郎君 政府の緊縮政策で予算が非常に窮乏化し、生活が今更／＼と言つてゐるけれども、現実には平衡交付金或いは地方税制、こういった関連で都道府県の収入が非常に落ち／＼だ、こういった関連から都道府県の財政というものが非常に凹みを來してゐる、これは明確に言つて先ほどいろいろと調整されると言つておられますけれども、結局現在までの赤字を何とか清算しなければ財政というものの見通しが立たないということになれば、結局勢い都道府県の財政の中で一番弱い点はどこだということになるのではありません。都道府県の一つ弱いところとはどこだということになると、やはり残念ながら、教育を尊重してゐると言つても、結局根本的に教育予算の削減ということが一番手早いということになるわけでありませう。

これは県会なんかにおいても結局明年に選挙を控えるということになると事業費の削減は非常にむづかしいことになる、ということになれば、やはり教育費というものを削減するということとは、みんなこれは遺憾と思つても、そういうほうに持つて行つてゐるわけだ、ということになれば、結局その弱い吐け口で又どこへ来るかということになると、教育の中の最も弱いところに来ている。それがやはり高給者及び女先生、但し理由がなくちやいかなので、共稼ぎとかいろいろ方法でこれを理由付けて來てゐるわけでありませうが、根本的にはやはり平衡交付金なり或いは半額国庫負担といった問題のやはり財政的な措置が根本的には私は起因してゐると思ふのであります。

そこの問題をここで御質問申上げて仕方がないのですが、先ず根本的の在り方を指摘して置くと共に、文部省としては先ほど来いろいろと言われているのですが、勧告という、校長さんなり村の教育委員会なり町の教育委員会から来る勧告を、これを結方さんなんかは非常に軽く扱つてゐる。ところが或る地域の学校のうち、特定の人に對してあなたやめたらどうですかという勧告は、これは死刑の勧告に近いのですよ、これはやはりそれを言われた人は、よほど財産があるという人は別でありませうが、まあ共稼ぎでも子供を教育しているなり或いは病弱な自分の子供なり或いは老婆を抱えてゐるという人は、やはり余り財政的な余裕がないわけだ、ということになれば、あなたやめなさいということ、先生がたまじめでありませうから、がくんと来るのです。そういうことが最近全国的に漸次放たれてゐるのじやないかということを見直すことができないのであります。そういう点から考へて死刑の宣告ということとは少し大いさ言葉であるけれども、併し本当に先生にとつては愕然たることで、単に二十八条だけの問題でなくして、日本の教育行政の根本をなす問題として、これは先ほど荒木委員も言つておりましたが、こういう問題、こういう問題があつたとして法的に問題があつたとして法的に問題があつたとして、そういうふうな女教員のみを対象とするような行政整理なり或いは配置転換なりということは工合が悪いというふうな点において私は文部省のほうから積極的に行ふことが日本の教育を明るくすることは勿論だと思ふので

す。そういう点で私は言はずもがなことを言つておるかも知れませんが、とにかく今までの見たところ割合に勧告というふうな問題を軽く扱つておるというふうな傾向があるのではないかと。そういうものではない、本人にとつては非常に重要な問題であるし、全国の女教師にとつては他山の石である。頂門の一針である。私も重く思つておるのだからと思ふ。そういうふうな観点で日本の教育行政を大きく司つておる全国の女教師に對して、やはり文教政策を明白にして行かなければならぬ。そういう観点で、文部政務次官の御見當で、それに対する今後の施策をもう少し全国の女教師に明るい見込みを手えらうという意味で一つお答えを願ひたいと思ふ、通り一遍ではな

くして。

○政府委員(福井男君) 先ほどから各委員諸君に教訓述べておられますように、女子なるが故に餓死するということとは絶対に適當でございせん。この点については繰返し繰返し文部省として、はそういうふうな考へておることを申し上げておきたいと思ひます。それからまあ十分御承知の教育委員会に権限がありませうので、まあ一般的な勧告、助言というふうなことに限つては先刻来申し上げましたように十分考慮いたしまして、たお各委員からも御指摘並びに御指示がありまして、不当な状態があつたということよく調査して、この委員会に報告せよというふうなことに對しては、その処置をとるようになつて計りたいと思つております。決して私通り一遍、私が答弁して頂く前に、通り一遍という精神は少しも持つておらん、私としては精一ぱいお答えして

おるつもりでありますから、その点の一つ御了承願つておきたいと思ひます。

○岡三郎君 これは結方局長からやつぱり具体的にこの問題をどういふふう

に処理して行くかどうかというお答えを聞きたいと思ひます。

○政府委員(緒方信一君) 先ほどお話のございましたような地方の財政の状況等は極めて複雑でございませうし、それからまあ全体的に申しますと、非常に窮乏してゐると思ひます。さうな点からいまして、恐らくその人員整理が行われるとすれば原因があるというところもお話の通りだと思ひます。ただここで御参考に申上げておきたいと思ひますことは、教員につきましては先ほど御説明いたしましたように、二十九年年度につきましては増員を見込んでおるような予算措置をいたしておられます。ところがほかの一般地方公務員につきましては、それぞれすでに御承知と思いますが、率がきまつて整理率が出ておられます。それによつて地方の財政計画も立たれる、その点から申しますと、予算的には教職員のほうが厚く措置される、かように申上げていいと思ひます。ただそれにもかからず事実退職勧告があると思ひます、これはまあ個々の地方団体のやはり財政状況が一番大きなものである。それに対して私どもとして、文部省といたしまして将来考へなければならぬことは、やはり成るべく予算措置を厚くしまして、さうして職員の数確保を行きたい、さうしてさういふことに努力して行かなければならぬと思ひます。当面の問題といたしましては、まだ私どものほうでよく地方

の事情もわかりませうので何とも申上げかねますけれども、先ほど政務次官からもお答えがありましたように、漸次調査をいたしまして、よく事態をはつきりした上で、どういふ点に原因があるかということについてもはつきりさして行きたい、かように考へておられます。ただ各地方団体におきましては文部省としましては、これにつきま

しては文部省としましては、これにつきま

○岡三郎君 随分通り一遍で、血が通つてないような答弁で不満なんだが、この教育二法案はあなたが熱心にやられることは結構ですよ。併しあなたがたは飽きても文部省は全国の教育の行政をとにかく一応どうしようかということを考へておられるのだから、少くとも末端の教育実態というものはどうなつてゐるか、権限の問題でなくして国の教育というものを對して文部省が一体どう把握してゐるかということをはつきりして文部省の存在ということはないと思ふ。今更で文部省で言つたら思想局みたいになつてゐる。教育の実態は全部これから調べる、さういふことになつてゐるからさうやります。併しそれで相済まんと思ふ。私はもう一遍ここで端的に申上げますが、結局財政規模がだん／＼縮小して財政が困難になつて來た、それを弱い

ところに向けた糊塗策ではこういう問題が解決できる問題ではないというのだ。

それからもう一点は、学校に男の教師が必要であると共に女教師が必要であるということを知るならば、これはやはり基本的には同等の立場といふものであり、我々確保しなければならぬ。その中で実質的に市町村財政というものの総合の中においてやるといふことになるならば、或る特定地域の中において、年齢が四十歳以上であつたらうというふうな先生がたにやめてもらふような、そういうふうな個々ばら／＼な傾向が出て来た場合には、文部省はやはりそれに対する見解を発表しなければいかん。私はやはり教育の重要な問題であつて、これから女の人で先生にならうとする人が、何かあるという、口の先では教育を尊重していると言いつながら、何かというと女の人を上げて置きながら、いざとなると、女の先生なり、そういう先生を粗末にする、こういうふうなやり方を考へ方というものは、これから若い女教師にならうという人が皆そういうふうな気分を持つて来るとするならばこれは私は困ると思ふ。実際問題としてそういう点で、ここで苦言を幾ら言つても仕様がないので、もう少し私はあとでこの問題については、高田さんなり荒木さんの言つたと同じような、或いはその他の諸先生がたの言つたと同じように、具体的にこの問題の重点について至急に文部省のほうとして調査して、そうしてこれに対する具体的な事例に対して今後ひどい例が、それ／＼の理由があればそれ／＼の理由の立場においてそれ／＼教育委員

会でやられるが、とにかくひどいような例があると我々は確認しておるので、そういう具体的な例について至急調査して文部省として、それに対する省内の取扱いを一つ考えてもらいたいと思ふ。これは偶発的な問題でなくして、昨年、一昨年山梨県なんかにも随分大きな問題があつた問題なんです。そういう点で一つお願いしたいと思ふ。

それともう一つ文部省がやろうと思へば、調査という方法で都道府県に対して強制勧告で退職なり或いはそれを受けなさいと言つてやめさせたような具体的な例があつたような場合には、これを至急調査して報告してもらいたい、そういうふうなことでなくても至急にやつて、それについて一応特記すべき点は特記してもらつて、資料を私たちのほうへ出してもらいたいと思ふ。これは一つ局長に頼んでおくれ、局長はできるかできないか、やつてもらいたい、答えてもらいたい。これは調査することは文部省の権限だからね。調査報告を求めるといふことは、それをもつと具体的にやつてもらいたい。

○政府委員(緒方信一君) 先ほどお答えいたしましたように、調査いたしましたと答へましたが。

○岡三郎君 だからそれをどういうふうに行つて行くか。確信を持つて言つてももらいたい。あなた血が通つてないよ。

○政府委員(緒方信一君) 調査いたしました。ただ急に調査しろと今言われてもなか／＼むずかしい。調査はいたします。

か、それを私は聞いておるのです。あなた方は失礼だけれども、大至急やつてもらいたい。

○政府委員(緒方信一君) 速かに調査いたします。

○岡三郎君 調査するつて、そのまま消えて行つたのでは困るから。

○岡本幸弘君 この問題は非常に重要な問題でございます。なお高田委員から質問されましたように、なお大蔵当局もおいでを願うことにしておりますが、文部省から調査もして頂くことにいたしました。一応今日はここで打ち切つて又別の機会にこの問題を取上げることといたしまして、あとにまだ決議があるもので一つこの辺でこの問題を打ち切つてもらいたいと思ひます。

○委員長(川村松助君) 只今御木さんの御意見のように、この問題はこの程度で今日は打ち切りまして次の問題に移つたらどうかという御意見でございますが、どうでしょうか。

定し、三十二名を証人として出席を求めらることにいたしました。お手許に配付してございますので朗読を省略いたします。速記録に掲載することにしたします。さう取計らつてよろしくございませうか。

○委員長(川村松助君) 御異議ないようでありますからさう取計らいませう。

本日はこの程度で散会いたします。

午後四時二十五分散会

〔参照〕 参議院文部委員会における教育二法案に関する証人名簿

証人喚問月日	偏向教育事例	喚問者職氏名
4月12日(月)	旭丘中学校	P・T・A会員 水 上 毅
(午前)		P・T・A会員 福 田 知 子
		P・T・A補導部委員 吉 田 金 次 郎
		教 頭 北 小 路 昂
	大將軍小学校	前P・T・A会長 立 川 文 彦
		教 頭 池 田 正 太 郎
		P・T・A会員 森 定 春 枝
		京都市教育委員長 福 原 達 朗
(午後)	滋賀県 「冬の友」日記	大津市坂本小学校教諭 森 信
		滋賀県P・T・A副会長 西 村 亮 一
		大津市教育委員 井 上 慶 造
		滋賀県教育委員会学校 教育課長 溝 口 成 蔵

4月13日(火) (午前)		(午後)	
岐阜県恵那郡 大井小学校長 三宅信市 恵那郡地方教育委員会 連絡協議会長 千藤茂美 岐阜県教育長 川口半平 岐阜県地方教育委員会 連絡協議会長 森太郎		岩手県一関市 岩手県一関小学校教頭 横山康夫 P・T・A副会長 橋本種甚 校長 産永利政 P・T・A会長 三木英雄	
高知県立山田高校 校長 産永利政 P・T・A会長 三木英雄		北海道武佐中学 北海道教職員組合副委員長 星野健三 武佐中学元教諭 杉原春夫 中津津町長 横田俊夫 P・T・A副会長 清原庄太郎	
山口日記 元山口県教職員組合委員長 現山口市大蔵中学教諭 綿津四郎 岩国市P・T・A会長 藤岡武雄 山口県教育委員会教育長 野村幸祐 岩国市教育委員 丸茂忍			

4月13日(火) 山口県安下庄町小 中学校 P・T・A副会長 山本保男 小中学校長 安本 薫 安下庄町教育長 原田式雄 安下庄町元助役 野口安一		四月二日予備審査のため、本委員会に 左の事件を付託された。 一、へき地教育振興法案 一、盲学校及びろう学校への就学奨 励に関する法律案 へき地教育振興法案 へき地教育振興法 (目的) 第一条 この法律は、教育の機会均 等の趣旨に基き、かつ、へき地に おける教育の特殊事情にかんが み、国及び地方公共団体が、へき地 における教育を振興するために実 施しなければならない諸施策を明 らかにし、もつて、へき地における 教育の水準の向上を図ることを目 的とする。 (定義) 第二条 この法律において「へき地 学校」とは、交通至難で自然的、経 済的、文化的諸条件に恵まれない 山間地、離島その他の地域に所在 する公立の小学校及び中学校をい う。 (市町村の任務) 第三条 市町村は、へき地における 教育の振興を図るため、当該地方の	
必要に應じ、左に掲げる事務を行 う。 一 へき地学校の教材、教具等の 整備、へき地学校に勤務する教 育の研修その他へき地における 教育の内容を充実するため必要 な措置を講ずること。 二 へき地学校に勤務する教員及 び職員のための住宅の建築、あ つ旋その他その福利厚生のため 必要な措置を講ずること。 三 体育、音楽等の学校教育及び 社会教育の用に供するための施 設を、へき地学校に設けること。 2 市町村は、前項に掲げる事務を 行うほか、へき地学校における教 員及び職員並びに児童及び生徒の 健康管理の適正な実施を図り、児 童及び生徒の通学を容易にするた め必要な措置を講ずるよう努め なければならない。 (都道府県の任務) 第四条 都道府県は、へき地におけ る教育の特殊事情に適した学習指 導、教材、教具等について必要な 調査、研究を行い、及び資料を整 備し、前条に規定する市町村の任 務の遂行について、市町村に対		し、適切な指導、助言又は援助を 行い、並びに、へき地学校に勤務す る教員の研修について教員に十分 な機会を与えるように努めなけれ ばならない。 2 都道府県は、必要に應じ、へき 地学校に勤務する教員の養成施設 を設けなければならない。 3 都道府県は、へき地学校に勤務 する教員及び職員に対する特殊勤 務手当の支給について、特別の考 慮を払わなければならない。 (文部大臣の任務) 第五条 文部大臣は、へき地におけ る教育について必要な調査、研究 を行い、及び資料を整備し、並び に前二条に規定する地方公共団体 の任務の遂行について、地方公共 団体に対し、適切な指導、助言を 行わなければならない。 (国の補助) 第六条 国は、市町村が行う第三条 第一項第二号又は第三号に掲げる 事務に要する経費について、予 算の範囲内でその一部を補助する ことができる。 2 国は、都道府県が設置する第四 条第二項に規定する施設に要する 経費について、予算の範囲内で、 その一部を補助することができる。 3 前二項の規定により国が補助す る場合の経費の範囲、算定基準及 び補助の比率は、政令で定める。 (補助金の返還) 第七条 国は、国庫から補助金の交 付を受けた地方公共団体が左の各 号の一に該当するに至つたとき は、当該年度におけるその後の補	

助金の全部又は一部を交付をやめるときは、すでに交付した当該年度の補助金の全部又は一部を返還させることができる。

一 補助金を補助の目的以外の目的に使用したとき。

二 正当な理由がなく、補助金の交付を受けた年度内に補助に係る施設を設けないこととなつたとき。

三 補助に係る施設を、正当な理由がなく、補助の目的以外の目的に使用し、又は文部大臣の許可を受けずに処分したとき。

四 補助金の交付の条件に違反したとき。

五 虚偽の方法により補助金の交付を受けたことが明らかになつたとき。

(政令への委任)

第八条 この法律に定めるもののほか、補助金の交付及び返還の手続その他国の補助金に関し必要な事項は、政令で定める。

(負担金、補助金等の配分)

第九条 国及び都道府県は、学校施設の建設又は復旧、教材、教員等の整備その他の教育事務に要する経費について市町村に交付する負担金、補助金等の配分を行うに当たっては、へき地における教育の特殊性に留意して適切な配分を行わなければならない。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

盲学校及びろう学校への就学奨励に関する法律案

盲学校及びろう学校への就学奨励に関する法律

(この法律の目的)

第一条 この法律は、教育の機会均等の趣旨に則り、かつ、盲学校及びろう学校への就学の特殊事情にかんがみ、国及び地方公共団体がこれらの学校に就学する学齢児童生徒(学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第二十三条に規定する「学齢児童」及び同法第三十九条第二項に規定する「学齢生徒」をいう。以下同じ)について行う必要な援助を規定し、もつて義務教育の普及奨励を図ることを目的とする。

(国及び都道府県が行ふ就学奨励)

第二条 都道府県は、その区域内に住所を有する学齢児童生徒の盲学校又はろう学校への就学による保護者(学校教育法第二十二條第一項に規定する「保護者」という。以下同じ)の経済的負担を軽減するため、その負担能力の程度に応じ、これらの学校への就学のため必要な経費のうち、左に掲げるものについて、その全部又は一部を支弁しなければならない。但し、国立の盲学校又はろう学校に就学する学齢児童生徒に係る経費については、国が支弁する。

一 教科用図書の購入費

二 学校給食費

三 通学又は通宿に要する交通費及び付添人の付添に要する交通費

四 学校附設の寄宿舎居住に伴う経費

2 前項各号に掲げる経費の範囲、その算定基準その他経費の支弁の基準に關し必要な事項は、政令で定める。

(経費の支給)

第三条 前条の規定により都道府県が支弁する経費は、当該都道府県の教育委員会が、当該学齢児童生徒の就学する学校の校長に対して交付する。

2 前項の規定により経費の交付を受けた校長は、これを、政令の定めるところにより、現物又は金銭をもつて当該学齢児童生徒又はその保護者に対して支給しなければならない。

(国の負担)

第四条 国は、第二条の規定により都道府県が支弁する経費の二分の一を負担する。

(政令への委任)

第五条 前条に規定する負担金の交付の手続その他この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

附 則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 地方財政法(昭和二十三年法律第九号)の一部を次のように改正する。

第十條に次の一号を加える。
二十六 盲学校及びろう学校への就学奨励に要する経費

四月三日本委員会に左の事件を付託された。
一、教員の政治活動禁止法制定反対に關する請願(第二〇〇八号)(第二〇三二号)(第二〇三九号)(第二〇四二号)(第二〇四三号)(第二〇四七号)(第二〇四八号)(第二〇四九号)(第二〇六七号)(第二〇六八号)(第二〇七二号)(第二〇七三号)(第二〇七四号)(第二〇八三号)(第二〇八七号)(第二〇八八号)(第二〇八九号)(第二〇九五号)(第二〇一〇〇号)(第二〇一〇一七号)(第二〇一〇二二号)(第二〇一〇七七号)(第二〇一〇八二号)(第二〇一〇九二号)(第二〇一一一三三号)(第二〇一一一四四号)(第二〇一一一八八号)(第二〇一一一九九号)(第二〇一二二〇二号)(第二〇一二二二二号)(第二〇一二二四四号)(第二〇一二二五五号)(第二〇一二二六六号)

一、奄美学生留學費存続に關する請願(第二〇二八八号)

一、公立学校事務職員に關する請願(第二〇六五五号)

一、五大市定時制高等学校教員の給与に關する請願(第二〇八四四号)

一、神奈川県横須賀市追浜官修墳墓の祭し等復活に關する請願(第二〇一六六号)

一、第十七回オリンピック大会競技場建設費国庫負担に關する陳情(第五五〇号)

一、教員の政治活動禁止法制定促進に關する陳情(第五五三三三三)

第二〇〇八号 昭和二十九年三月二十日受理
教員の政治活動禁止法制定反対に關する請願
請願者 長野県南安曇郡倭村 外四名 竹内茂文
紹介議員 羽生 三七君

政府が今国会に提出した教員政治活動禁止に關する二法案は、教育の中立を維持し教育を擁護するといふ名を借りて教育の自主性を拘束し、教育を政治勢力の支配下におかせるものであるから、本二法案の立法化が実現しないよう善処せられたいとの請願。
第二〇三二号 昭和二十九年三月二十三日受理
教員の政治活動禁止法制定反対に關する請願
請願者 長野県上伊那郡宮田 町 小田切清市外千五百九十六名
紹介議員 羽生 三七君
この請願の趣旨は、第二〇〇八号と同じである。
第二〇三九号 昭和二十九年三月二十三日受理
教員の政治活動禁止法制定反対に關する請願(八通)
請願者 長野県北佐久郡軽井沢 町 土屋渡外二千八百十七名
紹介議員 岡 三郎君
この請願の趣旨は、第二〇〇八号と同じである。
第二〇四二号 昭和二十九年三月二十三日受理
教員の政治活動禁止法制定反対に關する請願
請願者 東京都渋谷区千駄谷四ノ七〇三 木瀬正二外十九名
紹介議員 市川 房枝君
この請願の趣旨は、第二〇〇八号と同じである。

第二〇四三号 昭和二十九年三月二十三日受理 教員の政治活動禁止法制定反対に関する請願 請願者 東京都目黒区東町一〇六 川口義一外五名 紹介議員 高良 とみ君 この請願の趣旨は、第二〇〇八号と同じである。 第二〇四七号 昭和二十九年三月二十四日受理 教員の政治活動禁止法制定反対に関する請願 請願者 東京都新宿区津久戸町一五 島海俊外五十九名 紹介議員 笹森 順造君 この請願の趣旨は、第二〇〇八号と同じである。 第二〇四八号 昭和二十九年三月二十四日受理 教員の政治活動禁止法制定反対に関する請願 請願者 大阪府城東区蒲生町四ノ二五九 広田惣三郎 外四十六名 紹介議員 一松 定吉君 この請願の趣旨は、第二〇〇八号と同じである。 第二〇四九号 昭和二十九年三月二十四日受理 教員の政治活動禁止法制定反対に関する請願 請願者 東京都目黒区下目黒二ノ二〇八 桑田弘富外六十六名 紹介議員 深川タマエ君	この請願の趣旨は、第二〇〇八号と同じである。 第二〇六七号 昭和二十九年三月二十四日受理 教員の政治活動禁止法制定反対に関する請願 請願者 兵庫県芦屋市打出春日町四三 森丹二外八百五十九名 紹介議員 松澤 兼人君 この請願の趣旨は、第二〇〇八号と同じである。 第二〇六八号 昭和二十九年三月二十四日受理 教員の政治活動禁止法制定反対に関する請願 請願者 長野県北佐久郡軽井沢町 土屋清人外二百八十名 紹介議員 棚橋 小虎君 この請願の趣旨は、第二〇〇八号と同じである。 第二〇七二号 昭和二十九年三月二十五日受理 教員の政治活動禁止法制定反対に関する請願 請願者 東京都杉並区馬橋二ノ一六九 北井敏子 紹介議員 堀 眞琴君 この請願の趣旨は、第二〇〇八号と同じである。 第二〇八三三号 昭和二十九年三月二十五日受理 教員の政治活動禁止法制定反対に関する請願 請願者 東京都荒川区立第二駄田小学校内 根本林造 外二十六名	紹介議員 高田なお子君 この請願の趣旨は、第二〇〇八号と同じである。 第二〇八七号 昭和二十九年三月二十六日受理 教員の政治活動禁止法制定反対に関する請願 請願者 東京都荒川区日暮里町四ノ一四三 菅原滋外六十名 紹介議員 小笠原三男君 この請願の趣旨は、第二〇〇八号と同じである。 第二〇八八号 昭和二十九年三月二十六日受理 教員の政治活動禁止法制定反対に関する請願 請願者 東京都世田谷区世田谷二ノ二、〇四〇 時岡 茂秀外二十六名 紹介議員 岡 三郎君 この請願の趣旨は、第二〇〇八号と同じである。 第二〇八九号 昭和二十九年三月二十六日受理 教員の政治活動禁止法制定反対に関する請願 請願者 東京都渋谷区代々木西原町九八五 杉山清保 外三十九名 紹介議員 栗山 良夫君 この請願の趣旨は、第二〇〇八号と同じである。 第二〇九五号 昭和二十九年三月二十六日受理 教員の政治活動禁止法制定反対に関する請願 請願者 東京都渋谷区代々木西原町九八五 杉山清保 外三十九名 紹介議員 栗山 良夫君 この請願の趣旨は、第二〇〇八号と同じである。	請願者 東京都練馬区豊玉北四ノ二〇 金杉益男外十二名 紹介議員 久保 等君 この請願の趣旨は、第二〇〇八号と同じである。 第二一〇〇号 昭和二十九年三月二十六日受理 教員の政治活動禁止法制定反対に関する請願 請願者 東京都品川区豊町二ノ一、一二八 大久保俊吾外百三十四名 紹介議員 湯山 勇君 この請願の趣旨は、第二〇〇八号と同じである。 第二一〇一号 昭和二十九年三月二十六日受理 教員の政治活動禁止法制定反対に関する請願 請願者 東京都千代田区神田紺屋町三〇 木村潔外百六十五名 紹介議員 藤原 道子君 この請願の趣旨は、第二〇〇八号と同じである。 第二一〇二号 昭和二十九年三月二十六日受理 教員の政治活動禁止法制定反対に関する請願(二通) 請願者 東京都中野区江古田町三ノ一、三九一 西田 亮哲外六十八名 紹介議員 岡田 宗司君 この請願の趣旨は、第二〇〇八号と同じである。	第二一〇七号 昭和二十九年三月二十六日受理 教員の政治活動禁止法制定反対に関する請願 請願者 群馬県邑楽郡佐貫村大字矢島二七二 大隅いぢ外九百九十九名 紹介議員 鈴木 強平君 この請願の趣旨は、第二〇〇八号と同じである。 第二一〇八号 昭和二十九年三月二十六日受理 教員の政治活動禁止法制定反対に関する請願 請願者 群馬県邑楽郡館林市下町七〇八 篠原律子外九百九十名 紹介議員 野本 品吉君 この請願の趣旨は、第二〇〇八号と同じである。 第二一〇九号 昭和二十九年三月二十六日受理 教員の政治活動禁止法制定反対に関する請願(三通) 請願者 東京都北多摩郡村山村中藤一、〇〇二 藤野 吉男外百六十九名 紹介議員 高良 とみ君 この請願の趣旨は、第二〇〇八号と同じである。 第二一一一号 昭和二十九年三月二十七日受理 教員の政治活動禁止法制定反対に関する請願(二通) 請願者 千葉県市川市市川町一ノ二七八石川方 木村 政昭外六十三名
--	--	---	---	--

紹介議員 高田なほ子君
この請願の趣旨は、第二〇〇八号と同
じである。

第二二二二号 昭和二十九年三月二
十七日受理
教員の政治活動禁止法制定反対に關す
る請願
請願者 東京都品川区北品川五
ノ四三〇 杉本治郎外
九十三名
紹介議員 加藤シヅエ君
この請願の趣旨は、第二〇〇八号と同
じである。

第二二二三号 昭和二十九年三月二
十七日受理
教員の政治活動禁止法制定反対に關す
る請願
請願者 東京都品川区大井原町
五、二〇〇 渡辺時郎
外百六十名
紹介議員 木村福八郎君
この請願の趣旨は、第二〇〇八号と同
じである。

第二二二四号 昭和二十九年三月二
十七日受理
教員の政治活動禁止法制定反対に關す
る請願(十二通)
請願者 東京都西多摩郡大久野
村八、七五三 宮岡康
夫外二百二十四名
紹介議員 高良 とみ君
この請願の趣旨は、第二〇〇八号と同
じである。

第二二二八号 昭和二十九年三月二
十七日受理
教員の政治活動禁止法制定反対に關す
る請願
請願者 東京都新宿区東大久保
二ノ二四八 寺西武司
外百十九名
紹介議員 重盛 壽治君
この請願の趣旨は、第二〇〇八号と同
じである。

第二二二九号 昭和二十九年三月二
十七日受理
教員の政治活動禁止法制定反対に關す
る請願
請願者 東京都品川区西中延四
ノ一、二六二 福井亘
外百六十五名
紹介議員 加藤シヅエ君
この請願の趣旨は、第二〇〇八号と同
じである。

第二二二〇号 昭和二十九年三月二
十七日受理
教員の政治活動禁止法制定反対に關す
る請願(二通)
請願者 東京都品川区豊町四ノ
二八 小坂真外二百
名
紹介議員 高田なほ子君
この請願の趣旨は、第二〇〇八号と同
じである。

第二二二一四号 昭和二十九年三月二
十七日受理
教員の政治活動禁止法制定反対に關す
る請願
請願者 東京都品川区大井元芝
町九四三 高橋七郎外
四百八十名
紹介議員 高田なほ子君
この請願の趣旨は、第二〇〇八号と同
じである。

第二二二四号 昭和二十九年三月二
十七日受理
教員の政治活動禁止法制定反対に關す
る請願
請願者 東京都西多摩郡西多摩
村崎八七 島田辰也
外百二十名
紹介議員 小林 幸平君
この請願の趣旨は、第二〇〇八号と同
じである。

第二二二五号 昭和二十九年三月二
十七日受理
教員の政治活動禁止法制定反対に關す
る請願
請願者 東京都練馬区豊玉北四
ノ七 江崎潤外三十九
名
紹介議員 岡 三郎君
この請願の趣旨は、第二〇〇八号と同
じである。

第二二二六号 昭和二十九年三月二
十七日受理
教員の政治活動禁止法制定反対に關す
る請願(二通)
請願者 東京都品川区大井元芝
町九四三 高橋七郎外
四百八十名
紹介議員 高田なほ子君
この請願の趣旨は、第二〇〇八号と同
じである。

第二二二八号 昭和二十九年三月二
十七日受理
教員の政治活動禁止法制定反対に關す
る請願
請願者 石川県金沢市土取場永
田町 赤松清
紹介議員 西郷吉之助君
聞くところによれば奄美群島留學生の

第二二二八号 昭和二十九年三月二
十五日受理
留學費は、本年三月で中止される由で
あるが、従来でも月々の留學費だけで
は日々生活がやつとで種々のアルパ
イトをやりながら苦闘してきたのに、
もしこれが実現するならば學業を中断
するのやむなきに至る他はなく、奄美
復興の原動力を失うことになり、単に
これら留學生個人のためばかりでな
く、ひいてはわが国にとつて大なる損
失となるから、奄美群島留學生の留學
費を存続せられたいとの請願。

第二二六五号 昭和二十九年三月二
十四日受理
公立学校事務職員の身分に關する請
願
請願者 熊本市古町 目野欣次
外二百二十一名
紹介議員 須藤 五郎君
公立学校に勤務する全国一万七千名の
事務職員は、あらゆる方面からこれを
検討してみれば、実質的にはほとんど
教員と変わらない職務を遂行している
にもかかわらず、教育公務員としての取
扱ひを受けていないことはまことに遺
憾のきわみであるから、「事務職員」を
「事務教諭」に改めることによつて同一
待遇となるよう関係法規を改正せられ
たいとの請願。

第二二八四号 昭和二十九年三月二
十五日受理
五大市定時制高等学校教員の給与に關
する請願
請願者 神戸市湊町二、四五
〇 福島敬三郎
紹介議員 長谷部ひろ君 高田な
ほ子君
大阪、京都、神戸、名古屋、横浜の五
大市立定時制高等学校教員の給与が府

第二二一六号 昭和二十九年三月二
十七日受理
神奈川縣横須賀市追浜官修墳墓の祭
し等復活に關する請願
請願者 神奈川縣横須賀市大津
町井田二、二六〇 大
岩義一外二名
紹介議員 石村 幸作君
神奈川縣横須賀市追浜にある官修墳墓
は、今次太平洋戦争開戦から終戦時ま
で祭し及び管理が停止されていたこと
はやむを得ないが、官修墳墓に關する
法規だけが占領政策実施後といえども
廢止されることがなく存置されているに
もかわらず、官により一回の修繕施
行及び祭し執行もない実情であり、ま
た既に独立国となつた今日、政府にお
いては外地戰敗者の遺骨を逐次収容
し、無名戰士の墓碑建設も決定したの
に、官修墳墓下に永眠する殉国の英靈
に對しては未だ何等の施策がなく全く
國民から忘れられようとしていること
はまことに遺憾であるから、すみやか

に本官修墳墓に対する経費を設け、昭和二十九年年度から祭し及び管理を復活せられたいとの請願。

第五五〇号 昭和二十九年三月二十二日受理

第十七回オリンピック大会競技場建設費国庫負担に関する陳情

陳情者 東京都議会議長 佐々木 旋司

東京都は千九百六十年に開催されるべき第十七回オリンピック大会の東京招致運動を目下強力に展開しているが、これが招致運動の成否は主催地に完備した競技場施設を準備することにかかっているから、オリンピック大会が国家的行事ともいべきものであるにかんがみ、その主要競技場はとくに国費をもつて建設せられると共に、遅くとも千九百五十八年の第三回アジア競技大会までにこれが完成を計られたいとの陳情。

第五五三三号 昭和二十九年三月二十二日受理

教員の政治活動禁止法制定促進に関する陳情

陳情者 秋田市議会議長 田口長太郎

義務教育諸学校における教育の政治的中立の確保に関する法律案及び教育公務員特例法の一部を改正する法律案の両法案は、義務教育諸学校における教育を党派的勢力の不当な影響または支配から守り、もつて義務教育の政治的中立を確保するとともに、これに従事する教育職員の自立性を擁護するに必要と思われるから、すみやかに両法律を制定せられたいとの陳情。

四月三日予備審査のため、本委員会に左の事件を付託された。

一、教育職員免許法の一部を改正する法律案

一、教育職員免許法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理に関する法律案

教育職員免許法の一部を改正する法律案

教育職員免許法の一部を改正する法律

教育職員免許法（昭和二十四年法律第四十七号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「並びにこれらの学校の校長（幼稚園の園長を含む）

以下同じ）、教育委員会の教育長及び指導主事」を削り、同条第二項中「校長及び」及び「教育長及び指導主事」にあつては当該教育委員会を削る。

第四条第一項中、「仮免許状」を削り、同条第二項第九号から第十一号までを削り、同条第四項を削り、同条第五項を同条第四項とし、同条第六項を同条第五項とする。

第五条第一項中「及び仮免許状」を削り、「第二若しくは第三」を「若しくは第二」に改め、同条第二項中「校長及び」及び「並びに教育長及び指導主事」を削り、同条第三項を次のように改める。

3 臨時免許状は、普通免許状を有する者を採用することができない場合に限り、第一項但書各号の一に該当しない者で教育職員検定に合格したものに授与する。但し、高等学校助教諭免許状は、大学に二年以上在学し、且つ、六十二単位以上を修得しない者には授与しない。

第六条第二項中「第九条第二項但書」を「前条第三項」に、「別表第四」を

「別表第三」に改め、同条第三項中「別表第四の二」を「別表第四」に改める。

第七条第二項中「校長」を「校長（幼稚園の園長を含む）」に改める。

第九条第二項を削り、同条第三項を同条第二項とする。

第十条第二項、第十一号及び第十四号中「又は教育委員会」を削る。

第二十条中「校長及び」及び「並びに教育長及び指導主事」を削る。

附則第四項中「第五条第一項第一号及び第二号」を「第五条第一項第二号及び第三項但書」に改める。

附則第五項を削り、附則第六項を次のように改める。

5 教育職員免許法施行法（昭和二十四年法律第四十八号）以下「施行法」という。第一条又は第二条の規定により免許状の交付又は授与を受けた者が、第六条第二項別表第三、第五、第六又は第七の規定により、それぞれの上級の免許状を受けようとする場合には、同項別表第三、第六若しくは第七の第三欄又は同項別表第五の第二欄に掲げる在職年数については、

それぞれの表の第二欄に掲げる免許状の交付又は授与を受けるために必要とする施行法第一条又は第二条の表の上欄に掲げる資格を得たのち、それぞれの表の第一欄に掲げる学校の教員（これに相当するものとして、文部省令で定める旧令による学校の校長及び教員、文部省令で定める学校以外の教育施設において教育に従事する者並びに文部省令で定める官公庁又は私立学校において教育事務に従事する職員を含む。）として在職した年数を通算することができ、

附則第七項を削り、附則第八項を次のように改める。

6 第六条第二項別表第三により中学校又は高等学校の教諭の一級普通免許状を受けようとする者が、次の表の第一欄に掲げる基礎資格を有する者で施行法第一条又は第二条の規定により次の表の第二欄に掲げる免許状の交付又は授与を受けているときは、学力及び実務の検定は、次の表の第三欄及び第四欄によるものとする。

一		二	
旧教員免許令による中学校高等女学校教員免許状、高等学校教員免許状又は実業学校教員免許状を有すること。		旧教員養成諸学校官制（昭和二十一年勅令第二百八号）第一条に規定する教員養成諸学校（以下「教員養成諸学校」という。）のうち修業年限四年の学校を卒業したことを要すること。	
中学校教諭二級普通免許状	一〇	中学校教諭二級普通免許状	一〇

番号	第一欄	第二欄	第三欄	第四欄
基礎資格	施行法第一条又は第二条の規定により交付又は授与を受けている免許状の種類	第一欄に規定する基礎資格を取得するのち、第二欄に掲げる各免許状に係る学校の教員として良好な成績で勤務した旨の所轄庁の証明を有することと必要とする最低在職年数	第一欄に規定する基礎資格を取得したのち、大学において修得することと必要とする最低単位数	

備考 この表の第二号のロ及び第四号のロに掲げる基礎資格を有する者には、これに相当する者として文部省令で定めるものを含むものとする。

附則第九項中「又は仮免許状」を削り、「第三項」を「第二項」に改め、同項を附則第七項とし、附則第十項中「第五条第三項」を「第五条第三項本文」に改め、同項を附則第八項とする。

別表第一中備考以外の部分を次のように改める。

別表第一備考第一号の二及び第一号の三中、及び第三を削り、同表備考第二号を次のように改める。

二 小学校、中学校若しくは幼稚園の教諭の二級普通免許状又は盲学校、ろう学校若しくは養護学校の教諭の一級及び二級の普通免許状の授与の所要資格に關しては、この表中「大學」には、文部大臣の指定する教員養成機關を含むものとする。

二 小学校、中学校若しくは幼稚園の教諭の二級普通免許状又は盲学校、ろう学校若しくは養護学校の教諭の一級及び二級の普通免許状の授与の所要資格に關しては、この表中「大學」には、文部大臣の指定する教員養成機關を含むものとする。

別表第一備考第三号中「別表第四の二」を「別表第四」に改め、同表備考第四号を削り、同表備考第五号中「(前号)によつて当該免許状に係る教科に関する専門科目について修得することを認められた単位数を含めて計算するものとする。」を削り、同号を同表備考第四号とする。

別表第二を削り、別表第三の大学又は文部大臣の指定する養護教諭養成機関における最低修得単位数の欄中「一般教養科目」を「一般教育科目」に改め、同表の二級普通免許状の項中ロはハとし、ハをニとし、イの次にロとして次のように加え、同表の仮免許状の項を削り、同表を別表第二とする。

別表第四中備考以外の部分を次のように改める。

論	中学校教諭		高等学校教諭		幼稚園教諭	
	一級普通免許状	二級普通免許状	一級普通免許状	二級普通免許状	一級普通免許状	二級普通免許状
	臨時免許状	臨時免許状	臨時免許状	臨時免許状	臨時免許状	臨時免許状
	五	六	三	五	五	六
	四五	四五	一五	四五	四五	四五

別表第四備考第一号及び第三号中「別表第四の二」を「別表第四」に改め、同表備考第四号中「文部省令で定める。」の下に「(別表第五の場合においても同様とする。)」を加え、同号の次に次の二号を加え、同表を別表第三とする。

五 この表により上級の免許状を受けようとする者について、第三欄に掲げる最低在職年数をこえる在職年数があり、第四欄に掲げる最低単位数が十五単位数をこえるときは、そのこえる最低在職年数にこえる在職年数については、文部省令で定める教育の職における在職年数を通算することができる。(別表第五及び第六の場合においても同様とする。)

六 この表により一級普通免許状を受けようとする者について第三欄に掲げる在職年数が十五年をこえるときは、第四欄に掲げる単位は、必要としない。この場合における在職年数については、文部省令で定める教育の職における在職年数(在職年数が五年をこえるときは五年)を通算することができる。(別表第五から第七までの場合においても同様とする。)

別表第四の二の中学校教諭一級普通免許状の項第三欄中「三〇」を「四〇」に、「一八」を「三二」に、同表の中学校教諭二級普通免許状の項第三欄中「一五」を「二〇」に、「一〇」を「一六」に改め、同表の中学校教諭仮免許状の項を削り、同表の高等学校教諭一級普通免許状の項第三欄中「三八」を「六二」に、「二五」を「五二」に、同表の高等学校教諭二級普通免許状の項第三欄中「三〇」を「四〇」に、「一八」を「三二」に改め、同表の高等学校教諭仮免許状の項を削り、同表の備考を次のように改め、同表を別表第四とする。

備考

- 一 学力の検定は、第三欄によるものとする。
 - 二 この表により一級普通免許状を受けようとする者が、当該教科について二級普通免許状を受けているときは、一級普通免許状の項第三欄に掲げる単位数から二級普通免許状の項第三欄に掲げる単位数を差し引くものとする。
- 別表第五を次のように改める。

別表第五		
第一欄	第二欄	第三欄
所要資格	基礎資格	第二欄に掲げる各免許状を取得したのち、大学において修得する最低単位数
一級普通免許状 二級普通免許状	イ 大学において職業実習に関する学科を専攻して、学士の称号を有し、一年以上その学科に関する実地の経験を有し、技術優秀と認められること。 ロ 大学に三年以上在学し、職業実習に専攻して、学士の称号を有し、技術優秀と認められること。 ハ 中学校の職業実習についての教員の臨時免許状を取得したのち、三年以上中学校において職業実習を担任する教員として良好な成績で勤務した旨の所轄庁の証明を有すること。	一五 二〇 一五

備考

一 実務の検定は、第二欄により、学力の検定は、第三欄によるものとする。

二 この表により中学校教諭二級普通免許状を受けようとする者が、職業実習に関する学科の課程を修めて高等学校(旧中等学校令(昭和十八年勅令第三十六号)による実業学校を含む)を卒業した者であるときは、中学校において職業実習を担任する教諭の二級普通免許状ハの項第三欄中「二〇」とあるのを「一〇」と読み替えるものとする。

別表第六の第三欄中「基礎資格を有し」を「基礎資格を取得したのち」に、「在職年数」を「最低在職年数」に、同表の第四欄中「大学又は文部大臣の指定する養護教諭養成機関における最低修得単位数」を「第二欄に規定する基礎資格を取得したのち、大学又は文部大臣の指定する養護教諭養成機関において修得することを必要とする最低単位数」に、同表の二級普通免許状の項中「養護教諭の仮免許状」を「養護助教諭の臨時免許状」に、「三」を「六」に、「一〇」を「三〇」に改め、同表の仮免許状の項を削り、同表の備考を次のように改める。

備考

一 この表により一級普通免許状を受けようとする者が、第五条第一項別表第二の二級普通免許状の項により授与された二級普通免許状を有するときは、一級普通免許状の項第三欄中「三」とあるのを「一」と、同項第四欄中「二〇」とあるのを「一〇」と読み替えるものとする。

二 この表により二級普通免許状を受けようとする者が、保健婦助産婦看護婦法第七条の規定により看護婦の免許を受けているときは、二級普通免許状の項第三欄に掲げる最低在職年数は必要としないものとし、同項第四欄中「三〇」とあるのを「一〇」と読み替えるものとする。

別表第七を次のように改める。

別表第七

第一欄	第二欄	第三欄	第四欄
所要資格	有することを必要とする免許状の種類	第二欄に掲げる各免許状を取得したのち、第一欄に掲げる学校の教員(二級普通免許状の授与を受けようとする場合にあつては小学校、中学校、高等学校及び幼稚園の教員を含む)として良好な成績で勤務した旨の所轄庁の証明を有することを必要とする最低在職年数	第二欄に掲げる各免許状を取得したのち、大学において修得することを必要とする最低単位数
一級普通免許状 盲学校、ろう学校又は養護学校の教諭の二級普通免許状	盲学校、ろう学校又は養護学校の教諭の二級普通免許状	三	六
二級普通免許状 高等学校、中学校、幼稚園の教諭の二級普通免許状	高等学校、中学校、幼稚園の教諭の二級普通免許状	三	六

附則

1 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

2 この法律の施行の際、現に改正前の教育職員免許法(以下「旧法」という。)若しくは教育職員免許法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理に関する法律(昭和二十九年法律第号)による改正前の施行法(以下「旧施行法」という。)の規定により小学校、中学校、高等学校若しくは幼稚園の教諭若しくは養護教諭の仮免許状の授与若しくは交付を受けている者又は旧法若しくは旧施行法の規定により盲学校、ろう学校若しくは養護学校の教諭の仮免許状の授与を受けている者は、養護教諭又は盲学校、ろう学校若しくは養護学校の教員にあつては昭和三十一年三月三十一日まで、小学校、中学校又は幼稚園の教員にあつては昭和三十一年三月三十一日まで、高等学校の教員にあつては昭和四十二年三月三十一日まで、改正後の教育職員免許法(以下「新法」という。)第三条の規定にかかわらず、それぞれ、当該仮免許状に相当する学校の教諭(講師を含む)又は養護教諭の職にあることができる。

3 この法律の施行後、昭和三十三年三月三十一日までに旧法第五条別表第一に規定する小学校、中学校又は幼稚園の教諭の仮免許状に係る所要資格を得た者は昭和三十一年三月三十一日まで、昭和三十一年三月三十一日までに同表に規定する高等学校教諭仮免許状に係る所要資格を得た者は昭和四十二年三月三十一日まで、新法第三条第一項及び第二項の規定にかかわらず、それぞれ、当該所要資格に相当する学校の教諭(講師を含む)の職にあることができる。

4 前二項の規定に該当する者に対して教育職員検定により二級普通免許状を授与する場合における学力及び実務の検定は、新法第六条第二項の規定にかかわらず、次の表の第三欄及び第四欄の定めるところによる。

第一欄	第二欄	第三欄	第四欄
所要資格	基礎資格	第二欄に規定する基礎資格を取得したのち、第一欄に掲げる学校の教員として良好な成績で勤務した旨の所轄庁の証明を有することを必要とする最低在職年数	第二欄に規定する基礎資格を取得したのち、大学において修得することを必要とする最低単位数
受けようとする免許状の種類			
小学校、中学校又は幼稚園の教諭の二級普通免許状	前二項の規定により第一欄に掲げる学校の教諭の職にあることができること。	三	一五
高等学校教諭二級普通免許状	前二項の規定により高等学校の教諭の職にあることができること。	五	四五

中学校又は高等学校において職業実習又は農業実習、工業実習、商業実習、水産実習若しくは船舶実習を担任する教諭の二級普通免許状	第二項の規定により第一欄に掲げる学校においてそれぞれの実習を担任する教諭の職にあることができること。	三	一〇
養護教諭二級普通免許状	第二項の規定により養護教諭の職にあることができること。	三	一〇
旧法の規定により盲学校、ろう学校又は養護学校の教諭の授手を受けていること。	旧法の規定により盲学校、ろう学校又は養護学校の教諭の授手を受けていること。	三	一〇
旧法の規定により盲学校、ろう学校又は養護学校の教諭の授手を受けていること。	旧法の規定により盲学校、ろう学校又は養護学校の教諭の授手を受けていること。	三	一〇

備考

- この表により、盲学校、ろう学校又は養護学校の教諭の二級普通免許状を除く二級普通免許状を受けようとする者については、第二項の規定に該当する者にあつては新法附則第五項の規定を、前項の規定に該当する者にあつては新法第六条第二項別表第三備考第四号の規定を準用する。
- 新法第六条第二項別表第三備考第一号、第三号及び第五号の規定は、この表の場合について準用する。
- 新法第六条第二項別表第六備考第二号の規定は、この表の養護教諭二級普通免許状の項第三欄について準用する。
- この表により、小学校教諭二級普通免許状を受けようとする者が、修業年限四年の教員養成諸学校を卒業した者、修業年限四年以上の専門学校を卒業した者（これに相当するものとして、文部省令で定める者を含む。以下同じ）、旧教員免許令による高等学校高等科教員免許状若しくは高等女学校高等科及び専攻科教員免許状を有する者若しくは旧大学令による学士の称号を有する者であるとき、又は幼稚園教諭二級普通免許状を受けようとする者が、修業年限四年の教員養成諸学校を卒業した者若しくは修業年限四年以上の専門学校を卒業した者であるときは、この表の小学校中学校又は幼稚園の教諭の二級普通免許状の項第三欄中「三」とあるのを「一」と同項第四欄中「一五」とあるのを「一〇」と読み替えるものとする。
- この表により小学校教諭二級普通免許状を受けようとする者が、旧教員免許令による中学校高等女学校教員免許状、高等女学校教員免許状又は実業学校教員免許状を有する者であるときは、この表の小学校、中学校又は幼稚園の教諭の二級普通免許状の項第三欄中「三」とあるのを「五」と、同項第四欄中「一五」とあるのを「一〇」と読み替えるものとする。
- 第二項の規定に該当する者が、この表により二級普通免許状を受けようとする場合においては、教育職員免許法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理に關する法律による改正後の施行法（以下「新施行法」という。）第七條第二項及び第三項の規定を準用する。
- この法律の施行の際、現に高等学校の助教諭の職にある者又は高等学校助教諭免許状を有する者で高等学校の講師の職にあるものは、新法第三條第一項及び第二項の規定にかかわらず、昭和三十三年三月三十一日までは、その職にあることができる。
- 新法第六條第二項別表第三により高等学校教諭二級普通免許状を受けようとする者が、旧法第五條第三項及び同法附則第四項の規定により高等学校助教諭免許状の授手を受けているものであるときは、同表の高等学校教諭二級普通免許状の項第三欄中「五」とあるのを「一〇」と、同項第四欄中「四五」とあるのを「九〇」と読み替えるものとする。
- 第三項に規定する所要資格に關しては、この法律の施行の際、現に存する旧法第五條別表第一備考第二号に掲げる小学校、中学校又は幼稚園の教員養成機関は、昭和三十三年三月三十一日までは、新法第五條第一項別表第一に掲げる大学に含まれるものとする。
- この法律の施行の際、現に大学に在學し、又は既にこれを卒業した者で、昭和三十四年三月三十一日までに旧法第五條別表第一の一級普通免許状又は二級普通免許状の項に規定するそれぞれの免許状に係る所要資格を得たものは、新法第五條第一項別表第一にかかわらず、それぞれの学校の教諭の一級普通免許状又は二級普通免許状の授手を受けることができる。
- 新法第六條第二項別表第三により、小学校、中学校又は幼稚園の教諭の二級普通免許状を受けようとする者が、新施行法第一條第一項の表の第二号、第三号若しくは第七号から第九号までの規定に該当する者で同条第三項の規定によりそれぞれの学校の教員の臨時免許状の交付を受けたものであるとき、又は同法第二條第一項の表の第二号から第四号まで、第六号、第九号から第十二号まで、第十五号から第十七号まで、第十九号、第二十号、第二十号の三、第二十四号若しくは第二十四号の二の規定に該当する者で、同項の規定によりそれぞれの学校の教員の臨時免許状の授手を受けているものであるときは、前項の規定にかかわらず、同表の小学校又は幼稚園の教諭の二級普通免許状の

項第三欄中「六」とあるのを「一」と、これらの項第四欄中「四五」とあるのを「一〇」と読み替えるものとする。

11 新法第六条第二項別表第三により小学校教諭二級普通免許状を受けようとする者が、旧教員免許令による中学校高等女学校教員免許状、高等女学校教員免許状又は実業学校教員免許状を有する者で小学校教諭免許状の授与を受けているものであるときは、同表の小学校教諭二級普通免許状の項第三欄中「六」とあるのを「五」と、同項第四欄中「四五」とあるのを「一〇」と読み替えるものとする。

12 新法第六条第三項別表第四により中学校の教諭の二級普通免許状又は二級普通免許状を受けようとする者が、当該教科について旧法若しくは旧施行法の規定により中学校教諭仮免許状の授与を受けた者であるとき、又は新施行法第一条第一項の表の第二号に掲げる者若しくは同法第二条第一項の表の第六号、第九号、第十号、第十六号、第十七号、第二十号若しくは第二十号の三に掲げる者で当該教科に係る中学校教諭免許状の交付若しくは授与を受ける資格を有するものであるときは、新法第六条第三項別表第四の中学校教諭の項第三欄に掲げる単位数のうち、教科に関する専門科目十単位及び教職に関する専門科目三単位はすでに修得したものとみなし、同欄

に掲げるそれぞれの単位数から差し引くものとする。

13 新法第六条第三項別表第四により高等学校の教諭の二級普通免許状又は二級普通免許状を受けようとする者が、当該教科について旧法若しくは旧施行法の規定により高等学校教諭仮免許状の授与を受けた者であるとき、又は新施行法第二条第一項の表の第二号、第三号、第六号、第十号、第十九号、第二十号若しくは第二十号の三に掲げる者で当該教科に係る高等学校教諭免許状の授与を受ける資格を有するものであるときは、新法第六条第三項別表第四の高等学校教諭の項第三欄に掲げる単位数のうち、甲教科にあつては教科に関する専門科目十五単位、乙教科にあつては教科に関する専門科目十単位及びそれぞれの教職に関する専門科目三単位は、既に修得したものとみなし、同欄に掲げるそれぞれの単位数から差し引くものとする。

14 新法第六条第二項別表第七により盲学校、ろう学校又は養護学校の教諭の二級普通免許状を受けようとする者が、旧法第五条第一項別表第一又は第六条第二項別表第七によりそれぞれの学校の教諭の二級普通免許状の授与を受けているときは、新法第六条第二項別表第七の二級普通免許状の項第四欄中「六」とあるのを「四」と読み替えるものとする。

15 新法第六条第二項別表第六により二級普通免許状を受けようとする者が、高等学校（旧中等学校令による高等女学校を含む。）を卒業した者である場合に、保健婦助産婦看護婦法による看護婦の免許を受けている者であるとき、又は同法第五十三条第一項若しくは第三項の規定に該当する者であるときは、同表の二級普通免許状の項第三欄中「六」とあるのを「三」と、同項第四欄中「三〇」とあるのを「一〇」と読み替えるものとする。

16 新法附則第八項又は旧法附則第十項の規定により授与された養護助教諭の臨時免許状を有する者に二級普通免許状を授与する場合については、新法第五十一条第二号の規定は、適用しない。この二級普通免許状を授与された者に二級普通免許状を授与する場合についても同様とする。

17 高等学校において農業実習、工

業実習、商業実習、水産実習又は船舶実習を担任する助教諭の臨時免許状は、これらの実習に関する学科の課程を修めて高等学校（旧中等学校令による実業学校を含む。）を卒業し、三年以上その学科に関する実地の経験を有する者又は高等学校の専攻科に二年以上在学し、これらの実習に関する学科の課程を修めた者に対しては、当分の間、新法第五十三条第三項但書の規定にかかわらず、授与することができ

18 小学校、中学校、高等学校又は幼稚園の教諭の普通免許状を有する者は、昭和三十五年三月三十一日までは、新法第三条第三項の規定にかかわらず、盲学校、ろう学校又は養護学校の相当する各部の教諭となることができる。

教育職員免許法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理に関する法律案
教育職員免許法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理に関する法律

（教育職員免許法施行法の一部改正）
第一条 教育職員免許法施行法（昭和二十四年法律第四十八号）の一部を次のように改正する。
第一条第一項の表中「仮免許状」を「臨時免許状」と、同条第二項中「第六項」を「第五項」に改める。
第二条第一項の表の下欄中「仮

免許状」を「臨時免許状」と、同表第十五号中「卒業した者」を「昭和三十三年三月三十一日までに卒業した者」と改め、同表の第二十五号から第三十三号までを削り、同表の第三十四号を第二十五号とし、同条第二項中「第六項」を「第五項」に改める。
第四条及び第五条を次のように改める。
第四条及び第五条 削除
第六条中「又は文部省令で定める講習の修了証明書」を削る。
第七条第一項を次のように改める。

第一条若しくは第二条の規定により高等学校教諭二級普通免許状の交付若しくは授与を受けた者（免許法附則第六項の表の第四号及び第五号の第一欄に掲げる基礎資格を有する者を除く。）又は第二条第一項第二十二号若しくは第二十三号の規定により盲学校若しくはろう学校の教員の二級普通免許状若しくは臨時免許状の授与を受けた者に対して、教育職員検定により高等学校教諭一級普通免許状又は盲学校若しくはろう学校の教員の二級普通免許状若しくは二級普通免許状を授与する場合における学力及び実務の検定は、免許法第六条第二項の規定にかかわらず、次の表の第三欄及び第四欄の定めるところによる。

第一欄	第二欄	第三欄	第四欄
第一欄 所要資格	第二欄 有することを必要とする第一欄に掲げる学校の教員の免許状の種類	第三欄 第二欄に掲げる各免許状を取得したのち、第一欄に掲げる学校の教員として良好な成績で勤務した旨の所轄庁の証明を有することを必要とする最低在職年数	第四欄 第二欄に掲げる各免許状を取得したのち、大学において修得すること必要とする最低単位数
高等学校教諭一級普通免許状	二級普通免許状	五	二〇
盲学校又はろう学校の教諭一級普通免許状	二級普通免許状	三	一〇
二級普通免許状	臨時免許状	三	一〇

備考

一 この表により高等学校教諭一級普通免許状を受けようとする者については、免許法附則第五項の規定を準用する。

二 免許法第六条第二項別表第三備考第一号、第三号、第五号及び第六号の規定は、この表の場合について準用する。

第七条第二項中「前項に規定する者」を「第一条又は第二条の規定により免許状の交付又は授与を受けた者が、免許法第六条第二項別表第三、第五、第六若しくは第七又は前項の規定により上級免許状の授与を受けようとするときは、その者に改める。」

第八条及び第九条を次のように改める。

第八条及び第九条 削除
(教育委員会法の一部改正)

第二条 教育委員会法(昭和二十三年法律第七十号)の一部を次のように改正する。

第四十一条第二項中「教育職員免許法(昭和二十四年法律第四十号)」を「教育職員免許法(昭和二十四年法律第四十号)」と改める。

十七号)の定める教育職員の免許状を有する者のうちから、」を削る。

第五十条第一号中「教育職員免許法」を「教育職員免許法(昭和二十四年法律第四十七号)」に、「校長及び教員並びに教育長及び指導主事」を「教員」に改める。
第七十八条第二項中「第四十一条及び」を削る。

(教育公務員特例法の一部改正)

第三条 教育公務員特例法(昭和二十四年法律第一号)の一部を次のように改正する。

第十三条第二項を次のように改める。

2 前項の採用志願者名簿は、校長については、法律に定める必要な資格を有する者で採用を願ったものについて、教員については、教育職員免許法(昭和二十四年法律第四十七号)による教員の免許状を有する者で採用を願ったものについて、

国立学校にあつては人事院、公立学校にあつては都道府県の教育委員会が作成する。

第十三条第三項中「前二項」を「第一項及び第二項」に改め、同項を同条第四項とし、以下一項ずつ繰り下げ、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 校長の資格は、教育職員免許法による教諭の一級普通免許状(以下「教諭一級普通免許状」という。)を有し、且つ、五年以上、教員の職又は官公庁若しくは私立学校における教育事務に關する職その他の文部省令で定める教育に關する職にあつたこととする。

第十六条第二項中「それぞれの免許状を有する者」を「それぞれ法律に定める必要な資格を有する者」に、同条第三項中「前二項」を「第一項及び第二項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第四項を同条第六項とし、同条第二項の次に次の二項を加える。

3 教育長の資格は、左の各号の一に該当するものとする。
一 学士の称号を有し、且つ、文部省令で定めるところにより、大学において所定の単位を修得し、五年以上教育に關する職にあつたこと。
二 二年以上、校長、指導主事、社会教育主事(教諭一級普通免許状を有する者に限る。)その他の文部省令で定める職員の職にあつたこと。
三 教諭一級普通免許状を有し、且つ、文部省令で定めるところにより、所定の単位を修得し、十年以上教員の職にあつたこと。
四 文部省令で定めるところにより、所定の単位を修得し、且つ、十年以上教育に關する職にあつたこと。
五 指導主事の資格は、教諭一級普通免許状を有し、且つ、文部省令で定めるところにより、大学において所定の単位を修得し、五年以上教育に關する職にあつたこととする。

を修得し、五年以上教育に關する職にあつたこと。

二 二年以上、校長、指導主事、社会教育主事(教諭一級普通免許状を有する者に限る。)その他の文部省令で定める職員の職にあつたこと。

三 教諭一級普通免許状を有し、且つ、文部省令で定めるところにより、所定の単位を修得し、十年以上教員の職にあつたこと。

四 文部省令で定めるところにより、所定の単位を修得し、且つ、十年以上教育に關する職にあつたこと。

五 指導主事の資格は、教諭一級普通免許状を有し、且つ、文部省令で定めるところにより、大学において所定の単位を修得し、五年以上教育に關する職にあつたこととする。

4 指導主事の資格は、教諭一級普通免許状を有し、且つ、文部省令で定めるところにより、大学において所定の単位を修得し、五年以上教育に關する職にあつたこととする。

(社会教育法の一部改正)

第四条 社会教育法(昭和二十四年法律第二十七号)の一部を次のように改正する。

第九条の四第二号中「教育職員の職」を「文部大臣の指定する教育に關する職」に改める。

(私立学校法の一部改正)

第五条 私立学校法(昭和二十四年法律第二十七号)の一部を次のように改正する。

第七條中「校長(園長を含む。)及び」を削る。

(青年学級振興法の一部改正)

第六条 青年学級振興法(昭和二十八年法律第二十一号)の一部を次のように改正する。

第十九条第二号中「又は仮免許状」を削り、同条第三号中「社会教育主事、」を「校長、教育長、指導主事、社会教育主事、」に改める。

附則

1 この法律は、教育職員免許法の一部を改正する法律(昭和二十九年法律第 号)の施行の日から施行する。

2 校長の選考について、改正後の教育公務員特例法第十三条第二項に規定する採用志願者名簿に記載された者がない場合又は記載された者のうちから選考することができない場合に限り、当分の間、同条第一項及び第三項の規定にかかわらず、左の各号の一に該当する者のうちから選考することができ

一 教諭一級普通免許状を有し、且つ、五年以上教員の職にあつたこと。
二 五年以上文部省令で定める教育に關する職にあつたこと。

化財研究所を「国立文化財研究所」

に、「有形文化財及び無形文化財」を

「文化財」に改め、同条第二項の表以

外の部分中「文化財研究所」を「国立

文化財研究所」に、同項の表中「東京

文化財研究所」を「東京国立文化財研

究所」に、「奈良文化財研究所」を「奈

良国立文化財研究所」に改め、同条

第三項及び第四項中「文化財研究

所」を「国立文化財研究所」に改める。

第二十五条中「国家公務員法（昭和

二十二年法律第二十号）」を「国家

公務員法（昭和二十二年法律第二十

号）」及びその特例に關して規定す

る法律」に改める。

第二十八条の見出し中「告示」を

「告示、通知」に改め、同条第一項を

次のように改める。

前条の規定による指定は、その

旨を官報で告示するとともに、当

該国宝又は重要文化財の所有者に

通知してする。

第二十八条第三項中「第一項」を

「第三項」に、「指定書を受け」を「指

定書の交付を受け」に、「二十日」を

「三十日」に改め、同条第二項及び第

三項を、それぞれ同条第四項及び第

五項とし、同条第一項の次に次の二

項を加える。

2 前条の規定による指定は、前

項の規定による官報の告示があ

つた日からその効力を生ずる。

但し、当該国宝又は重要文化財

の所有者に対しては、同項の規

定による通知が当該所有者に到

達した時からその効力を生ず

る。

3 前条の規定による指定をした

ときは、委員会は、当該国宝又

は重要文化財の所有者に指定書

を交付しなければならない。

第二十九条第二項を次のように

改める。

2 前項の規定による指定の解除

は、その旨を官報で告示すると

ともに、当該国宝又は重要文化

財の所有者に通知してする。

第二十九条第三項中「前項」を

「第二項」に、「二十日」を「三十日」

に改め、同項及び同条第四項を、

それぞれ同条第四項及び第五項と

し、同条第二項の次に次の一項を

加える。

3 第一項の規定による指定の解除

には、前条第二項の規定を準用す

る。

第三十一条第二項中「以下」を「以

下この節及び第六章において」に改

め、同条第四項中「前二項の規定に

よる」を削り、「第一項」を「前条及び

第一項」に改める。

第三十二条第二項中「前条の規定

による」を削り、同項に後段として

次のように加える。

この場合には、前条第三項の規

定は、適用しない。

第三十二条第三項中「前条の規定

による」を削り、同条の次に次の三

条を加える。

（管理団体による管理）

第三十二条の二 重要文化財につ

き、所有者が判明しない場合又は

所有者若しくは管理責任者による

管理が著しく困難若しくは不適当

であると明らかに認められる場合

には、委員会は、適当な地方公共団

体その他の法人を指定して、当該

重要文化財の保存のために必要な管

理（当該重要文化財の保存のため

必要な施設、設備その他の物件で

当該重要文化財の所有者の所有又

は管理に属するものの管理を含

む。）を行わせることができる。

2 前項の規定による指定をするに

は、委員会は、あらかじめ、当該重

要文化財の所有者（所有者が判明

しない場合を除く。）及び権原に基

く占有者並びに指定しようとする

地方公共団体その他の法人の同意

を得なければならない。

3 第一項の規定による指定は、そ

の旨を官報で告示するとともに、

前項に規定する所有者、占有者及

び地方公共団体その他の法人に通

知してする。

4 第一項の規定による指定には、

第二十八条第二項の規定を準用す

る。

5 重要文化財の所有者又は占有者

は、正当な理由がなくて、第一項

の規定による指定を受けた地方公

共団体その他の法人（以下この節

及び第六章において「管理団体」と

いう。）が行う管理又はその管理の

ため必要な措置を拒み、妨げ、又

は忌避してはならない。

6 管理団体には、第三十条及び第

三十一条第一項の規定を準用する。

第三十二条の三 前条第一項に規定

する事由が消滅した場合その他特

殊の事由があるときは、委員会

は、管理団体の指定を解除するこ

とができる。

2 前項の規定による解除には、前

条第三項及び第二十八条第二項の

規定を準用する。

第三十二条の四 管理団体が行う管

理に要する費用は、この法律に特

別の定のある場合を除いて、管理

団体の負担とする。

2 前項の規定は、管理団体と所有

者との協議により、管理団体が行

う管理により所有者の受ける利益

の限度において、管理に要する費

用の一部を所有者の負担とするこ

とを妨げるものではない。

第三十三条の見出しを「（滅失、損

等）」に改め、同条中「重要文化財

が滅失し、又は損したときは、所

有者（第三十一条の規定により管理

責任者を定めてある場合は、その

者）」を「重要文化財の全部又は一

部が滅失し、若しくは損し、又はこ

れを亡失し、若しくは盗み取られ

たときは、所有者（管理責任者又は

管理団体がある場合は、その者）」に改

める。

第三十四条中「第三十一条の規定

により管理責任者を定めてある」を

「管理責任者又は管理団体がある」に

改める。

第三章第一節第三款第三十五条

の前に次の二条を加える。

（修理）

第三十四条の二 重要文化財の修理

は、所有者が行うものとする。但

し、管理団体がある場合は、管理

団体が行うものとする。

（管理団体による修理）

第三十四条の三 管理団体が修理を

行う場合は、管理団体は、あらかじめ、その修理の方法及び時期につ

いて当該重要文化財の所有者（所有

者が判明しない場合を除く。）及び

権原に基づく占有者の意見を聞かな

なければならない。

2 管理団体が修理を行う場合に

は、第三十二条の二第五項及び第

三十二条の四の規定を準用する。

第三十五条第一項中「所有者」を

「所有者又は管理団体」に改める。

第三十六条第一項中「又は損す

る」を「損し、又は盗み取られる」

に、「又は第三十一条の規定による

管理責任者」を「管理責任者又は管

理団体」に改める。

第三十七条第一項及び第二項中

「第三十一条の規定による管理責任

者」を「管理団体」に改める。

第三十八条の見出し中「政府によ

る」を「委員会による国宝の」に改

め、同条第一項中「滅失若しくは

損」を「滅失、損若しくは盗難」

に、「又は第三十一条の規定による

管理責任者」を「管理責任者又は管

理団体」に、「若しくは損する」を

「損し、若しくは盗み取られる」に

改め、同条第二項中「又は第三十

一条の規定による管理責任者」を「管

理責任者又は管理団体」に、「交付

しなければならぬ」を「交付すると

ともに、権原に基づく占有者にこれら

の事項を通知しなければならない」

に改める。

第三十九条に次の一項を加える。

3 前条第一項の規定による修理又

は措置の施行には、第三十二条の

二第五項の規定を準用する。

第四十条第二項中「所有者」を「所

有者（管理団体がある場合は、その

者）」に改め、同項に次の但書を加え

る。

但し、同条第一項第二号の場合には、修理又は措置を要するに至つた事由が所有者、管理責任者若しくは管理団体の責に帰すべきとき、又は所有者若しくは管理団体がその費用の一部を負担する能力があるときに限る。

第四十二條第一項中「若しくはき損」を、「き損若しくは盗難」に改め、同条第五項の各号列記以外の部分中「相統税額」を「相統税額又は贈与税額」に改め、同項第一号を次のように改める。

一 当該重要文化財の取得につきその者が納付した、又は納付すべき相統税額又は贈与税額

第四十二條第五項第二号中「の課税価格」を「又は贈与税額の計算の基礎となつた課税価格」に、「場合の相統税額」を「場合に当該重要文化財又はその部分につき納付すべきこととなる相統税額又は贈与税額」に改め、同条第七項中「第九條第一項」を「第九條に」、「同号」を「同法第九條第八号」に改める。

第四十三條第二項中「前項」を「第一項」に改め、同条第三項中「を停止し」を「の停止を命じ」に改め、同条第二項及び第三項を、それぞれ同条第三項及び第四項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項但書に規定する維持の措置の範囲は、委員会規則で定める。

第四十三條の次に次の一條を加える。

(修理の届出等)

第四十三條の二 重要文化財を修理しようとするときは、所有者又は管理団体は、修理に着手しようとする日の三十日前までに、委員会規則の定めるところにより、委員会にその旨を届け出なければならぬ。但し、前条第一項の規定により許可を受けなければならない場合その他委員会規則の定めるところは、この限りでない。

とする日の三十日前までに、委員会規則の定めるところにより、委員会にその旨を届け出なければならぬ。但し、前条第一項の規定により許可を受けなければならない場合その他委員会規則の定めるところは、この限りでない。

2 重要文化財の保護上必要があると認めるときは、委員会は、前項の届出に係る重要文化財の修理に關し技術的な指導と助言を与えることができる。

第四十七條第一項及び第二項中「所有者」を「所有者(管理団体がある場合は、その者)」に、「管理」を「管理(管理団体がある場合を除く)」に改め、同条第三項中「第三十九條」を「第三十九條第一項及び第二項」に改め、同条第四項中「又は第三十一條の規定による管理責任者」を、「管理責任者又は管理団体」に改める。

第三章第一節第四款中第四十八條の前に次の一條を加える。

(公開)

第四十七條の二 重要文化財の公開は、所有者が行うものとする。但し、管理団体がある場合は、管理団体が行うものとする。

2 前項の規定は、所有者又は管理団体の出品に係る重要文化財を、所有者及び管理団体以外の者が、この法律の規定により行ひ公開の用に供することを妨げるものではない。

3 管理団体は、その管理する重要文化財を公開する場合には、当該重要文化財につき観覧料を徴収することができる。

第四十八條の見出しを「委員会による公開」に改め、同条第一項、第

二項及び第五項中「所有者」を「所有者(管理団体がある場合は、その者)」に、「国の」を「委員会の」に改め、同条第四項中「所有者」を「所有者又は管理団体」に改める。

第五十條第二項中「所有者」を「所有者又は管理団体」に改める。

第五十一條の見出し中「所有者」を「所有者等」に改め、同条第一項及び第二項中「所有者」を「所有者又は管理団体」に改め、同条第四項中「所有者」を「所有者及び公開」を「所有者又は管理団体」に改め、前三項の規定による公開及び当該公開に改め、同条第五項中「又は第三十一條の規定による管理責任者」を、「管理責任者又は管理団体」に改め、同条第六項中「第一項から第四項まで」を「第二項及び第三項」に改め、同条第七項中「第一項から第三項まで」を「前項」に、「所有者」を「その所有に」を「所有者又は管理団体」に改め、その所有又は管理に」に改め、同条の次に次の一條を加える。

第五十一條の二 前条の規定による公開の場合を除き、重要文化財の所在の場所を変更してこれを公衆の観覧に供するため第三十四條の規定による届出があつた場合には、前条第四項及び第五項の規定を準用する。

第五十二條第一項中「前条」を「第五十一條」に、「又は第三十一條の規定による管理責任者」を、「管理責任者又は管理団体」に改める。

第五十三條の見出し中「所有者」を「所有者等」に改め、同条第一項中「所有者」を「所有者及び管理団体」に改め、同条第二項中「公衆の観覧に

供する場合における」を「許可に係る公開及び当該公開に係る」に改め、同条第三項中「を停止し」を「の停止を命じ」に改める。

第五十四條中「又は第三十一條の規定による管理責任者」を、「管理責任者又は管理団体」に改める。

第五十五條第一項第三号中「又はき損する」を「き損し、又は盗み取られる」に改める。

第五十六條の見出し中「所有者変更」を「所有者変更等」に改め、同条に次の一項を加える。

3 管理団体が指定され、又はその指定が解除された場合には、第一項の規定を準用する。但し、管理団体が指定された場合には、もつぱら所有者に属すべき権利業務については、この限りでない。

第三章第二節中「第一款 埋蔵文化財」を削り、同節の節名の次に次の一條及び二章を加える。

(技術的指導)

第五十六條の二 重要文化財以外の有形文化財の所有者は、委員会規則の定めるところにより、委員会に有形文化財の管理又は修理に關し技術的指導を求めることができる。

第三章の二 無形文化財 (重要無形文化財の指定等)

第五十六條の三 委員会は、無形文化財のうち重要なものを重要無形文化財に指定することができる。

2 委員会は、前項の規定による指定をするに当たっては、当該重要無形文化財の保持者を認定しなければならない。

3 第一項の規定による指定は、そ

の旨を官報で告示するとともに、当該重要無形文化財の保持者として認定しようとする者に通知してする。

4 委員会は、第一項の規定による指定をした後においても、当該重要無形文化財の保持者として認定するに足りる者があつたと認めるときは、その者を保持者として追加認定することができる。

5 前項の規定による追加認定には、第三項の規定を準用する。

(重要無形文化財の指定等の解除)

第五十六條の四 重要無形文化財が重要無形文化財としての価値を失つた場合その他特殊の事由があるときは、委員会は、重要無形文化財の指定を解除することができる。

2 保持者が心身の故障のため保持者として適当でなくなつたと認められる場合その他特殊の事由があるときは、委員会は、保持者の認定を解除することができる。

3 第一項の規定による指定の解除又は前項の規定による認定の解除は、その旨を官報で告示するとともに、当該重要無形文化財の保持者に通知してする。

4 保持者が死亡したときは、保持者の認定は解除されたものとし、保持者のすべてが死亡したときは、重要無形文化財の指定は解除されたものとする。この場合には、委員会は、その旨を官報で告示しなければならない。

(保持者の氏名変更等)

第五十六條の五 保持者が氏名若しくは住所を変更し、又は死亡した

第五十六條の五 保持者が氏名若しくは住所を変更し、又は死亡した

とき、その他委員会規則の定める事由があるときは、保持者又はその相続人は、委員会規則の定める事項を記載した書面をもつて、その事由の生じた日（保持者の死亡に係る場合は、相続人がその事実を知つた日）から十日以内に委員会に届け出なければならない。

（重要無形文化財の保存）

第五十六條の六 委員会は、重要無形文化財の保存のため必要があると認めるときは、重要無形文化財について自ら記録の作成、伝承者の養成その他その保存のため適当な措置を行い、又は保持者若しくは地方公共団体その他その保存に当ることを適当と認める者に対し、その保存に要する経費の一部を補助することができる。

2 前項の規定により補助金を交付する場合

には、第三十五條第二項及び第三項の規定を準用する。

（重要無形文化財の公開）

第五十六條の七 委員会は、重要無形文化財の保持者に対し重要無形文化財の公開を、重要無形文化財の記録の所有者に対しその記録の公開を勧告することができる。

2 重要無形文化財の保持者又は重要無形文化財の記録の所有者から、重要無形文化財又は重要無形文化財の記録を国庫の費用負担において公開したい旨の申出があつた場合には、第五十一條第七項の規定を準用する。

3 前項の規定により公開したことに起因して当該重要無形文化財の記録が滅失し、又はき損した場合

ときは、第五十二條の規定を準用する。

には、第五十二條の規定を準用する。

（重要無形文化財の保存に関する助言又は勧告）

第五十六條の八 委員会は、重要無形文化財の保持者又は地方公共団体その他その保存に当ることを適当と認める者に対し、重要無形文化財の保存のため必要な助言又は勧告をすることができる。

（重要無形文化財以外の無形文化財の記録の作成等）

第五十六條の九 委員会は、重要無形文化財以外の無形文化財のうち特に必要のあるものを選択して、自らその記録を作成し、保存し、若しくは公開し、又は適当な者に対し、当該無形文化財の公開若しくはその記録の作成、保存若しくは公開に要する経費の一部を補助することができる。

2 前項の規定により補助金を交付する場合

には、第三十五條第二項及び第三項の規定を準用する。

第三章の三 民俗資料

（重要民俗資料の指定）

第五十六條の十 委員会は、有形の民俗資料のうち特に重要なものを重要民俗資料に指定することができる。

2 前項の規定による指定には、第二十八條第一項から第四項までの規定を準用する。

（重要民俗資料の指定の解除）

第五十六條の十一 重要民俗資料が重要民俗資料としての価値を失つた場合その他特殊の事由があるときは、委員会は、重要民俗資料の指定を解除することができる。

2 前項の規定による指定の解除には、第二十九條第二項から第四項までの規定を準用する。

（重要民俗資料の管理）

第五十六條の十二 重要民俗資料の管理には、第三十條から第三十四條までの規定を準用する。

（重要民俗資料の保護）

第五十六條の十三 重要民俗資料の現状を変更し、又はこれを輸出しようとする者は、現状を変更し、又は輸出しようとする日の二十日前までに、委員会規則の定めるところにより、委員会にその旨を届け出なければならない。但し、委員会規則の定める場合は、この限りでない。

2 重要民俗資料の保護上必要があると認めるときは、委員会は、前項の届出に係る重要民俗資料の現状変更又は輸出に關し必要な事項を指示することができる。

第五十六條の十四 重要民俗資料の保護には、第三十四條の二から第三十六條まで、第三十七條第二項から第四項まで、第四十二條、第四十六條及び第四十七條の規定を準用する。

（重要民俗資料の公開）

第五十六條の十五 重要民俗資料の所有者及び管理団体（第五十六條の十二で準用する第三十二條の二第一項の規定による指定を受けた地方公共団体その他の法人をいう。以下この章及び第六章において同じ。）以外の者がその主催する展覧会その他の催しにおいて重要民俗資料を公衆の観覧に供しようとするときは、委員会規則の定め

る事項を記載した書面をもつて、観覧に供しようとする最初の日の三十日前までに、委員会に届け出なければならない。

2 前項の届出に係る公開には、第五十一條第四項及び第五項の規定を準用する。

第五十六條の十六 重要民俗資料の公開には、第四十七條の二から第五十二條までの規定を準用する。

（重要民俗資料の保存のための調査及び所有者変更等に伴う権利義務の承継）

第五十六條の十七 重要民俗資料の保存のための調査には、第五十四條の規定を、重要民俗資料の所有者が変更し、又は重要民俗資料の管理団体が指定され、若しくはその指定が解除された場合には、第五十六條の規定を準用する。

（無形の民俗資料の記録の作成等）

第五十六條の十八 無形の民俗資料には、第五十六條の九の規定を準用する。

第四章 埋蔵文化財

第五十七條第一項を次のように改める。

土地を発掘して埋蔵物である文化財（以下「埋蔵文化財」という。）について調査しようとする者は、委員会規則の定める事項を記載した書面をもつて、発掘に着手しようとする日の三十日前までに委員会に届け出なければならない。但し、委員会規則の定める場合は、この限りでない。

第五十七條第二項中「埋蔵文化財の発掘」を「発掘」に改め、同条の次に次の一条を加える。

第五十七條の二 土木工事その他埋蔵文化財の調査以外の目的で、貝塚、古墳その他埋蔵文化財を包蔵する土地として周知されている土地を発掘しようとする場合には、前条第一項の規定を準用する。

2 埋蔵文化財の保護上特に必要があると認めるときは、委員会は、前項で準用する前条第一項の届出に係る発掘に關し必要な事項を指示することができる。

第五十八條の見出しを「委員会による発掘の施行」に改め、同条第一項を次のように改める。

委員会では、埋蔵文化財について調査する必要があると認めるときは、自ら埋蔵文化財を包蔵すると認められる土地の発掘を施行することができる。

第五十九條第一項中「発見したときは、委員会は、当該文化財をその所有者に返還する場合を除いて」を「発見した場合において、委員会は、当該文化財の所有者が判明しているときはこれを所有者に返還し、所有者が判明しないときは」に改める。

第六十四條第一項中「第六十一條第二項に規定する」を「前条第一項の規定により国庫に帰属した」に改め、同条第三項中「発見された」を「前条第一項の規定により国庫に帰属した」に、「埋蔵文化財を」を「文化財」に改める。

第六十六條の前の款名を削り、同条から第六十八條までを次のように改める。

第七部 文部委員会会議録第十六号

第六十六条から第六十八条まで 削除

第六十九条第一項を次のように改める。

委員会は、記念物のうち重要なものを史跡、名勝又は天然記念物（以下「史跡名勝天然記念物」と総称する。）に指定することができる。

第六十九条第二項中「前項の」を「前項の規定により指定されたに、」

「特別史跡名勝天然記念物」を「特別史跡、特別名勝又は特別天然記念物（以下「特別史跡名勝天然記念物」と総称する。）に改め、同条第三項を次のように改める。

3 前二項の規定による指定は、その旨を官報で告示するとともに、当該特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の所有者及び権原に基く占有者に通知してする。

第六十九条次に次の二項を加える。

4 前項の規定により通知すべき相手方が著しく多数で個別に通知し難い事情がある場合には、委員会は、同項の規定による通知に代えて、その通知すべき事項を当該特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の所在地の市町村の事務所又はこれに準ずる施設の掲示場に掲示することができる。この場合においては、その掲示を始めた日から二週間を経過した時に前項の規定による通知が相手方に到達したものとみなす。

5 第一項又は第二項の規定による指定は、第三項の規定による官報の告示があつた日からその効力を生ずる。但し、当該特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の所有者又は権原に基く占有者に対しては、第三項の規定による通知が到達した時又は前項の規定によりその通知が到達したものとみなされる時からその効力を生ずる。

第七十条第三項を次のように改める。

3 第一項の規定による仮指定には、前条第三項から第五項までの規定を準用する。

第七十条の次に次の一条を加える。

（所有権等の尊重及び他の公益との調整）

第七十条の二 委員会又は都道府県の教育委員会は、第六十九条第一項若しくは第二項の規定による指定又は前条第一項の規定による仮指定を行うに当つては、特に、関係者の所有権、鉱業権その他の財産権を尊重するとともに、国土の開発その他の公益との調整に留意しなければならない。

第七十一条第二項中「前条」を「第七十条第一項に、」指定があつたときを「指定があつた日から二年以内」に同条同項の規定による指定がなかつたとき」に改め、同条第三項中「前条」を「第七十条第一項に改め、同条第四項中「第六十九条第三項」を「第六十九条第三項から第五項まで」に改める。

第七十一条の次に次の二条を加える。

（管理団体による管理及び復旧）

第七十一条の二 史跡名勝天然記念物につき、所有者がいない若しくは判明しない場合又は所有者若しくは第七十四条第二項の規定により選任された管理の責に任ずべき者による管理が著しく困難若しくは不適当であると明らかに認められる場合には、委員会は、適当な地方公共団体その他の法人を指定して、当該史跡名勝天然記念物の保存のために必要な管理及び復旧（当該史跡名勝天然記念物の保存のために必要な施設、設備その他の物件で当該史跡名勝天然記念物の所有者の所有又は管理に属するものの管理及び復旧を含む）を行わせることができる。

2 前項の規定による指定をするには、委員会は、あらかじめ、指定しようとなる地方公共団体その他の法人の同意を得なければならない。

3 第一項の規定による指定は、その旨を官報で告示するとともに、当該史跡名勝天然記念物の所有者及び権原に基く占有者並びに指定しようとする地方公共団体その他の法人に通知してする。

4 第一項の規定による指定には、第六十九条第四項及び第五項の規定を準用する。

第七十一条の三 前条第一項に規定する事由が消滅した場合その他特殊の事由があるときは、委員会は、管理団体の指定を解除することができる。

2 前項の規定による解除には、前

条第三項並びに第六十九条第四項及び第五項の規定を準用する。

第七十二条の見出しを削り、同条第一項を次のように改める。

第七十一条の二 第二項の規定による指定を受けた地方公共団体その他の法人（以下この章及び第六章において「管理団体」という。）は、委員会規則の定める基準により、史跡名勝天然記念物の管理に必要な標識、説明板、境界標、囲さくその他の施設を設置しなければならない。

第七十二条第二項中「指定（仮指定を含む。以下同じ。）されたもの」を削り、「前項に規定する管理及び管理」を「管理団体が行う管理若しくは復旧又はその管理若しくは復旧」に改め、同条第三項から第六項までを削り、同条第二項を同条第四項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 史跡名勝天然記念物の指定地域内の土地について、その土地の所在、地番、地目又は地積に異動があつたときは、管理団体は、委員会規則の定めるところにより、委員会にその旨を届け出なければならない。

3 管理団体が復旧を行う場合は、管理団体は、あらかじめ、その復旧の方法及び時期について当該史跡名勝天然記念物の所有者（所有者が判明しない場合を除く。）及び権原に基く占有者の意見を聞かなければならない。

第七十二条の次に次の一条を加える。

第七十二条の二 管理団体が行う管理及び復旧に要する費用は、この法律に特別の定めのある場合を除いて、管理団体の負担とする。

2 前項の規定は、管理団体と所有者との協議により、管理団体が行う管理又は復旧により所有者の受ける利益の限度において、管理又は復旧に要する費用の一部を所有者の負担とすることを妨げるものではない。

3 管理団体は、その管理する史跡名勝天然記念物につき観覧料を徴収することができる。

第七十三条第一項中「前条の規定により地方公共団体その他の団体が行う史跡名勝天然記念物の管理」を「管理団体が行う管理又は復旧」に、「地方公共団体その他の団体は」を「管理団体は」に改め、同条の次に次の一条を加える。

第七十三条の二 管理団体が行う管理には、第三十条、第三十一条第一項及び第三十三条の規定を、管理団体が行う管理及び復旧には、第三十五条及び第四十七条の規定を、管理団体が指定され、又はその指定が解除された場合には、第五十六条第三項の規定を準用する。

第七十四条に見出しとして「（所有者による管理及び復旧）」を附し、同条第一項中「第七十二条に規定する」を「管理団体がある」に改め、「に指定されたもの」を削り、「管理」を「管理及び復旧」に改め、同条第二項中「以下」を「以下この章及び第六章において」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合には、第三十一条第三項の規定を準用する。

第七十四条第三項を削る。

第七十五条を次のように改める。

第七十五条 所有者が行う管理に

は、第三十条、第三十一条第一

項、第三十二条、第三十三条並び

に第七十二条第一項及び第二項

(同条第二項については、管理責

任者がある場合を除く。)の規定

を、所有者が行う管理及び復旧に

は、第三十五条及び第四十七条の

規定を、所有者が変更した場合の

権利義務の承継には、第五十六条

第一項の規定を、管理者責任者が

行う管理には、第三十条、第三十

一条第一項、第三十二条第三項、

第三十三条、第四十七条第四項及

び第七十二条第二項の規定を準用

する。

第七十六条第一項中「又は喪亡す

る」を「喪亡し、又は盗み取られ

る」に、「管理者」を「管理団体、所有者

又は管理責任者」に改める。

第七十七条第一項及び第二項中

「管理者」を「管理団体又は所有者」に

改める。

第七十八条の見出し中「政府によ

る」を「委員会による特別史跡名勝天

然記念物の」に改め、同条第一項中

「き損、若しくは喪亡」を「き損、喪

亡若しくは盗難」に、「管理者」を「管

理団体、所有者又は管理責任者」に、

「若しくは喪亡する」を「喪亡し、若

しくは盗み取られる」に改める。

第七十九条中「若しくは喪亡」を、

「喪亡若しくは盗難」に、「第七十四

条第三項」を「第七十三条の二及び第

七十五条」に、「第七十八条」を「前

条」に改める。

第八十条の見出し中「制限」を「制限

及び原状回復の命令」に改め、同条

第一項中「その維持の措置をする場

合」を「現状変更については維持の措

置をする場合、保存に影響を及ぼす

行為については影響の軽微である場

合」に改め、同条第二項中「前項の

」を「第一項の規定による」に、「第二

項」を「第三項」に、「第三項」を「第四

項」に改め、同項を同条第三項とし、

同条第一項の次に次の一項を加え

る。

2 前項但書に規定する維持の措置

の範囲は、委員会規則で定める。

第八十条に次の二項を加える。

4 委員会又はその権限の委任を受

けた都道府県の教育委員会の第一

項の規定による処分には、第七十

条の二の規定を準用する。

5 第一項の規定による許可を受け

ず、又は第三項で準用する第四十

三条第三項の規定による許可の条

件に従わないで、史跡名勝天然記

念物の現状を変更し、又はその保存

に影響を及ぼす行為をした者に対

しては、委員会は、原状回復を命ず

ることができる。この場合には、

委員会は、原状回復に関し必要な

指示をすることができる。第八十

条の次に次の一項を加える。

(復旧の届出等)

第八十条の二 史跡名勝天然記念物

を復旧しようとするときは、管理

団体又は所有者は、復旧に着手し

ようとする日の三十日前までに、

委員会規則の定めるところによ

ればならない。但し、前条第一項の規定により許可を受けなければならぬ場合その他委員会規則の定める場合は、この限りでない。

2 史跡名勝天然記念物の保護上必要があるとき認めるときは、委員会は、前項の届出に係る史跡名勝天然記念物の復旧に関し技術的な指導と助言を与えることができる。

第八十一条第三項中「前項の場合には」を「第一項の規定による制限又は禁止に違反した者には、第八十条第五項の規定を、前項の場合には」に改める。

第八十二条中「管理者」を「管理団体、所有者又は管理責任者」に改める。

第八十三条第一項第三号中「又は喪亡する」を「喪亡し、又は盗み取られる」に改める。

第八十四条の見出し中「古墳、旧跡その他の」を削り、同条中「古墳、旧跡その他の」を「貝塚、住居跡、古墳その他」に改め、同条に次の但書を加える。

但し、第五十七条第一項の規定による届出をした場合は、この限りでない。

第八十四条に次の一項を加える。

2 前項の規定による届出があつた場合には、委員会は、当該遺跡の保護上必要な事項を指示することができる。

第六章中第八十五条の前に次の節名を加える。

第一節 聴聞及び異議の申立

第八十五条第一項第二号中「第三

項(第八十条第二項)を「第四項(第八十条第三項)に改め、同条第三号中「第四十五条又は第八十一条」を「第四十五条第一項又は第八十一条第一項」に改め、同項第四号中「並びに第六十八条第二項及び第三項」を「(第五十六条の七第二項で準用する場合を含む)、第五十一条の二、第五十六條の十五第二項及び第五十六條の十六」に改め、同項に次の一号を加える。

八 第八十条第五項(第八十一条第三項で準用する場合を含む。)の規定による原状回復の命令

第八十五条第二項中「且つ、」を「且つ、その処分又は措置の内容及び」に改める。

第八十五条の次に次の八条を加える。

(異議の申立)

第八十五条の二 委員会又はその権限の委任を受けた都道府県の教育委員会がした左に掲げる処分に不服のある者は、委員会に対し、異議の申立をすることができる。

一 第四十三条第一項又は第八十条第一項の規定による現状変更等の許可又は不許可

二 第四十五条第一項又は第八十一条第一項の規定による制限、禁止又は命令で特定の者に対して行われるもの

三 第七十一条の二第一項の規定による管理団体の指定

2 前項の規定による異議の申立は、処分の相手方及び処分の通知を受けるべき者にあつては処分のあつた日又は処分の通知を受けた日から、その他の者にあつては処

分のあつたことを知つた日から三十日以内に、委員会規則の定める事項を記載した申立書を委員会に提出して、行わなければならない。

3 正当な事由により前項の期間内に異議の申立をすることができなかつたことを疎明した者は、同項の期間の経過後でも、異議の申立をすることができる。

(却下)

第八十五条の三 委員会は、異議の申立が不適法であると認めるときは、申立を却下しなければならない。

(異議の申立のあつた場合の聴聞)

第八十五条の四 異議の申立があつたときは、第八十五条の二第一項第二号の事案に係る場合及び申立を却下する場合を除き、委員会は、申立を受理した日から三十日以内に、公開による聴聞を開始しなければならない。

2 委員会は、前項の聴聞を行おうとするときは、聴聞の期日及び場所をその期日の十日前までに異議の申立をした者に通告し、且つ、事案の要旨並びに聴聞の期日及び場所を公示しなければならない。

(参加)

第八十五条の五 異議の申立をした者の外、当該処分について利害關係を有する者で聴聞に参加して意見を述べようとするものは、委員会規則の定める事項を記載した書面をもつて、委員会にその旨を申し出て、その許可を受けなければならぬ。

4 第一項の規定による管理によつて生ずる収益は、当該地方公共団体その他の法人の収入とする。

5 地方公共団体その他の法人が第一項の規定による管理を行う場合には、重要文化財又は重要民俗資料の管理に係るときは、第三十条、第三十一条第一項、第三十二条の四第一項、第三十三条、第三十四条、第三十五条、第三十六条、第四十七条の二第三項及び第五十四条の規定を、史跡名勝天然記念物に係るときは、第三十条、第三十一条第一項、第三十三条、第三十五条、第七十二条第二項及び第三項、第七十六条並びに第八十二条の規定を準用する。

第九十五条の二 前条第一項の規定による指定の解除については、第三十二条の三の規定を準用する。

第九十五条の三 委員会は、重要文化財、重要民俗資料又は史跡名勝天然記念物の保護のため特に必要があると認めるときは、第九十五条第一項の規定による指定を受けた地方公共団体その他の法人に当該文化財の修理又は復旧を行わせることができる。

2 前項の規定による修理又は復旧を行わせる場合には、第九十五条第二項の規定を準用する。

3 地方公共団体その他の法人が第一項の規定による修理又は復旧を行う場合には、重要文化財又は重要民俗資料に係るときは、第三十二条の四第一項及び第三十五条の二第一項及び第三十三

規定を、史跡名勝天然記念物に係るときは、第三十五条、第七十二条の二第一項及び第七十三条の規定を準用する。

第九十六条中「埋蔵文化財の」を削る。
第九十七条中「埋蔵文化財」を「文化財」に改め、同条の次に次の節名を加える。

第三節 地方公共団体及び教育委員会
第九十八条を次のように改める。
(地方公共団体の事務)

第九十八条 地方公共団体は、文化財の管理、修理、復旧、公開その他その保存及び活用に要する経費につき補助することができる。

2 地方公共団体は、条例の定めるところにより、重要文化財、重要民俗資料、重要無形文化財及び史跡名勝天然記念物以外の文化財で当該地方公共団体の区域内に存するものうち重要なものを指定して、その保存及び活用のため必要な措置を講ずることができる。

3 前項の条例に關する議案の作成及び提出については、教育委員会法(昭和二十三年法律第七十号)第六十一条に規定する事件の例による。

4 第二項に規定する条例の制定若しくはその改廃又は同項に規定する文化財の指定若しくはその解除を行つた場合には、教育委員会は、委員会規則の定めるところにより、委員会にその旨を報告しなければならない。

第九十九条第一項第一号を次のように改める。

一 第三十五条第三項(第三十六

条第三項(第五十六条の十四、第七十六条第二項(第九十五条第五項で準用する場合を含む。))及び第九十五条第五項で準用する場合を含む。、第三十七條第四項(第五十六条の十四及び第七十七条第三項で準用する場合を含む。))、第五十六条の六第二項、第五十六条の九第二項(第五十六条の十八で準用する場合を含む。)、第五十六条の十四、第七十三条の二、第七十五条、第九十五条第五項及び第九十五条の三第三項で準用する場合を含む。の規定による指揮監督

第九十九条第一項第三号中「並びに第六十八条第二項及び第三項」を(第五十六条の七第二項で準用する場合を含む。)、第五十一条の二(第五十六条の十六で準用する場合を含む。)、第五十六条の十五第二項及び第五十六条の十六に改め、同項第五号中「第五十四条」を「第五十四条(第五十六条の十七及び第九十五条第五項で準用する場合を含む。))」に、「第八十二条」を「第八十二条(第九十五条第五項で準用する場合を含む。))」に改める。

第九十九条の見出し中「重要文化財」を「重要文化財等」に改め、同条第一項中「第四十八条」を「第四十八條(第五十六条の十六で準用する場合を含む。))」に、「重要文化財」を「重要文化財又は重要民俗資料」に改め、同条第二項中「重要文化財」を「重要文化財又は重要民俗資料」に改め、同条第九十九条第一項中「若しくは損」を「若しくは損若しくは盗難」に改め、「埋蔵文化財」を削り、「若しくは

第九十九条第一項第三号中「並びに第六十八条第二項及び第三項」を(第五十六条の七第二項で準用する場合を含む。)、第五十一条の二(第五十六条の十六で準用する場合を含む。)、第五十六条の十五第二項及び第五十六条の十六に改め、同項第五号中「第五十四条」を「第五十四条(第五十六条の十七及び第九十五条第五項で準用する場合を含む。))」に、「第八十二条」を「第八十二条(第九十五条第五項で準用する場合を含む。))」に改める。

第九十九条の見出し中「重要文化財」を「重要文化財等」に改め、同条第一項中「第四十八条」を「第四十八條(第五十六条の十六で準用する場合を含む。))」に、「重要文化財」を「重要文化財又は重要民俗資料」に改め、同条第二項中「重要文化財」を「重要文化財又は重要民俗資料」に改め、同条第九十九条第一項中「若しくは損」を「若しくは損若しくは盗難」に改め、「埋蔵文化財」を削り、「若しくは

第九十九条第一項第三号中「並びに第六十八条第二項及び第三項」を(第五十六条の七第二項で準用する場合を含む。)、第五十一条の二(第五十六条の十六で準用する場合を含む。)、第五十六条の十五第二項及び第五十六条の十六に改め、同項第五号中「第五十四条」を「第五十四条(第五十六条の十七及び第九十五条第五項で準用する場合を含む。))」に、「第八十二条」を「第八十二条(第九十五条第五項で準用する場合を含む。))」に改める。

第九十九条の見出し中「重要文化財」を「重要文化財等」に改め、同条第一項中「第四十八条」を「第四十八條(第五十六条の十六で準用する場合を含む。))」に、「重要文化財」を「重要文化財又は重要民俗資料」に改め、同条第二項中「重要文化財」を「重要文化財又は重要民俗資料」に改め、同条第九十九条第一項中「若しくは損」を「若しくは損若しくは盗難」に改め、「埋蔵文化財」を削り、「若しくは

第九十九条第一項第三号中「並びに第六十八条第二項及び第三項」を(第五十六条の七第二項で準用する場合を含む。)、第五十一条の二(第五十六条の十六で準用する場合を含む。)、第五十六条の十五第二項及び第五十六条の十六に改め、同項第五号中「第五十四条」を「第五十四条(第五十六条の十七及び第九十五条第五項で準用する場合を含む。))」に、「第八十二条」を「第八十二条(第九十五条第五項で準用する場合を含む。))」に改める。

第九十九条第一項第三号中「並びに第六十八条第二項及び第三項」を(第五十六条の七第二項で準用する場合を含む。)、第五十一条の二(第五十六条の十六で準用する場合を含む。)、第五十六条の十五第二項及び第五十六条の十六に改め、同項第五号中「第五十四条」を「第五十四条(第五十六条の十七及び第九十五条第五項で準用する場合を含む。))」に、「第八十二条」を「第八十二条(第九十五条第五項で準用する場合を含む。))」に改める。

「喪失」を、「喪失若しくは盗難」に改める。

第九十九条の見出しを(「重要文化財等の管理等の受託又は技術的指導」)に改め、同条第一項中「所有者又は第三十一条の規定による管理責任者」を「所有者(管理団体がある場合は、その者)又は管理責任者」に、「重要文化財の管理若しくは修理」を「重要文化財、重要民俗資料又は史跡名勝天然記念物の管理(管理団体がある場合を除く。)、修理若しくは復旧」に改め、同条第二項中「管理又は修理」を「管理、修理又は復旧」に、「第三十九条」を「第三十九条第一項及び第二項」に改める。

第九十九条の三第四項を次のように改める。

4 前項の条例に關する議案の作成及び提出には、第九十八条第三項の規定を準用する。

第九十九条を次のように改める。

第九十九条 削除
第九十九条第一項中「二万五千円」を「三千円」に改め、同条の次に次の二条を加える。

第九十九条の二 史跡名勝天然記念物の現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をして、これを滅失し、若しくは損し、又は喪失するに至らしめた者は、五年以下の懲役若しくは禁錮又は三万円以下の罰金若しくは科料に処する。

2 前項に規定する者が当該史跡名勝天然記念物の所有者であるときは、二年以下の懲役若しくは禁錮又は一万円以下の罰金若しくは科料に処する。

第九十九条の三 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務又は財産の管理に關して前三条の違反行為をしたときは、その行為者を罰する外、その法人又は人に對し、各本条の罰金を科する。

第九十九条の四 第四十七條第三項を第四十七條第三項(第五十六条の十四で準用する場合を含む。))に、「第四十九條」を「第四十九條(第五十六条の十六で準用する場合を含む。))」に、「重要文化財」を「重要文化財、重要民俗資料」に、「又は喪失する」を「喪失し、又は盗み取られる」に、「二万五千円」を「三万円」に改める。

第九十九条の五 同条第一号中「第三十六條第一項」を「第三十六條第一項(第五十六条の十四及び第九十五条第五項で準用する場合を含む。))」に、「重要文化財」を「重要文化財若しくは重要民俗資料」に、「修理」を「国宝の修理」に改め、同条第二号中「都道府県」を「その権限の委任を受けた都道府県」に改め、同条第三号中「第七十六條第一項」を「第七十六條第一項(第九十五条第五項で準用する場合を含む。))」に、「復旧」を「特別史跡名勝天然記念物の復旧」に改め、同条第四号中「都道府県」を「その権限の委任を受けた都道府県」に改める。

第九十九条の六 同条第三十八條第一項の規定による「第三十九條第三項(第九一條第二項で準用する場合を含む。))」で準用する第三十二條の二第五項の規定に違反して、「に、若しくは損」を「若しくは損若しくは盗

第九十九条の七 同条第三十八條第一項の規定による「第三十九條第三項(第九一條第二項で準用する場合を含む。))」で準用する第三十二條の二第五項の規定に違反して、「に、若しくは損」を「若しくは損若しくは盗

第九十九条の八 同条第三十八條第一項の規定による「第三十九條第三項(第九一條第二項で準用する場合を含む。))」で準用する第三十二條の二第五項の規定に違反して、「に、若しくは損」を「若しくは損若しくは盗

第九十九条の九 同条第三十八條第一項の規定による「第三十九條第三項(第九一條第二項で準用する場合を含む。))」で準用する第三十二條の二第五項の規定に違反して、「に、若しくは損」を「若しくは損若しくは盗

第九十九条の十 同条第三十八條第一項の規定による「第三十九條第三項(第九一條第二項で準用する場合を含む。))」で準用する第三十二條の二第五項の規定に違反して、「に、若しくは損」を「若しくは損若しくは盗

第九十九条の十一 同条第三十八條第一項の規定による「第三十九條第三項(第九一條第二項で準用する場合を含む。))」で準用する第三十二條の二第五項の規定に違反して、「に、若しくは損」を「若しくは損若しくは盗

離に改め、同条第三号中「第四十六
条」を「第四十六條（第五十六條の十
四で準用する場合を含む。）に、「同
条第三項」を「同条第三項（第五十六
條の十四で準用する場合を含む。）に、
「重要文化財」を「重要文化財又は
重要民俗資料」に、「同条第一項」を
「同条第一項（第五十六條の十四で
準用する場合を含む。）に、「同項但
書」を「同項但書（第五十六條の十
四で準用する場合を含む。）に改め、
同条第四号中「都道府県」を「そ
の権限の委任を受けた都道府県」に
改め、同条第五号中「第七十八條の
規定による」を「第七十八條第二項
又は第九十一條第二項で準用する第三
十九條第三項で準用する第三十二條
の二第五項の規定に違反して、に、
「若しくは喪失」を「喪失若しくは
盗難」に改める。

第一百十一條第一号中「第二十八條
第三項、第二十九條第三項又は第五
十六條第二項」を「第二十八條第五
項、第二十九條第四項（第五十六條
の十一第二項で準用する場合を含む。）
又は第五十六條第二項（第五十六條
の十七で準用する場合を含む。）に、
「重要文化財」を「重要文化財
又は重要民俗資料」に改め、同条
第二号中「第七十四條第三項」を「第
五十六條の十二及び第七十四條第二
項」に、「第三十二條（第七十五條）
」を「第三十二條（第五十六條の十二
及び第七十五條）に、「第三十三條（第
七十五條）を「第三十三條（第五十六
條の十二、第七十五條及び第九十五
條第五項）に、「第三十四條」を「第三
十四條（第五十六條の十二及び第九
十五條第五項で準用する場合を含む。）

る場合を含む。）又は第七十二條
第四項の規定に違反して、管
理、修理若しくは復旧又は管
理、修理若しくは復旧のため必
要な措置を拒み、妨げ、又は忌
避した者
第一百十二條中を次のように改め
る。
第一百十二條 削除
第一百十五條第七項を削り、同条第
八項及び第九項を、それぞれ同条第
七項及び第八項とする。
第一百二十四條第二項中「東京文化
財研究所」を「東京国立文化財研究
所」に改める。

附則
1 この法律は、昭和二十九年七月
一日から施行する。
2 この法律の施行前にした史跡名
勝天然記念物の仮指定は、この法
律による改正後の文化財保護法
（以下「新法」といふ。）第七十一條
第二項の規定にかかわらず、新法
第六十九條第一項の規定による指
定があつた場合の外、この法律の
施行の日から三年以内に同条同項
の規定による指定がなかつたとき
は、その効力を失ふ。
3 この法律の施行前六月以内にこ
の法律による改正前の文化財保護
法第四十三條第一項若しくは第八
十條第一項の規定によつてした現
状変更等の許可若しくは不許可の
処分又は同法第四十五條第一項若
しくは第八十一條第一項の規定
によつてした制限、禁止又は命令
で特定の者に対して行われたもの
に不服のある者は、この法律の施
行の日から三十日以内に委員会に
対して異議の申立をすることがで
きる。この場合には、第八十五條
の二第二項及び第三項並びに第八
十五條の三から第八十五條の九ま
での規定を準用する。
4 この法律の施行前にした行為に
対する罰則の適用については、な
お従前の例による。
5 史跡名勝天然記念物を管理すべ
き団体の指定等に関する政令（昭
和二十八年政令第二百八十九号）
は、廃止する。
6 旧史跡名勝天然記念物を管理す
べき団体の指定等に関する政令第
一條第一項の規定により指定を受
けた地方公共団体その他の団体及
び同令附則第二項の規定により同
令第一條第一項の規定により指定
を受けた地方公共団体その他の団
体とみなされたもので法人である
ものは、新法第七十一條の二第一
項又は第九十五條第一項の規定に
より指定を受けた地方公共団体そ
の他の法人とみなす。
7 前項に規定する団体で法人でな
いものには、新法第七十一條の
二、第九十五條又は第九十五條の
三の規定にかかわらず、この法律
の施行の日から一年間は、新法第
七十一條の二第一項、第九十五條
第一項又は第九十五條の三第一項
に規定する管理及び復旧を行わせ
ることが出来る。この場合には、
新法中第七十一條の二第一項又は
第九十五條第一項の規定による指
定を受けた法人に関する規定を準
用する。
8 教育公務員特例法（昭和二十四

年法律第一号）の一部を次のよう
に改正する。
第二十二條中「第十三條」を「第
十四條」に、「文化財研究所」を「國
立文化財研究所」に改める。
9 屋外広告物法（昭和二十四年法
律第八十九号）の一部を次のよう
に改正する。
第四條第一項第三号中「第二十
七條」を「第二十七條又は第五十六
條の十第一項」に、「第六十九條又
は第七十條」を「第六十九條第一
項若しくは第二項又は第七十條第
一項」に改める。
10 建築基準法（昭和二十五年法律
第二十一号）の一部を次のように
改正する。
第三條第一項中「重要文化財」を
「重要文化財、重要民俗資料」に改
める。
11 地方税法（昭和二十五年法律第
二百二十六号）の一部を次のよう
に改正する。
第三百四十八條第二項第八号中
「文化財保護法」を「文化財保護法
（昭和二十五年法律第二百十四
号）」に、「重要文化財」を「重要文
化財、重要民俗資料」に改める。